

平成 2 4 年

第 6 回 柳 川 市 議 会 定 例 会 会 議 録

開会：平成 2 4 年 1 2 月 4 日

閉会：平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日

柳 川 市 議 会

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月4日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
12月5日	水	考 案 日	
12月6日	木	本 会 議	議案質疑
12月7日	金	考 案 日	
12月8日	土	休 会	
12月9日	日	休 会	
12月10日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月12日	水	休 会	
12月13日	木	委 員 会	
12月14日	金	委 員 会	
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	委 員 会	
12月18日	火	事 務 整 理 日	
12月19日	水	事 務 整 理 日	
12月20日	木	本 会 議	採決・閉会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 75 号	専決処分の承認について（専決第6号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第6号））	24.12.6	原案可決
議 案 第 76 号	平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について	24.12.20	原案可決
議 案 第 77 号	平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	24.12.20	原案可決
議 案 第 78 号	平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について	24.12.20	原案可決
議 案 第 79 号	柳川市道路構造の基準に関する条例の制定について	24.12.20	原案可決
議 案 第 80 号	柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定について	24.12.20	原案可決
議 案 第 81 号	柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	24.12.20	原案可決
議 案 第 82 号	柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について	24.12.20	原案可決
議 案 第 83 号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24.12.20	原案可決
議 案 第 84 号	柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	24.12.6	原案可決
議 案 第 85 号	市道路線の認定について	24.12.20	原案可決
議 案 第 86 号	柳川市民温水プールの指定管理者の指定について	24.12.20	原案可決

議案 第87号	柳川市観光案内所の指定管理者の指定について	24.12.20	原案可決
議案 第88号	福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について	24.12.6	原案可決
議案 第89号	福岡県市町村災害共済基金組合の解散について	24.12.6	原案可決
議案 第90号	福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について	24.12.6	原案可決
議案 第91号	有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合理約の変更について	24.12.20	原案可決
議案 第92号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	24.12.20	原案可決
議案 第93号	柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	24.12.20	原案可決

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 5 号	専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）	24.12.4	報 告

柳川市議会第6回定例会会議録

平成24年12月4日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	横	山	英	眞
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	島	添	守	男
総	務	白	谷	通	孝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	眞	剛
税	務	樽	見	孝	則
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	稲	又	義	輝
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
商	工	田	中	利	光

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
						末	勇	人	

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成24年7月分、8月分、9月分)

(2) 市長の行政報告について

日程 (1) 議会運営委員長報告について

日程 (2) 会議録署名議員の指名について

日程 (3) 議案第75号 専決処分の承認について (専決第 6 号 平成24年度柳川市一般会計補正予算 (第 6 号))

日程 (4) 議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算 (第 7 号) について

議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について

議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

日程 (5) 議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定について

議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定について

議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程 (6) 議案第85号 市道路線の認定について

議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

議案第88号 福岡県市町村災害共済基金組合同約の変更について

議案第89号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

議案第90号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合同約の変更について

日程 (7) 報告について

1 報告第 5 号 専決処分の報告について (専決第 5 号 和解及び損害賠償額の決定について)

午前10時 開会

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成24年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を行います。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成24年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、市長会及び広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

10月2日に大川市におきまして、第123回福岡県市長会が開催されました。本市から「都市財政の拡充強化について」や「地域防災体制強化のための施策の充実について」など33議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

また、本市から提案いたしておりました「農林水産業の振興について」や「福祉施策の充実強化について」など5議案は、11月7日に沖縄県宮古島市で開催されました第111回九州市市長会総会におきまして、「沖縄県への過度な基地負担の軽減を求める決議」等とともに全議案承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

そして、同時に両市長会におきまして、春の第110回九州市市長会開催と九州北部豪雨の際の御支援並びに御協力に対し、厚くお礼を申し述べました。

次に、災害復旧のため延期いたしておりました柳川土木協会総会を10月3日に開催し、10月12日には有明海高潮対策促進期成同盟会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会の3期成会の総会を開催いたしました。同日は国道443号道路整備促進期成会総会もあわせて開催されました。

このほか、10月15日には南島原市で開催されました九州農地海岸保全協会の役員会、総会、研修会に出席いたしております。

さらに、10月23日には那珂川町で開催されました大牟田神埼福岡線国道建設促進期成会総会に出席いたしました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず初めに、私が会長を務めております有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきましては、10月29日に九州農政局に対し、そして11月19日には農林水産省並びに地元選出国会議員に対し、干拓堤防の防護に加え、環境を盛り込んだ調和のとれた総合的な有明海東部海岸保全事業の促進について政策提案を行いました。

また、福岡県有明海漁業振興対策協議会におきましては、10月30日に福岡県に対し、ノリ養殖の協業化に関する緊急要望を行いました。

そして、11月9日には同協議会の協議懇談会を開催し、11月26日に福岡県に対し、有明海の水産業振興のため、「有明海特別措置法に基づく有明海再生対策事業の継続について」など6項目について要望活動を行ったところであります。

さらに、高潮対策のための「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進に関しましては、地元の河川改修協議会役員の皆様とともに、11月9日に筑後川河川事務所及び九州地方整備局、さらに11月19日には国土交通省及び地元選出国会議員に対し、事業の早期完成のための必要な事業予算の確保について要望活動を行いました。

次に、11月22日には福岡県に対して、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会より、予算の確保とともに、早期実現のための全体事業計画の確立及び事業促進とあわせ沖端川の渡架橋工事の整備促進を要望し、また大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会より、全線の早期事業化等の事業促進と必要な予算の確保を要望いたしました。

そのほか、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会におきましては、10月17日に福岡県に対し、道路整備の充実を求める決議とともに、予算の確保と事業の促進を要望いたしました。そして、11月14日には国土交通省と地元選出国会議員に対し、同要望を行っております。

また、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会では、11月13日に国土交通省と地元選出国会議員に対し、そして11月22日には九州地方整備局に対して、十分な予算措置や徳益インターチェンジから大川中央インターチェンジ間の自動車専用道路化など5項目の要望を行っております。

さらに、11月16日には九州旅客鉄道株式会社（JR九州）に対し、筑後七国商工観光推進協議会より「新幹線筑後船小屋駅における停車本数の確保とさくらの停車本数の増便」並びに「九州新幹線日帰り2枚きっぷ」の継続販売を要望いたしました。

ほかにも、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、国道443号道路整備促進期成会など5期成会・協議会より、それぞれ関係する国の省庁並びに地元選出国会議員、さらに福岡県に対し、事業の早期促進と予算の確保について要望、提案を行ったところであります。

そして、一連の国、県への要望活動の折に、このたびの九州北部豪雨災害について、これ

までの迅速な対応へのお礼とともに、今後の対応について御支援と御協力を依頼してきたことを申し添えます。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

まず初めに、さきの九州北部豪雨による有明海への大量の土砂や流木の流出により、漁港の壊滅的な被害並びにノリ養殖への影響が危惧されましたが、地元関係者並びに国、県等の御努力によって、これらの土砂や流木は撤去され、昨年より1週間早い10月16日にノリ養殖が解禁になり、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。そして、11月18日には早朝より小川福岡県知事とともに、中島漁業団地のノリ加工施設での加工状況と有明海の漁場を視察いたしました。さらに、11月28日には昨年より5日おくれて福岡有明海漁業協同組合連合会として初めての乾ノリ初入礼会が開催されました。

種つけ以降、天候にも恵まれ、近年にない高品質のノリが生産されており、昨年に比べ6,000万枚多い1億5,393万枚の新ノリが出荷され、売上高でも昨年の約2倍の2,140,000千円でした。この先も引き続き海況の安定による福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」が質、量ともにこれまでにない生産ができることを切に願っています。

次に、行政区長の皆様に市政の報告を行うとともに、市政の課題について意見交換を行うため、10月25日に総合保健福祉センター水の郷で懇談会を本年も開催いたしました。今回の懇談会は、7月に発生した九州北部豪雨に関するものが中心となり、九州北部豪雨についての対応と今年度の主な事業の説明を行うとともに、区長会から事前に御質問いただいていた「河川堤防の整備について」や「迅速かつ的確な防災情報伝達の整備について」、「国・県のインフラ事業の推進について」など7項目の事項にお答えをいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接お伺いすることができましたので、今後の市政運営並びに防災・減災に役立てていきたいと思っております。

また、11月24日、25日には農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する当地域最大の市民まつりであります「第8回柳川よかもんまつり」を開催いたしました。

今回の市民まつりは8回目を迎えて、名称を「よかもんまつり」と改め、2日間にわたり開催いたしました。内容も年々充実を図り、毎回好評を博している天然本マグロの解体実演や雲龍ちゃんこ大鍋を初め、地元の特産品や名産品などの展示、実演、即売が行われました。

1日目の午前中はあいにくの雨でしたが、それ以降は天候にも恵まれ、市内外から6万6,000人ものお客様に御来場いただき、盛況のうちに終えることができ、元気な柳川を市内外にPRできたものと思っております。これもひとえに、実行委員会を初め、多くの皆様の御理解と御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。

最後に、このたびの九州北部豪雨で被災された皆様への義援金の配分額を決定する「柳川市九州北部豪雨災害義援金配分委員会」を11月6日に開催し、11月中には被災された方々へ

義援金をお送りすることができました。そして、今なお多くの方々より義援金をお寄せいただいております。災害発生以来、これまでに義援金をお寄せいただきました市内はもとより、全国の皆様方に対しまして、改めて心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。まず、私の声でございますが、聞き取りにくい点が多々あると思っておりますが、御了承いたします。

平成24年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、11月30日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月4日から12月20日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日、開会、提案理由の説明。5日は考案日。6日を議案質疑。7日は考案日。8日、9日は休日で休会。10日、11日、12日を一般質問。13日、14日を委員会。15日、16日は休日で休会。17日は委員会。18日、19日は事務整理日。20日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3 議案第75号から日程6 議案第91号までの17議案の一括上程であります。

日程7が報告についてであります。

なお、本報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第75号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第76号から議案第78号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第76号は総務委員会に審査を付託、議案第77号は教育民生委員会に審査を付託、議案第78号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第79号から議案第84号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第79号から議案第82号までの4議案は建設委員会に審査を付託、議案第83号は総務委員会に審査を

付託、議案第84号は即決といたしております。

次に、議案第85号から議案第91号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第85号は建設委員会に審査を付託、議案第86号は教育民生委員会に審査を付託、議案第87号は産業経済委員会に審査を付託、議案第88号から議案第90号までの3議案は即決、議案第91号は総務委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、12番太田武文議員及び23番梅崎和弘議員を指名いたします。

日程第3～第6 議案第75号～議案第91号

議長（古賀澄雄君）

日程3．議案第75号から日程6．議案第91号までの17議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

まず、議案第75号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案は、本年11月16日に衆議院が解散したことから、当該議員選挙に係る経費について、緊急に予算措置を講じる必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、これを平成24年度柳川市一般会計補正予算（第6号）として、平成24年11月19日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の規模といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,428,530千円といたしたものであります。

予算の内容としましては、歳出において、投開票立会人の報酬、臨時職員の賃金、投開票従事者の報償費などの経費として2款・総務費に22,095千円を追加し、歳入においては、その財源として14款・県支出金に同額を追加したものであります。

次に、議案第76号から議案第78号までの補正予算案3議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,436,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,865,077千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から御説明申し上げます。

まず、各款にわたります一般職の人件費については、18,992千円を増額しております。

これは主に育児休業等による不用額を減額する一方、本年7月の九州北部豪雨を初めとする災害時における職員の時間外勤務手当などの支給による不足額を増額するものでありまして、この明細については、補正予算書の91ページに記載いたしております。

なお、今回の補正におきまして、本年4月の職員の人事異動に伴う科目間の人件費調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。

次に、人件費以外について款ごとに御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う清算金を財源とした財政調整基金への積立金406,881千円及び市のマスコットキャラクター「こっぼりー」のPR経費600千円を増額しております。

3款・民生費では、利用者の増加などに伴う障害者自立支援給付費142,550千円、障害児通所給付費31,700千円、保育所運営費62,000千円、中山保育園施設整備事業費補助金82,511千円、前年度事業費の精算に伴う生活保護国庫支出金の返還金53,714千円などを増額しております。

なお、中山保育園施設整備事業費補助金につきましては、このたび同保育園が社会福祉法人としての認可を受けて、本年7月の九州北部豪雨により甚大な被害を受けた園舎を改築するためのものでありまして、今回の被害状況を踏まえ、通常の補助率に本市独自の補助分を上乗せして交付することといたしております。

4款・衛生費では、有明広域葬斎施設組合負担金3,200千円を増額しております。

現在、有明広域葬斎施設組合が運営しております有峰苑が築32年を経過し、老朽化が進んでおり、改築の必要が生じております。このため、今後、みやま市が運営しております瀬高葬斎場と有峰苑とを統合した新たな火葬場を建設する計画としております。今回の補正予算は、その建設に向けた基本構想作成などの調査経費に対する同施設組合への負担金であります。

6款・農林水産業費では、経営規模拡大交付金235千円を増額しております。

この経営規模拡大交付金につきましては、現耕作面積がおおむね5ヘクタール以上の農業

者が3年の間に当該耕作面積の3割以上の農地を新たに10年以上借り入れて米、麦、大豆の規模拡大を図る場合、その借り入れ面積に応じて補助するものでありまして、今回の交付対象者は1名となっております。

7款・商工費では、中小企業者等融資資金の早期完済件数の増加による信用保証料補助金3,866千円及びマルシヨク跡地の不動産鑑定委託料229千円を増額しております。

8款・土木費では、大橋九反坪線道路整備工事費21,960千円、筑紫都市下水路ポンプ場整備事業費67,000千円、スポーツ広場の整備及び拡張用地購入のための間スポーツ広場整備事業費24,034千円、柳川駅周辺地区事業費253,700千円などを増額しております。

なお、筑紫都市下水路ポンプ場整備事業費につきましては、本年9月議会において、同ポンプ場周辺地区における排水対策を検討するための調査費予算を御承認いただきました。これを受けて、早速、同ポンプ場の排水能力などについて専門家に委託して調査をしました結果、既設ポンプの排水能力及び周辺水路の導水能力が不足していることが判明しました。このため、今回、来年以降の梅雨などに備え、水中ポンプ2基の増設と周辺の水路等の整備を早急に実施するものであります。

また、柳川駅周辺地区事業費につきましては、西鉄柳川駅の東西の地域を結ぶ自由通路の整備に係る経費でありまして、内容は、同通路の東側支柱の設置及び同通路を整備するに当たり支障となる鉄道電気施設の移設を西日本鉄道株式会社へ工事委託するとともに、同通路の桁部分を製作するための工事費であります。

9款・消防費では、九州北部豪雨水害記録の印刷製本費など815千円を増額しております。

10款・教育費では、二ツ河小学校の借地購入費4,143千円や垂見校区コミュニティーセンターに係る3月分の維持管理費267千円などを増額しております。

12款・公債費では、199,238千円を増額しております。

これは福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴い、同組合から借り入れております地方債の繰り上げ償還などによる元金233,805千円を増額する一方、平成23年度借り入れ地方債の利率確定などによる利子34,567千円を減額しているものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、8款・地方特例交付金は、減収補てん特例交付金3,259千円を増額しております。

9款・地方交付税では、404,610千円を増額しております。

11款・分担金及び負担金では、保育料個人負担金10,003千円を増額しております。

13款・国庫支出金では、自立支援給付費や柳川駅周辺地区事業費を初めとする社会資本整備総合交付金など232,614千円を増額しております。

14款・県支出金では、保育所運営費や保育所緊急整備事業費など、101,429千円を増額しております。

16款．寄付金では、教育費寄付金及びふるさと寄付金677千円を増額しております。

17款．繰入金では、二ツ河小学校の借地購入に活用するため、三橋地域振興基金4,143千円を増額しております。

18款．繰越金では、52,131千円を増額しております。

19款．諸収入では、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う清算金406,881千円を増額しております。

20款．市債では、220,800千円を増額しております。これは地方債対象事業費の増額によるものであります。

このほか、第2表 繰越明許費では、中山保育園施設整備事業費補助金や柳川駅周辺地区事業費など10件の事業費について、翌年度への予算繰り越しを御提案いたしております。

第3表 債務負担行為補正では、本年度に予定しております西日本鉄道株式会社との工事委託に関する協定書の締結に向けた柳川駅周辺地区事業に係る同社への工事委託料など3件について追加するとともに、市民温水プールに係る指定管理料の変更を御提案しております。

第4表 地方債補正では、道路整備事業など3事業について、事業の追加、または借り入れ限度額の変更を御提案しております。

次に、議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度決算による繰越金の額の確定並びに平成24年度の決算見込みにおいて職員の人件費の不足が見込まれるため、必要な額を補正しようとするものであります。

歳入については、繰越金及び事務費繰入金、歳出については、広域連合保険料等負担金及び給料、共済組合負担金等の人件費をそれぞれ増額補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ3,992千円を追加し、補正後の予算総額を920,992千円とするものであります。

次に、議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年4月に行われた人事異動により、職員が1名減員したことに伴い、当該人件費を減額するものであります。

予算規模としましては、収益的収入及び支出の既決予定額のうち、事業費用1,222,895千円から7,200千円を減額し、補正後の金額を1,215,695千円とするものであります。

続いて、議案第79号から第84号までの条例案6議案について御説明申し上げます。

まず、議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年5月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次一括法の施行により、道

路法に係る道路構造の技術的基準が改正され、その一部が条例に委任されたことを受け、新たに条例を制定するものであります。

市が道路管理者となっている市道に関する道路の構造の技術的基準につきましては、先に条例が制定されました福岡県の基準に準拠いたしており、今後も継続して道路の安全性、円滑性の確保に努めたいと考えております。

次に、議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第79号と同様、いわゆる第1次一括法の施行により、道路法に係る案内標識、警戒標識等の寸法の基準が改正され、その一部が条例に委任されたことを受け、新たに条例を制定するものであります。

市が道路管理者となっている市道に関する道路標識の寸法や文字などの大きさにつきましては、福岡県の基準に準拠いたしております。

次に、議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年8月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法の施行により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に係る道路の構造に関する基準が改正され、その一部が条例に委任されたことを受け、新たに条例を制定するものであります。

特定道路のうち、市が道路管理者となっております市道の移動等の円滑化のために必要な道路構造基準につきましては、福岡県の基準に準拠いたしております。

次に、議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第81号と同様、いわゆる第2次一括法の施行により、水道法の一部が改正され、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格につきましては、政令や省令で定める資格等を参酌し、条例で定めることになったため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年3月に完成予定の垂見コミュニティーセンターを初め、今後、大和地域、三橋地域に11の校区コミュニティーセンター施設を整備する予定であります。これらの新たに整備する施設には、非常勤職員である公民館の主事補を配置することとしておりますので、本案はその報酬額を定めておくものであります。

なお、報酬額については、柳川地域の校区公民館主事補と同額といたしております。

次に、議案第84号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年8月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法により、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理に関しては、政令で定める基準等を参酌し、条例で定めることとなったため、関係規定の整備を行うものであります。

公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理につきましては、政令に規定するものと同じ内容で、条例に關係条文を追加し、その他、所要規定の整備を行うものであります。

次に、議案第85号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、本市三橋町下百町地内での西鉄柳川駅自由通路整備に伴い、1路線を新たに市道に認定しようとするものであります。

次に、議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本制度は、公の福祉施設や文化施設等の管理運営を民間企業やNPO法人などに任せることで、よりよいサービスの提供と経費の削減を目的としております。

柳川市民温水プール管理運営につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、平成25年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに公募により指定管理者の候補者を選定いたしたところであります。

経過を申し上げますと、平成24年10月1日に公募の告示をし、10月22日から10月31日まで公募の受け付けをしたところ、1社からの応募がありました。その後、11月7日に開催されました選定委員会での審査を経て、株式会社アクセス・ジャパンスポーツを候補者に選定いたし、今回提案するものであります。

また、指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市観光案内所の管理運営につきましては、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、平成25年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の候補者を選定いたしたものであります。

指定管理者の候補者の選定につきましては、前回と同様、条例に規定する「公の施設の性格、規模、及び機能により公募に適さないとき」を適用し、公募によらない選定方法といたし、これまでの市からの委託の実績や情報の収集、発信など地域に精通している理由などが

ら、前回に引き続き柳川市観光協会を候補者に選定いたし、今回提案するものであります。

また、指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第88号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について御説明申し上げます。

本案は、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定により、規約に特別の定めをするため、同組合理約を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、現在の組合理約では、解散に伴う平成24年度の決算に係る審査及び議会の認定については全ての構成市町村で行う必要があるため、同決算に係る審査及び議会の認定等の事務を同組合の組合長の出身市である福津市の1市のみで行えるよう、同組合の解散に伴う事務の承継に関する規定を追加する規約の変更を行うものであります。

次に、議案第89号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月31日限りで福岡県市町村災害共済基金組合が解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、同組合は福岡県内の全ての市町村を構成団体とする一部事務組合として昭和48年4月に設立され、災害に関する費用に充てるために、それぞれの構成市町村からの納付金を原資とした互助共済方式によって行う積立金に関する事務及び公営競技収益金均てん化納付金による基金に関する事務を共同処理してきました。しかし、近年、国の災害に対する市町村への財政支援措置が充実されたことなどにより、このたび同組合を解散することとしたものであります。

次に、議案第90号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

本案は、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、まず、構成市町村からの納付金を原資とした積立金につきましては、解散時点での積み立て残高が約15,830,349千円となる見込みであり、この全額を各市町村の納付金累計額に応じて、それぞれの市町村へ帰属させる、つまり返還することにより清算することとしております。

なお、これにより本市には約406,881千円が返還される見込みであります。

次に、福岡県公営競技収益金均てん化基金につきましては、解散時点での積み立て残高が約124,979千円となる見込みであり、この全額を福岡県自治振興組合に帰属させることにより清算し、今後、同組合が実施する市町村職員の研修事業に活用することといたしております。

次に、議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、柳川市とみやま市の全区域を対象とする新しい火葬場の建設に関する事務を有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加え、同組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 報告について

議長（古賀澄雄君）

日程7．報告について。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第5号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、柳川総合保健福祉センター水の郷、柳川温泉「南風」露天風呂の事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成24年10月17日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成24年9月17日午後7時ごろ、香川県高松市在住の男性が「南風」の露天風呂に設置している椅子に座ろうとした際、プラスチック製の椅子が劣化していたため壊れて、腰を痛められたものであります。これに係る治療費として損害賠償額を7,940円と決定し、示談いたしたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険で対応いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時47分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成24年12月6日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次			
副市	長	石橋義浩			
教	育	長	北川満		
総務	部長	大坪正明			
会計	管理者	横山英真			
市民	部長	田島稔大			
保健	福祉部長	高田淳治			
建設	部長	野田彰			
産業	経済部長兼大和庁舎長	古賀廣介			
教育	部長兼三橋庁舎長	高田厚			
消	防	長	古賀輝昭		
人事	秘書課長	島添守男			
総	務	課長	白谷通孝		
企	画	課長	橋本祐二郎		
税	務	課長	樽見孝則		
健康	づくり	課長	高巢雄三		
福	祉	課長	稲又義輝		
学	校	教	育	課長	高崎祐二
生	涯	学	習	課長	石橋正次
建	設	課長	中村敬二郎		
農	政	課長	成清博茂		
水	路	課長	安藤和彦		

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美	
議	会	事	務	局	次	長兼議事係長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務係長	池末勇人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第75号 専決処分の承認について(専決第6号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第6号))
- 2 議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

- 3 議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定について
- 6 議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 7 議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 8 議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 9 議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第84号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第85号 市道路線の認定について
- 12 議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
- 13 議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について
- 14 議案第88号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について
- 15 議案第89号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 16 議案第90号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 17 議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合理約の変更について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、または自己の意見を述べることをないようをお願いをしておきます。

議案第75号 専決処分の承認について（専決第6号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 専決処分の承認について（専決第6号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第6号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について

議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について及び議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定について

議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定について

議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第84号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

の以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第85号 市道路線の認定について

議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

議案第88号 福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について

議案第89号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

議案第90号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

及び議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合理約の変更について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）

23番梅崎です。議案第90号につきまして、2点ほどお尋ねいたします。

まず、本市への返還金でありますけれども、この返還金の今後の取り扱いについて、それと、この災害共済基金が活用されなかった主な理由と伺いますか、これを教えていただきたいと思っております。

以上、2点です。

総務部長（大坪正明君）

まず、災害共済基金組合の本市への返還金の今後の取り扱いについてということでございますが、今回の福岡県市町村災害共済基金組合が解散することに伴います本市への清算金につきましては、本議会に提案しております一般会計補正予算（第7号）で財政調整基金に積み立てることにしております。今後は、本市の財政調整基金条例第6条第2項に、基金の用途の一つとして「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。」という状況もありますので、災害共済基金組合の設立目的なども勘案しながら、今回のような災害のときの財源として活用していきたいというふうに考えております。

次に、災害共済基金が活用されなかった主な理由ということでございますが、これは国の災害に対する財政支援が充実したことなどが主な理由ではないかと考えられます。

災害に対する財政支援について幾つか具体例を申し上げますと、公共土木災害の補助金につきましては、国の補助が3分の2、残りの3分の1が市の負担となりますが、この市の負担分に対しては、地方債を全額ですね、100%充当することができます。そして、その地方債の元利償還金の95%が後年度交付税で措置されるという非常に有利なものでございまして、実質的な市の負担は事業費の1.7%程度でございます。

また、農地農林漁業施設災害の補助分につきましては、国の補助金がおよそ90%、残り10%が市の負担となります。市の負担に対する地方債の充当率が90%で、元利償還の95%が後年度普通交付税で措置されます。そういうことで、実質的な市の負担については、事業費の1.5%と非常に少ない割合になっております。

もちろん補助がない事業、市単独で事業しなければならないものもございまして。こういったものについては一般財源、そして必要な金額が大きい場合には財政調整基金等を充てるということにしております。

本市において活用しなかった理由としましては、これまで大きな災害が発生しなかったこと及び先ほど御説明しましたように、国の財政支援の充実に伴いまして一般財源の活用額が少額であった、少なかったということが理由でございます。

なお、今回の九州北部豪雨におきましては、7月20日に専決処分いたしました一般会計補

正予算（第2号）で、財政調整基金から2億円を活用いたしております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この返還金が災害や住民の生活の向上などに活用されるという御答弁だったんじゃないかと思っております。ぜひ有効な活用をお願いしたいと思っております。

今度の7月の豪雨災害でつくづく思ったことですが、被災者の生活支援などのために福岡県独自の支援制度が必要ではないかと思っております。いわゆる全国の先進地では、県と市町村が拠出金を出し合って基金をつくり、国の制度に上乘せしたり、国の支援制度から外れた被災者に対する補償ですか、こういうことが活用されております。

ということで、福岡県独自の支援制度をつくる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、この点につきましてどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思っております。

総務部長（大坪正明君）

今回の九州北部豪雨で、なかなか国等の補助がない部分がございます。そういった面で、生活支援として福岡県、そして市町村が一緒になって、そういった支援をできないか、そういう体制ができないかということでございますけれども、これについては柳川市だけでできることでもありませんし、貴重な御提言として承っておきたいと思っております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 市道路線の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第88号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第90号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成24年12月10日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		滿
總	務	大	坪	正	明
会	計	横	山	英	眞
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	島	添	守	男
總	務	白	谷	通	孝
企	画	橋	本	祐	二 郎
税	務	樽	見	孝	則
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	稻	又	義	輝
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
生	活	目	野	稔	男
子	育	大	石	涼	子
商	工	田	中	利	光
農	業	野	田	稚	久 磨

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
									末
									勇
									人

5 . 議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	16番 緒方 寿 光	1. 「持ち家手当」の廃止はいかに。 (1) 国、県の方針は (2) 市長の方針は 2. 本市の「定住促進」の取り組みの現状と、今後の方針はいかに。 3. 塩塚川堤防の漏水と溢水の今後の対応はいかに。 (1) 被害と原因は (2) 今後の整備計画は（危険箇所含む）	市長 " "
2	23番 梅 崎 和 弘	1. 昭代地区第2線堤防の整備について 2. 学童保育所の問題点と今後の設置計画について 3. 子ども、子育て新システムの取り組み状況について 4. 住宅リフォーム助成制度の創設について	市長 " " "
3	18番 藤 丸 正 勝	1. 今後の柳川市は (1) 柳川市政について（3年6ヶ月の実績）	市長
4	20番 島 添 勝	1. 三橋地区人農地プランについて 2. 太陽光発電について	市長 "
5	22番 伊 藤 法 博	1. 行政課題に於ける議会の意志と行政の在り方 2. 道路整備について 3. 戦後の交換分合について	市長 " "
6	3番 熊 井 三千代	1. 生活保護行政の自立支援について 2. 学校の「非構造部材」の耐震化について 3. 消費者教育推進への取り組みについて	市長 " "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

それでは、第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。早速、質問通告に従いまして一般質問を行います。

冒頭に、執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をぜひよろしくお願い致します。

私の今回の質問は大きく3つです。1つは、市職員の持ち家手当の廃止の結論はいかに、2つ目に、柳川市の定住促進施策の課題とその政策の提案、3つ目に、台風16号による塩塚川堤防の漏水と溢水被害に対する今後の整備方針について、率直に質問します。

まず初めに、市職員の持ち家手当の廃止についての質問です。

この手当の廃止につきましては、今から6カ月前の6月議会に私質問いたしまして、市長より動向を見きわめながら廃止について考えるという答弁をいただいております。しかし、あれから6カ月が経過しようとする今日、今回の補正予算では九州北部豪雨災害時間外手当支給の約20,000千円の増額の提案はされておりますが、持ち家手当の廃止の結論はいまだ全く出てきておりません。私なりに調べてみましたが、皆さん御存じのように、柳川市は現在でも持ち家手当が支給されており、その内容は月額2,500円の支給ですが、対象になる職員の皆さんが現在211名、そして、1年間の支給総額は何と6,330千円です。仮にこのまま10年間支給を続けると、単純計算で63,300千円です。

また、私はこの持ち家手当について市民に意見を聞きました。市民からは、この不況下で柳川市の財政が本当に厳しい中、まず、人件費を抑えることを最優先に取り組むことではないか、この手当はお手盛り手当ではないか、お手盛り支給ではないか、廃止すべきだという厳しい意見をもらっております。さらに、市内の中小企業の経営者は大変厳しい経営の中で何とか税金を納めている。今どき持ち家手当を支給することは非常識で時代に逆行している、即刻廃止すべきだという声です。

そして、既に国は持ち家手当に対する住居手当、これにつきましても3年前に廃止をし、地方にも見直しを助言しています。さらには、ことしの9月に福岡県の人事委員会でも来年4月から廃止するように小川知事に勧告しています。ちなみに福岡県が勧告に従って廃止すれば年間約1,140,000千円の削減効果ということです。また、全国の多くの地方自治体では本年度をもってこの手当の廃止を予定しているそうです。特に、金子市長は選挙時のマニフェストで行財政改革の推進をしっかりとうたっております。そして、御自身の給与を20%カッ

トされたこと、また、市長、副市長、教育長の三役で合計約年間6,000千円ほどの給与カットを実行されたことについては私は評価します。しかしながら、このお手盛り手当と言われるような持ち家手当を年間6,000千円毎年毎年支給されていることを考え合わせますと、幾ら三役の給与をカットされたとしても私は全く無意味なことではないかと考えております。

そして、私は議会改革委員会の委員長に議員削減を提案しています。私たちみずからも当たり前前のことですが身を切る努力をすべきですし、隗から始めることが大事だと私は考えております。

結論としては、私は政府が廃止要請をしている持ち家手当は即刻廃止すべきと考えます。そして、この年間6,000千円の人件費は、後ほど提案をしますが、柳川市の真の活性化のために、その予算に充てるべきではないかと考えます。

そこで最初の質問ですが、市長のこの手当の方針について、これまで6カ月の検討を含めて率直に質問します。

次の質問からは自席より行います。まずは、この質問に対しての答弁を簡潔明瞭に求めます。

以上です。

人事秘書課長（島添守男君）

6カ月前、6月に一般質問で緒方議員のほうからされましたときに福岡県の状況をお話して、福岡県も今後については借家、借間に係る住居手当を含めた住居手当のあり方について、民間の状況、国や他の地方公共団体の状況に配意し、引き続き調査研究を行う必要があるとしておりましたので、同様の考え方で対処したいというふうにお答えしておりました。

で、今年度の人事委員会の勧告の中では、福岡県のほうは廃止の勧告がなされておりますけれども、福岡県としてのまだ結論が出ておりませんので、市としましては福岡県の結論に倣いたいというふうな考えであります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

持ち家手当について引き続き質問します。

それでは、柳川市内の中小企業の持ち家手当の支給状況はどうなっていますでしょうか。例えば、中小企業全体の何%が持ち家手当を支給しているのか、既に課長に質問通告していますので、お答えいただきたいと思います。

人事秘書課長（島添守男君）

市内の事業所の支給状況につきましては、本市には人事委員会組織というものがございませんので、調査はできませんでした。しかしながら、福岡県の人事委員会が、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会と共同して、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,878事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した480事業所、

これを対象とした平成24年の職種別の民間給与実態調査によりますと、県内の民間事業所で住宅手当を支給する事業所のうち、約73%の事業所が自宅居住者に対して住居手当を支給しております。その支給額ですけれども、標準支給額の中位階層で9千円以上10千円未満というふうに示されております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

先ほど課長がおっしゃったのは、大企業をベースにして、それを参考にして僕は話をされていることではないかと思えます。

民間準拠ということをよく言われるんですけど、私ははっきり申しますと、公務員給与を決めるはずの人事院勧告が、これは大企業の給与を参考に行っているから私はおかしくなると思うんですよ。

要は中小企業ということで考えますと、中小企業の定義はいろいろありますけれども、私は工業などでは資本金1億円以下、従業員300人以下、そして、小売サービス業などでは資本金10,000千円以下、従業員50人以下の企業をいうと私は思っていますね、やっぱり柳川市の市役所、特に柳川市の地場の中小企業をもって持ち家手当についてはやはり見直していくと、それに倣って見直していくということを考える必要があるんじゃないですか。課長どうですか、もう一回答弁を求めます。

人事秘書課長（島添守男君）

柳川市役所としましては職員数500人おりますので、その点も考慮して比較対象とするのであれば、それを対象とすべきというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら課長にもう一回聞きますけど、そのデータはある程度やっぱりとられるというのが普通常識じゃないですかね。柳川市内の中小企業のデータをやっぱり調べるとというのが僕は当たり前のことではないかと思いますが、いかがですか。

人事秘書課長（島添守男君）

議員のおっしゃることも理解いたしますけれども、そのすべがないということで、県の人事委員会、並びに福岡市、並びに北九州市人事委員会が県内の事業所を共同で調査したと、その結果を尊重したいというふうに考えておりますので、それを御理解いただきたいと思えます。

16番（緒方寿光君）

何回も答弁いただいておりますけど、私は全く納得できませんでしてね、正直言います。県がやるから県に合わせるとか、前回は答弁がありましたけど、近隣の市町村がやっていないからやらないとか、そんな横並びの考えで今この時代、柳川市が財政厳しいときにいいの

かなと率直に僕は考えています。

そして、総務省のデータを僕はちょっと調べましたけど、労働人口の約62%、従業員50人未満の事業所で働いている、これが現況でございます、この段階で6割以上の労働者、民間準拠の対象外になっているんですよ。そして、非正規社員もこれは対象になっていません。そして、結論から言いますと、我が国の全労働人口の6割、さらにその6割の大企業の従業員を対象として実は公務員の給与が決まると。僕はこれは民間準拠ではないと、ないのではないかと率直に考えておりますので、地場の地方自治体であれば柳川の中小企業、民間の企業、やっぱり前提にして持ち家手当については僕は調べるべきじゃないかと、そう思うんですよ。いかがですか。

人事秘書課長（島添守男君）

繰り返しになりますけれども、議員のおっしゃることは理解できますけれども、比較対象とすべき対象についてはきちんとした根拠を持って比較をして、それに基づいて考えたいというふうに思いますので、その点は御理解いただきたいと思います。

16番（緒方寿光君）

そしたら続けて質問をさせていただきますが、今回、市長はコミュニティセンターを今後市内11カ所に建設される予定ということで、約11億円の建設費、これ聞いています。そして、その館に1人ずつ施設職員を配置して月額124千円、これを支給する。そういう提案を今されているんですよ。そうしますと、1つの施設に年間約1,500千円の人件費、仮に11カ所、年間16,500千円の人件費を毎年支給することになるんです。これを仮に進めようとするのであれば、私は当然柳川市の総人件費の中でどのように削減するかと、こういう議論を、まずどこをどうカットするのか、そういう議論をまずすべきではないのかと、僕はこれが当然のことではないかなと思うんですよ。これ含めましてね、やっぱりその分、持ち家手当は即刻廃止するとか、6,000千円どこかでカットするとか、そういう私は議論が今この時点で大事ではないかと思いますが、市長の考えを聞かせていただけますか。

市長（金子健次君）

持ち家手当につきましては、私は国に準じて廃止すべきという考え方は持っております。ただし、福岡県の人事委員会が勧告いたしまして、県内の状況を見きわめた上で方針を近いうちに決定をするというふうに見ております。その決定を見きわめた上で国に倣ってやっていきたいと、廃止をする方向で検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これ以上私が質問しても、なかなか廃止しますという考えは、即廃止しますという考えは出てこないと思いますので、僕はここでこの質問については終わりますけれども、ぜひやはり今年度で廃止するぐらいのスタンスで市長もこの持ち家手当については真剣に考えていた

できればと思っておりますし、県に沿ってやる、それもいいでしょうけれども、それをもっと早急にこの人件費についての手当については見直すべきだと僕は考えておりますので、再度検討の余地をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

柳川市の移住、定住促進の取り組みの現況とその課題、今後の方針について質問をします。

この大不況の中で、今、庁では徹底した歳出のカット、つまりは人件費も含めて無駄をなくすと同時に歳入をいかにしてふやすのか、これが大きな課題になっていると私は考えています。要は税収を上げる工夫、税収をどうやって上げるのか、このことについて強く求められていると思います。そのためには地場産品のブランド化、観光、移住、定住促進、企業誘致、厳しい中でも地道に一生懸命やらなければならないと私は考えています。

特に私自身は平成23年度の決算を審議する決算委員会の総括質疑でも述べさせていただきましたが、柳川市の現状は非常に厳しいものがありまして、具体的には歳入で法人の市民税、前年より16,000千円の減収、また、人口は前年と比較して600人の減、少子・高齢化一層進んでいます。特に我々の世代、若手の市外への人口流出も大幅にふえています。さらには観光客の宿泊数も年間4万人を切っていて、この数字は前年度と比較して約3,000人以上の減少です。

また、市外からの企業誘致もほとんど進んでいない。そして、柳川市はいよいよ平成27年度以降は地方交付税カット、これが大幅に進みます。わかりやすく言えば、今まで黙ってでももらっていた金が年々もらえなくなるということではないかと考えます。

そこで、まずは柳川市にとりまして重要な定住促進についてですが、市長就任後からきょうまでの柳川市の人口の推移、つまりは平成21年度からこの3年と8カ月でどうなったのか、そこをぜひ聞かせてください。

企画課長（橋本祐二郎君）

市長就任後からきょうまでの人口の推移ということで、各年とも3月末の数字でございますが、合併しました平成21年で7万3,132人、次の平成22年で7万2,391人、23年で7万1,816人、平成24年で7万1,181人となっております。平成21年3月末から平成24年3月末までの3年間で1,951人、年平均で650人ほど人口が減少しております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

続けて、この3年と8カ月での転入、そして転出、その推移がどうなっているか、簡単に聞かせていただけますか。

企画課長（橋本祐二郎君）

これも各年の3月末人口をもとに算出した数字でございます。平成21年度では転入者が1,689人、転出者が2,133人、平成22年度は転入者が全く21年度と同じで1,689人、転出者が

1,982人となっております。平成23年度は転入者が1,655人、転出者は1,903人となっております。3年間の転入者の合計が5,033人、転出者の合計で6,018人、転出、転入差し引きまして3年間で合計985名人口が減少しております。これはあくまでも転出、転入の社会減ということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私は、たしか今から2年前に、2年前だったと記憶しているんですが、徹底した定住促進の政策、早急に取り組むべきじゃないかということで、議会で市長に具体的に提案をしたことを今覚えています。そして、ようやく柳川市として、ことしの1月から空き家バンク制度をスタートされ、そして、ことしの4月からようやく移住、定住の相談窓口を設置された。そしてまた、補助事業として転入世帯を対象にしたマイホーム取得支援事業、そしてまた、新婚世代を対象にした民間賃貸住宅の家賃支援事業、さらには空き家バンク登録物件を取得、賃貸する世帯など対象にした空き家改修支援事業をスタートされています。私はスタートされたことについては評価をします。

そして質問しますが、この4つの事業のこれまでの進捗状況、そして、その実績について教えていただきたいと思います。

企画課長（橋本祐二郎君）

定住化対策関連の新規の4事業について、11月末の状況を御説明申し上げます。

まず、最初に空き家バンク制度についてですが、内容につきまして、本市への定住促進と地域の活性化を図る目的として、空き家などの賃貸や売却を希望する所有者に物件登録をしていただきまして、本市に住みたい人、または定期的に滞在するための空き家を利用したい方に空き地、空き家の情報を提供する事業でございまして、登録状況は空き家で9件、空き地19件の合計28件となっております。これを利用するためには利用者登録が必要ですけど、利用者の登録につきましては、市内16人、市外5人の合計21人の方に登録をしていただいております。

次に、マイホーム取得支援事業ですが、これはみずから住むことを目的に、市内で住宅を取得する転入者を支援するため、取得費用の一部を支援するものでございます。現在までに13件の申請があつておりまして、近隣の市町では大川市、みやま市などから、県外からは3件で東京都の西東京市、熊本県長洲町、愛知県豊田市から転入の予定で、合計の人数としましては45名の方が本市の住民となられることになっております。

次に、新婚世帯家賃支援事業ですが、市内で新婚生活を始める新婚世帯を支援するため、家賃の一部を支援するものでございまして、現在では申請が23件あつております。

最後に、空き家改修支援事業ですが、これは最初に申し上げました空き家バンクに登録さ

れている物件を賃貸、あるいは売却した場合に実施します改修工事の費用の一部を支援する
ものでございます。現在までに2件ほど契約が成立しておりまして、そのうち1件は改修工
事をされて住んでおられます。以上が定住関連の新規事業の状況でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。先ほどの実績を見られて市長御自身はどのような感想をお持ち
なのか、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

今、企画課長が答弁をいたしましたけれども、私はその効果は出てきたというふうに思っ
ております。しかしながら、これだけの事業だけではできないということで、何らかの対策
を今後も講じていかなければならないというふうに思っているところです。

16番（緒方寿光君）

ちょっと具体的に私は話をさせていただきますが、まず1点質問しますけれども、この空
き家バンクの登録については、例えば、固定資産税の納付書等々を一緒にセットするときに
空き家バンク登録の登録書などを同封して、それを一緒に差し上げるというんですか、PR
すると、そういう方法は今とられているんですか。

企画課長（橋本祐二郎君）

実際、今言われたように、特に市外、県外とかの方には管理してある方に登録をお願いし
ております。それで、市外、県外の方が市内に持ってある空き地、空き家等を登録してい
ただいております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そして、今市長からお話いただきましたが、僕も同じような考えで、単に人口をふやせ
ばいいということではなくて、移住、定住した人が実際柳川でどういう仕事をして、地域で
どういう役割を担って、そして、地域の再生にどうかかわるかという観点が私は最も大事じ
ゃないかなと思っていまして、そのことがやっぱり真の活性化につながるのではないかと考
えています。補助事業をやるということであれば、そこに金も入れますので、ただ住んでも
らうということではなくて、やっぱりそういうところまで施策をもっとボリュームを上げる
べきではないかと考えています。

実は今回、11月に私どもの会派で本市と姉妹都市の大分県竹田市、ここに農村回帰宣言の
取り組みの視察に行きました。そして、竹田市では東日本大震災と原子力発電所の事故後に
千葉県から一家5人で竹田市の子育て定住促進住宅に移住をされて、トマト栽培の研修を受
けながらトマト学校に通って生計を立てている、そういう家族もおられて大変感動しました。

政策の内容は、竹田市の首藤市長、現市長が平成21年4月に就任し、全国初の農村回帰宣言を標榜されているわけですが、簡単に言えばリタイアした700万人とも言われる団塊の世代、そして厳しい都会の生活に疲れを感じた、そして、そういう若者を全国から竹田市へ移住を促すという政策です。その本質は、実は空き家、耕作放棄地が増加している中で集落の共同作業、そしてコミュニティーの維持が難しくなっている、そういうところが多く見られて、こうした負の連鎖を断ち切ろう、それを逆手にとって全国から移住者を積極的に受け入れることによって少子・高齢化、過疎化に歯どめをかけたい、そういう再生につなげていきたいということであります。

市長は、柳川市との姉妹都市で、本当に一番近い中で、竹田市のこのような取り組みを実際御存じだったんでしょうか、聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

竹田市の問題の前に、先ほど質問がありました定住化促進のための課題という形で、少し時間がありますので、述べさせていただいてよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

定住化促進の課題については、大きくやっぱり緒方議員が言われるように、雇用の場を確保するということが一番大事なことではないかというふうに思っております。

私の市のほうに4月から石橋副市長を迎えたわけでございますけれども、石橋副市長のほうは東京のほうの財団法人地域活性化センターに出向いたしておりまして、その中で、いろんな雇用の関係についての地域の活性化については、企業の誘致を含めて、その政策の中でやっておられましたし、また、福岡県の総合計画の策定に係る重要なポストにもいらっしました。今回半年間の中においてどういう形で柳川で雇用の確保ができるかと、若者が住めるようなまちづくりがどうしてできるのかということに論議をしたわけでございますので、その考え方について副市長のほうからお答えをさせたいと思います。

それから、姉妹都市であります竹田市については、市長とも親しくしておりますいろんなお話をさせていただいて、非常にすぐれた方というふうに私は思っております。日ごろ尊敬もいたしております。これについても、先日、竹田市のほうに副市長が訪問いたしておりますし、それなりの市の考え方としてどうやって活用していくかということは論議しておりますので、これについても副市長からお答えさせたいと思います。

以上です。

副市長（石橋義浩君）

ただいま市長から説明ありましたとおり、今後の定住促進の課題と竹田市の取り組みについて私のほうから回答させていただきたいと思います。

先ほど市長からもありましたとおり、定住促進の課題でございますけれども、1つは雇用の場の確保でございます。2つありまして、もう1つは住居の確保、これが定住促進の大き

な課題であると思っております。

住居の確保につきましては、先ほど緒方議員から質問がありましたとおり、空き家バンクとか助成制度、これがポイントであると思っております。今後とも、こういった制度についてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

次に、雇用の確保でございますけれども、現下の経済情勢、あるいは生産拠点の海外への移転など、こういった状況を勘案しますと現時点では大規模な企業の誘致というのは非常に厳しいのではないかと思っております。そういう中でも、私どもは県と連携しながら企業誘致には努めてまいります。それとともにITを活用して起業しようとする人などに対する支援、こういったものを行いまして、それらの人々の定住を図りたいと考えているところでございます。

本市におきましては、今年度と来年度の2カ年で市内全域に光通信網が整備されますので、それも活用していきたいと思っております。

さらに、本市の基幹産業であります農業、漁業、観光業で就労し、柳川暮らしを体験した事例も紹介して人を呼び込んでいきたいと思っております。こういった取り組みによって、田舎暮らしに興味を持っておられます多くの都市住民に柳川暮らしをイメージしていただき、移住、交流を促進し、定住につなげてまいりたいと、こういうふうと考えております。

続きまして、竹田市の取り組みでございます。

私は、ことし9月に竹田市を訪れる機会を得ました。竹田市は御案内のとおり、九重連山などに囲まれた緑豊かな風光明媚なところでございます。そして、ただいま緒方議員が紹介されましたように、農村回帰支援センターなど設置され、積極的に定住支援の促進が行われているなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

市長、副市長、御答弁ありがとうございます。

まず、竹田市の件につきましては、実績ですね、これまで3年間の実績を首藤市長から聞いておりますが、人口2万5,000人の市で、平成22年度の移住者実績21名、23年度はその倍の42名、24年度は9月21日現在で既に25名の実績となっているということでありました。特に目を引きますのは50代までの若い、そういう世代の占める割合がこの人たちを平均しますと全体の7割を超えているということで、私は非常にここにはすばらしい施策を打っているなという実感を持ちました。

そして、竹田市では具体的な施策としまして、先ほど副市長から少し話もありましたけど、農村回帰支援センターを設立して、設立するだけじゃなくて移住相談全てをこの窓口にてワンストップ化すると。全てここに行けば全部相談ができますよという窓口をやっぱり一元化しているということが僕は市民とか市外の方から見れば、非常に相談しやすいことを行

ってあるのではないかと感じました。そして、集落支援員だとか回帰サポーター、農村回帰サポーターですね、こういうのをやっぱりある程度配置をして情報の共有化に努めていると、このことも非常にすばらしいことだなと思いました。

そしてさらには、先ほど副市長からも話ありましたけど、歴史、文化資源活用型の起業、起業というのは起こす業です。起業支援事業、そして、竹田市お試し暮らし短期滞在費、これを助成していく事業、そして竹田市で、これも起業ですけども、起こす業ですね。起業家を育成していく、そういう支援事業、これにも積極的に取り組んである。ここが周りの自治体とは違うところじゃないかなと思いました。

そして、ああいう、大変失礼ですけどね、インフラの整備がまだまだのところでも既に首藤市長は3年間で企業誘致、2つの企業を誘致されたということで、移住者の就業場所の確保に真剣に取り組んでいるということでありました。

そしてまた首都圏、特に東京、大阪などにおきましては田舎暮らしセミナーを、これは竹田市が主催をして開催をしているということで移住者の呼び込みを図っているということでありました。僕は、この辺を柳川市もやはりボリュームを上げてぜひ取り組むべきではないかと思います。

先ほど最初に僕が質問しましたけれども、6,000千円の持ち家手当があれば、こういう貴重な財源はこういうところに使うべきではないかと思うんですよ。いかがでしょうか。

副市長（石橋義浩君）

先ほど緒方議員が言われたことでございますけれども、私どももしっかり定住促進をやっていく必要があると思っております。その際、竹田市の取り組みも参考にしながらやっていきたいと思っております。

ただ、竹田市と本市はやっぱり地理的状況とか違うところがございまして、我が柳川市の特性を生かしながら定住促進の取り組みは進めていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

副市長、答弁ありがとうございます。ただ、抽象的な言い方ですのでね、もう少し何か具体的に、今後柳川としては何をしようとしているのか、ちょっと具体的にその辺話をしたいだけですか。

副市長（石橋義浩君）

まず、竹田市について言えば、御存じのとおり山合いのまちということで、竹田市については、住居と職ですね、働くところ、これが少なくともセットでないといけないというところがございまして。一方、柳川市についてみれば非常に交通の便のよいところでございまして、福岡都市圏とか久留米とか通勤圏でございまして、そういった地理的な要素も加味してや

っていかないといけないというふうに考えております。そういう意味では子育てしやすいとか、そういった生活しやすいと、福岡とか比べて生活しやすいとかそういうところは1つポイントかなと。

また、先ほど申し上げたとおり、若い人を呼び込むに当たっては若手の起業家、こういった人たちの支援も非常に重要じゃないかと、こういったことに力を込めてやっていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

要は、一言で言いますと地方自治体は大競争の時代に入っておりまして、一生懸命努力する地方自治体は生き残っていきますけれども、てれっとしていきますとね、落ちていくということになりますので、やはりいろんな創意工夫を図っているような政策に、重要な施策にこういう定住促進なんかについては、特に私は若い世代でもありますし、我々の世代、また将来の世代に向けて、この柳川がよくなってほしいと本当に思っていますので、やっぱりこの施策についてはもっと真剣にスピードを持ってやっていただきたいと、そんなふうに思っています。

次の質問、最後の質問ですが、9月17日に台風16号が来まして塩塚川周辺の被害がありました。この被害状況ですね、今後の具体的な整備計画、対応についてお聞きしたいと思います。

特に道路被害については、三橋町今古賀の国道208号線沿いの一部の冠水、そして、家屋の被害で今古賀の床下浸水2戸、さらには堤防被害では塩塚川御飯橋から晴天橋の間の堤防の底からの漏水が発生しています。

そこで、今現在市が把握している今回の台風16号での被害状況、これをわかりやすく教えていただけますか。

建設課長（中村敬二郎君）

台風16号の塩塚川周辺におきます被害の状況についてお答えしたいと思います。

まず、道路被害についてでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、柳川市三橋町今古賀の国道208号線の一部が午前9時ごろから午前中にかけて塩塚川の高潮により冠水し、一時通行どめとなっております。ほかの道路被害はあっておりません。

堤防被害については、御飯橋上流左岸におきまして6カ所において堤防からの漏水が確認されたところでございます。

家屋被害につきましては、同じく三橋町今古賀の国道208号線の冠水によりまして周辺の2戸が床下浸水の被害があったところでございます。また、番所橋付近におきましては、消防団等の早急な土のう積みの対応によりまして溢水寸前のところで被害を食い止めることができました。

今回の台風16号では水路、漁港については被害はありませんでした。農業被害につきましては、干拓地の沿岸におきまして若干の潮風による被害が見られましたけれども、塩塚川沿線においては農業被害はございません。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

道路被害について多少突っ込んで質問しますけれども、つまりは三橋町の今古賀国道208号線沿いの一部の冠水、一時通行どめになりまして、そして、さらに家屋2戸が床下浸水となった、その原因はどこにあるんでしょうかね。調査をされているということであれば調査結果を教えてくださいませんか。

建設課長（中村敬二郎君）

原因につきましては、9月17日の未明より九州に接近いたしました台風16号は九州には上陸しませんでしたけれども、接近の時刻が有明海の満潮の時刻と重なりまして、また潮高が上がり、また、年間でも最も潮位が高い大潮の時期でもあり、異常な高潮になったのが原因でございますけれども、国道208号線の冠水の原因は異常な高潮が道路側溝より逆流したのが原因でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ちょっと率直に質問しますけれども、クリークにある樋門とか水門の原因があったとかではないんですか。

建設課長（中村敬二郎君）

クリーク等の樋管とか樋門が原因ではございません。あくまで塩塚川の異常な高潮による側溝からの逆流が原因でございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、その調査をもとに今後どういう改修をされていこうとしているのか、被害をなくそうと考えているのか、そこを教えてくださいませんか。

建設課長（中村敬二郎君）

道路被害に対しましては、国道でもあり、管理者であります国土交通省福岡国道事務所の瀬高維持出張所へ通報し、早々に通行どめの対策がとられたところですが、この冠水につきましては、異常潮位における高潮による排水施設からの河川水の逆流が原因でありますので、隣接する宅地の道路の接道問題もございまして、単に道路のかさ上げができませんが、市長は福岡国道事務所瀬高維持出張所の所長に国道の改修も要請をされ、改修する旨の回答がっておりますけれども、逆流を防止する対策を講ずる今検討中でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

来年大型台風が来るかどうかわかりませんが、やはり異常気象が続いておりますので、ぜひ検討だけではなくもっとスピーディーに進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、堤防被害についてお聞きをします。

漏水をしたその原因と申しましょうか、それがどこにあるのか、既に調査が終わっているということであれば塩塚川堤防の漏水の原因を教えてください。そして、まだ調査が終わっていないということであれば、いつごろどんな調査をされて、この漏水の改修をされようとしているのか、教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

今回の漏水の調査につきましては、現時点ではまだ調査が行われていないところでございます。

管理者であります福岡県南筑後県土整備事務所におきまして、塩塚川堤防点検として来年の1月より調査実施の予定でございます。調査内容といたしましては、まず、現地の踏査を行いましてボーリング調査、土質調査と調査測量等でございますけれども、結果を受けまして必要な対策等を検討していきたいということでございます。

16番（緒方寿光君）

私も堤防沿いを歩きましたけれども、特に御仮橋上流部については、河川に沿って家屋が並んでおりまして、家屋の土地もじっと目視で見ましたけど、やはり河川の高低差と余り差がないような、ちょっと低い感じを僕は受けたんですね。そして、今現在は土のうでの応急対応はしてありますけれども、実はその土のうもほとんど破れてしましましてね、中の砂がもう荒れ放題で道路に流れとるんですよ。いや、それは僕きのうも見てきましたので、それはもう現実ですから、その辺もやっぱり対応していただく必要があると思いますし、私自身はですね、何か事業を聞きましたけど、河川改修事業でここはやりますというようなことなんですけどね、この河川改修事業というのはいつまでにどの区間をどんなふうに改修されようとしているのか、そこを再度聞かせていただければと思っておりますが、教えてもらえますか。

建設課長（中村敬二郎君）

塩塚川の河川改修事業でございますけれども、塩塚川はクリーンセンター跡の東側の塩塚川新橋の上流部から現道の国道443号線までの約3.5キロの区間について、平成30年度までの計画で現在河川改修事業は進められているところでございます。

南筑後県土整備事務所におきまして、河川改修事業によりまして御仮橋の上流部につきましては、来年度より護岸改修等を行いまして堤防の強化を実施する予定でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

それはもう整備計画して整備をやっていただくのはありがたいんですけど、何か気の遠くなるような期間がかかるということで、まあまあそれはそれでやっていただきたいと思いますが、先ほども言いましたけれども、やはり異常気象が本当に最近多くて、きのうは何かひょうが降っているような感じもしましたけれども、特に来年のやはり夏以降にまた大型台風が来るかもわかりませんが、要は災害が起こってから事後対応をするということでは僕は被害は今以上に大きくなると思っていて、市民の生命、財産を守ることはできないと考えています。

そして、このたび九州北部豪雨についても、私たちは特に危機管理の重要性を痛いほど、本当に身にしみて痛いほど感じたところです。そして最近では何か、中央道の高速道路のトンネルの天井まで落板するというような事故も聞いておりまして、今現在、やっぱり事故はどこでどんなふうにして起こるのかもさっぱりわからない、安易に考えちゃいけない、やはり危機管理を怠ってはいけないと僕はそう思うんですよ。つくづくそう思いました。

そして、今回のこの被害に対して、例えばですよ、緊急改修が必要なところはやはり改修事業を優先して行っていくとか、そして、もっとスピードを上げて河川改修事業に予算つけて取り組んでいくとか、やはり実際に今回具体的な被害が出ていますので、私は機会あるたびに国、県、声を上げて、もっと強く声を上げて強く求めていくべきではないかと、そんなふうに考えています。

そこで、市長の今回の道路災害、堤防被害、家屋被害に対しての今後の真意をぜひ聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

市長（金子健次君）

塩塚川だけじゃなくて柳川市を流れております矢部川、そして矢部川の支流であります沖端川、また、昭代のほうは筑後川もつながります。塩塚川のほうも関係するんですけども、全体的なお話をさせていただきます。

1つは、私は今回の災害については国、県の全面的な支援が必要ということで、いろんな形で直轄事業でお願いしたいということで、今回、国のほうからの財務省のほうで予算の査定段階で認めて激特事業ということで、矢部川の本市にかかわる分については、堤防破堤の決壊の事業を除いた数字でございますけれども、105億円の予算がつきました。そして、福岡県からの説明がありまして、これも中山の堤防を除く、復旧工事を除く費用として90億円、予算的には向こう30年分ぐらいの予算が激甚災害の公共事業として採択を受けたわけです。これは政権交代をいたしましても、その事業は確定の措置でございます。そういう形で、福岡県はこの事業にかかわることについては、南筑後県土事務所の柳川支所に災害事業室を新たに職員のスタッフを増強いたしまして、沖端川につきましては橋のかけかえ2カ所、大門橋、それと出の橋ですかね、仮設の橋をつくって大事業になります。それと、私の自宅の前にあります磯鳥堰という固定堰を移動堰に変えるというようなことで、そういうあと河

川の河道、川の中ですけれども、しゅんせつをするとか、堤防のかさ上げ等について90億円の事業費をということで、これについては、今年度を含めまして向こう5年間の事業という中の制約がありますけれども、本市におきましても、私はその分についての全面的な支援をしなければならぬというふうに思っております。

堤防の強化につきましても一定、用地買収もしなければなりませんし、仮設の橋についても用地買収をしなければならぬということもございますし、そういう面については全面的な支援を考えております。

それから、今回の災害の生活支援につきましても、議会のほうで御承認いただきました400戸近くの100千円の生活支援、そして、新たに80,000千円近くのお金が柳川市に義援金として届きました。先日の11月末には76,000千円、それぞれの被害者の方に振り込んでおります。

それから、災害救助法の適用になりまして、住宅の520千円の限度額でございますけれども、これも100%返さなくていい数字といたしまして40,000千円近くの支援が済まされておるということで、生活支援については、まだまだ不十分でございますけれども、そういうふうな支援をしてきたところです。

それと、河川等の改修につきましては、私も国土交通省に何回も足を運びトップ、大臣までいきませんが、そういうトップの方ともお話をし写真を見せて、こういうことが再度起こらないようにということで、切々と訴えてまいりました。福岡県も小川知事と直接会いまして、二度とこういうことがないようにと、立派な、その中には私たちもコミセンとか11カ所つくりましますけれども、そういう避難場所じゃなくて、そこに浸水をしてくることが絶対あってはならないというふうなことを考えますと、堤防の河川改修は柳川市にとっては大きなやっばり一番最初の事業ではないかというふうに思っています。

それも柳川市からの予算からではなくて国や県の直轄という形で、支援的な人的な分はわかりますけれども、そういう事業費についてはなるだけ、ちょっとした事業については必要かもしれませんけれども、国の直轄でやりたいというふうをお願いをして、その分については、いろんな形で、あとソフト面もあると思いますけれども、それも今後十分いろんな打ち合わせをやりながら、また区長さん、民生委員さん等々、いろんな形でいろんな意見を聞かされております。緒方議員には、私は今回の災害について記録をとるということで、10月ぐらいにでき上がるんじゃないかというふうに思っておりましたけど、今、委員会を設けて2月には完成をさせて、いろんな教訓、今度、二度とこういう災害が起こらないような記録史を1,000冊つくりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。特に今回の豪雨災害の対応については、市長、大変御苦労だ

と思いますけれども、継続してしっかりやっていただきたいと思います。

ただ、もう一度、再度になりますけれども、塩塚川の漏水、溢水の問題については、市長、どんなふうな整備計画をお持ちですか、どんなふうにご検討されていますか、最後にお尋ねします。

市長（金子健次君）

それは川が変わっても私は福岡県に対しては要請をしていきます。

また、今回の208の浸水についても、すぐ直ちに瀬高出張所の所長とお会いいたしまして、逆流弁とかいろんな形を施すようにということもお願いしてまいりましたし、そういう塩塚川の堤防強化についても、今、下部のほうから、河口からやってきておりますけれども、なるべく急いで全体の見直しをやっていただきたいと思いますことを強く要請してまいりたいと考えております。

16番（緒方寿光君）

多少時間が残りましたが、これで質問を終わります。ありがとうございます。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時9分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

90年間ぶれない政党、日本共産党を代表しまして、質問申し上げます。発言通告に従いまして、通算77回目の質問を行います。

第1点目、昭代地区第2線堤防の整備についてであります。

この件につきましては、以前にも質問をしております。昭代地区の崩道集落と昭代干拓地の中ほどに第2線堤防があります。この堤防は草が伸び放題になり、家財道具など、不燃物の不法投棄場所になっております。全長2,600メートルのうち、住宅と隣接している部分の約900メートルを毎年2,000千円近くの予算で草刈りをしていただいております。平成22年に国の緊急雇用対策事業によりまして、国の予算で残りの約1,700メートルの草刈りとして、3,627千円の予算によりまして、一応堤防の整備がなされました。一般財源2,000千円の予算では、この昭南町の集落の一部分しか整備がされず、両端は竹やぶで覆われてしまう状態になるわけでありまして、昭和59年、このジャングルようになっておりました旧堤防が大がかりな工事により整備され、その後、国において行政財産から普通財産に移管されました。平

成14年8月に国の承諾を受けまして、平成15年4月に柳川市に登記をされております。

そこで、第1点目ですけれども、この第2線堤防に対します交付税は幾らになるのか。

2点目が、この来年度の予算はどのように考えておられるのか、以上2点をお尋ねいたします。

続きまして、2番目ですけれども、学童保育所の問題点と今後の設置計画についてであります。

この学童保育は放課後の児童健全育成事業として、児童福祉法に明記され、法制化されています。平成19年、働く親を持つ子供たちの生活の場である学童保育の質的な向上を図るために、国は運営するに当たって、その必要な基本的な事項を示しており、望ましい方向を目指すものとして、ガイドラインを作成しております。私はこの問題について、平成19年の12月議会で一般質問をしております。そのときは、学童保育所は12カ所だったのではないかと考えております。

そこで、1点目ですけれども、現在の学童保育所の数と入所者数はどうなっておりますか。

2点目が、各小学校区における待機児童数はどうなっているか、以上2点、お尋ねいたします。

3点目が、子ども・子育て新システムの取り組み状況についてであります。

公的保育制度を根本から変える子ども・子育て新システム、子ども・子育て支援法が成立しまして2カ月余りがたっております。民主党政権が進めてきました、この新システム導入に対し、国と自治体の責任を後退させる、保育が親の自己責任にされる、こういう反対の声が広がり、政府は修正法案を出しております。ここで重大なのは、新システムの主要な目的の一つとして、待機児童の解消と言われておりましたけれども、認可保育所をつくるときに国が2分の1、市町村が4分の1を負担してきました、この施設整備の補助金を廃止したことです。

新システムの本格的実施は、消費税10%の増税分を財源にしていることであり、早くても、2015年4月になるのではないかとされております。

政府は、都道府県に対して実施に向けた具体的な指導を進め、来年度から国の指針や基準づくりの作業を始めていく予定であります。法律で枠組みを決めたが、まだ内容はこれからというものです。

そこでお尋ねしますけれども、第1点目、保育園、幼稚園の数、それぞれの保育料、児童数はどうなっていますか。

2点目、保育園、幼稚園の待機児童はどうなっているか。

3点目としまして、待機児童解消の目玉として、幼保の一体化を言われておりますけれども、このことについてどう思われますか。

以上、3点お尋ねいたします。

4 点目が住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

この住宅リフォーム助成制度は、市民の持ち家のリフォームを市内の業者が施工する場合、工事額に対して助成をするものです。市内の施工業者を使って、屋根や外壁の改修、床や畳の張りかえ、窓ガラスの交換などの住宅リフォームに対して助成するものです。前回もお話をしましたけれども、大牟田市議会では10,000千円の補助額に対して申請件数142件で、1週間で打ちどめになり、非常に評判のいい制度だと、このように評価されていると聞いております。

前回、市長より前向きに検討したいという答弁がございましたけれども、どのような検討がなされたのか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

総務部長（大坪正明君）

1 件目の昭代地区第2線堤防の市道分について、普通交付税に幾ら算入されているかという御質問にお答えをいたします。

平成24年度の普通交付税におきましては、昭代地区の第2線堤防2.6キロメートルの算入額は、今年度の普通交付税の算定基準で計算いたしますと、およそ2,700千円程度となっております。

以上でございます。

建設部長（野田 彰君）

昭代第2線堤防の来年の予算の考え方について、お答えをいたします。

今年度まで国庫補助によります雇用対策基金事業と単独事業をあわせて、昭代第2線堤防の全線の除草の実施をいたしております。しかし、来年度は国の補助がない状況でございます。住宅が隣接する区間につきましては、約900メートルでありまして、この区間につきましては除草に約2,000千円が必要であります。

昭代第2線堤防の除草の予算といたしまして、今年度より3,000千円の予算を確保しております。

来年度も3,000千円の予算を要求していきたいと考えております。予算が確保できましたならば、住宅のない部分の約1.7キロメートルについて、区間を区切って、毎年除草を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

子育て支援課長（大石涼子君）

梅崎議員御質問の学童保育所の件について、お答えいたします。

1 点目、現在の学童保育所の数と入所者数でございますが、平成20年以降、同年7月に矢ヶ部小学校区、平成24年4月に両開小学校区と中島小学校区に開設してありまして、市内19小学校区のうち、15小学校区に開設してあります。また、入所者数でございますが、本年12

月1日現在、444名の児童が入所しています。

2点目、各小学校区における待機児童数の御質問でございますが、これも本年12月1日現在で各学童保育所に問い合わせましたところ、待機児童はないという回答でございました。

引き続き、子ども・子育て新システムに関する御質問について、お答えいたします。

1点目の市内にある保育園の数でございますが、ここでは子育て支援課で運営費を支出しております認可保育所の数を御報告させていただきます。

市内には19園ございまして、旧市町別では、旧柳川市内に8園、旧大和町内に5園、旧三橋町内に6園ございます。

保育料でございますが、保護者の所得税額や児童の年齢、預ける人数で保育料が決まります。児童の年齢が3歳未満で1人目を比較しますと、第1階層である生活保護世帯の月額ゼロ円から第7階層である保護者の所得税額413千円以上の場合の月額52千円まで7つの区分がございまして、階層が上がるごとに保育料も高くなります。

次に、児童数でございますが、平成24年4月1日現在で定員1,970名に対し、2,005名の児童が保育園に入所しています。

2点目の待機児童数でございますが、市内の保育園において、現在、待機児童はございません。

以上でございます。

学校教育課長（高崎祐二君）

幼稚園関係につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

幼稚園につきましては、市内に6園ございます。旧市町別では、旧柳川市に4園、旧大和町に1園、旧三橋町に1園ございます。

保育料でございますが、16,500円から22千円までと、各園によって差があるようでございます。

次に、園児数でございますが、平成24年4月1日現在で420名となっております。

2点目の待機児童数でございますが、先ほど4月現在の園児数は420名と申し上げましたが、定員につきましては590名となっておりますので、幼稚園につきましては、まだまだ余裕があるというふうに思っております。

以上です。

市長（金子健次君）

梅崎議員の4点目の質問の、住宅リフォーム助成制度の創設について、私のほうからお答えをさせていただきます。

6月議会におきまして、私はこの助成制度につきましては前向きに検討していくというお答えをいたしました。住宅リフォーム制度の実施状況については、近隣市町の調査をしたところでもございます。大牟田市を初め、近隣市町においても実施されていることを把握いた

しております。この助成制度の創設によりまして、市民の住宅リフォーム実施によりまして、梅崎議員が言われるように、住居環境の改善、市内の業者発注による仕事の増加、地域経済の活性化が図られるものと考えております。

このようなことを踏まえまして、助成制度の内容等の検討もございますので、事業実施に向けての準備を進めるよう担当課のほうに指示をいたしております。

子育て支援課長（大石涼子君）

3点目の幼保の一体化についてどう思われるかの御質問にお答えします。

平成24年8月に成立した法律では、幼稚園と保育園を統合する総合こども園の創設が見送られた反面、認定こども園を拡充して、幼稚園の保育参入を促すことになりました。

従来の認定こども園では、幼稚園側と保育園側で認可や指導監督などが別である、いわゆる二重行政が問題になっていましたが、今回示された認定こども園では、認可、指導監督等は一本化されることになっています。一方で、既存の幼稚園や認可保育所からの移行は義務づけられないこととなっており、幼稚園と認可保育所の仕組みは従来どおり残ることになっています。このことをめぐっては、幼保一体化が進むという肯定意見がある一方、幼稚園や認可保育所が残るために、幼保一体化のあり方が曖昧になるということを懸念する意見がございます。幼保一体化については、一般的に次の4点のメリットがあるとされておりまして。

1点目、これまでの幼稚園、保育園に幼保一体化施設を加えることにより、保護者の就労形態にかかわらず、子供が保育、教育の機会をひとしく得ることができるよう保護者の選択肢の拡大が図られる。

2点目、年齢、生活環境などが異なる子供や複数の保育者とともに生活することがより望ましい発達を促す効果が期待できる。

3点目、定員オーバーとなっている保育園が多い中、定員割れを起こしている幼稚園に児童を収容できることから、保育園の待機児童対策としての効果が期待できる。

4点目、幼稚園と保育園の施設や運営を一体化することで財政的に効率的な運営を行うことができる。

その中でも、3点目の定員オーバーとなっている保育園が多い中、定員割れの幼稚園に児童を収容できるにつきましては、一定の効果が期待できるものと推察されます。現に、共働き世帯の増加により、保育園の需要が高まった反面、幼稚園につきましては、近隣自治体を見ても定員割れが顕著となっています。柳川市におきましても、平成24年4月1日現在、保育園については定員に対して入所率は平均約102%であるのに対し、幼稚園については平均約71%の入所率と、定員割れとなっています。ただ、ほかのメリットについては、幼保連携型認定こども園にどの程度の保育園、幼稚園が移行するのか、また施設型給付につきましても、給付の単価や利用者負担などが不透明であり、さらに幼稚園教諭免許と保育士資格の一本化についても今後の検討課題とされております。

以上のことから、幼保一体化について現時点において評価するのは正直難しいものと考えます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

第1回目の質問に対しての御答弁ありがとうございました。

では、1番から順を追って、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、第2線堤防についてですけれども、今年度までは昨年並みの予算がついたということで確認してよろしいでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

平成24年度は3,000千円確保できております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃあ、そういうことであれば、やっぱり地元の方たちは本当に喜んでいただけております。

それと、前も質問していたんですけれども、このように毎年約2,000千円とか5,000千円の予算で草刈りをするのはもったいないということで、何かこの堤防の利用はどのように考えておられますかということをお聞きしたいんですが、その後、何か御検討されたのかどうか、お尋ねいたします。

建設部長（野田 彰君）

堤防の利用は今後どのように考えているのかという質問でございますが、平成22年12月の梅崎議員の一般質問で、サイクリングロードとか車が通られるような車道とかにできないかという質問が当時っております。昭代第2線堤防の整備の試算をいたしました。全線ののり面の護岸整備を実施して、天端を舗装した場合、2.6キロで約18億円の予算が必要になります。また、自動車が通られるほどの5メートルの幅員で天端だけの舗装を行った場合、これでも約2億円が必要になります。この場合は、のり面の護岸整備をしませんので、毎年草が生える状態になるということでございます。

また、この昭代第2線堤防の北側に大牟田川副線のバイパスが一部建設をされております。このバイパスが両開と昭代を数年後には完成する予定であります。そういうことを考えますと、もうこの堤防の道路化というのは、予算の関係上、非常に厳しい状況になるかと思っております。

いずれにいたしましても、費用対効果の面で財政的に非常に負担をかけますので、この堤防の今後の利用については課題ということで、市民、議会、執行部が一緒になって、今後の利用について考えていきたいというふうに思います。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ここの堤防ですね、夏などはマムシのすみかになっていると、こういうことを言われております。いわゆる今後も、先ほどこの有効利用については18億円と、もう多大な予算が必要だということでございます。やはりこういうことにつきましては、地元の応援をいただくとか、地元の方たちも一緒になって、この草刈りをしてもらうというふうなことができないのかということと同時に、この有効利用について、地元の方たちとの話し合いの場をぜひ持ってほしいと、このように思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

もう地元の方たちと一緒に草刈りをしていくということは、私は大変いいことだと、行政と地元と一緒にいけると、それは私も大変有効な手段だと思います。そういうことを含めまして、今後の有効活用といいますか、有効利用、そういうことについては地元の方を含めて、もう全市的に考えていきたいというふうに思います。

23番（梅崎和弘君）

じゃあ、次に学童保育の問題です。

質問は、国が提案しておりますこのガイドラインに沿って、お尋ねをいたします。

まず、第1点目ですけれども、この施設設備については、子供が生活するスペースとして、1人当たり1.65平方メートル以上が望ましいと。また体調が悪いときは、休息できるような静養スペースを確保することとありますけれども、この実態はどうなっていますでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

施設整備について、実態はどうなっているかとの御質問です。

厚生労働省がガイドラインで求めています児童1人当たり1.65平方メートル以上の面積確保につきましては、15学童保育所全てで条件を満たしています。また、静養スペースですが、全ての学童保育所で部屋の一部に畳を敷いております。その畳の場所を児童の体調が悪いときなどの静養スペースとして利用しております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

スペースとか休息するときに必要な静養スペース、両方とも確保されているということで安心しておるわけでございます。

続きまして、職員体制についてですけれども、この職員体制につきましては、指導員は「児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」と、このようにありますけれども、この辺はどうなっていますか。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員御質問の児童の遊びを指導する者の資格ですが、保育士や教諭、大学で心理学、教育学などの課程を修めて卒業した方などが該当するようです。本市の場合、指導員の業務は夏

休みなどの長期休暇を除き、勤務時間が短く、収入的にも少ないこと、それから夕方6時までの勤務になっておりまして、募集してもなかなか有資格者の応募がないという実情がございます。そのため、子育て支援に意欲があることを採用に当たっての選考条件としております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この指導員については、なかなか大変な問題じゃないかと思っております。「資格を有する者が望ましい」とありますけれども、やはりそれに近づくような努力も必要じゃないかと思っておりますけれども、ぜひ前向きな御検討をお願いします。

それから、今後、ガイドラインに基づきまして、自治体での設置、運営基準の策定や学童保育施設の充実が重要になります。この質的、量的拡充のために、国と自治体が十分な財政的措置をとり、責任を果たしていく、こういうことが求められておりますけれども、市としてはどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

学童保育につきましては、平成24年8月に成立をいたしました子ども・子育て支援法で法的に位置づけられることとなりました。その中で、市町村は設備、運営について条例で基準を定めなければならないとされております。これまでのガイドラインから一歩進んで市町村の責務が法律で明確化されたことで質の向上を図るものであり、来年度以降の策定が義務づけられております市町村子ども・子育て支援事業計画にも提供体制の確保の内容などを記載することが求められております。国もそのための予算をふやす方針でございまして、本市といたしましても、学童保育を初めとする地域における子育て支援の充実に責任を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

じゃあ、ぜひそういうふうをお願いをいたします。

次に、柳川市内で学童保育所がない小学校区はどこどこなのかを教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

未設置校区は、大和小学校区、皿垣小学校区、有明小学校区、中山小学校区の4小学校区となっております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ことしの8月に企画課が出しておりますこの計画によりまして、生きがいと活力に満ち自然と共生する住みよいまち、未来にはばたく子どもの支援の推進、学童保育所整備事業第2

期、両親などの就労家庭を支援し、児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室などを利用し、保育施設の整備を行うとありますけれども、学童保育のない校区につきましては、今後どのような計画があるのか。

また、この中山小学校区の施設の設置ですね。このことにつきまして、もう少し詳細な年度計画があれば教えてほしいと、このように思います。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

学童保育所につきましては、これまでもPTAや校長、教育委員会などの関係機関や地域の方々との協議をしながら、そしてさらにアンケート調査など、地域ニーズも把握しながら、条件が整った校区から開設をした経過がございます。未設置の4小学校区は、いずれも小規模校でございます。設置に当たりましては、国及び県の補助対象となるために必要な10人以上の入所児童数を確保できるか、難しい面がありました。しかしながら、近年、一連の少子化対策、仕事と子育ての両立支援や次世代育成支援に関する施策が誕生し、展開する中におきまして、学童保育に期待する社会的要請は年々高まってきております。

これらは時代の要請に応える意味で、将来的には地域の実情等を勘案しながら、全小学校区に学童保育所を設置する方向で検討していきたいと考えております。

特に、中山小学校区につきましては、平成23年度に市営中山団地が建設をされ、若者の流入を促進し、定住人口をふやすという概念のもとに、新規入居者募集に当たりまして、小学校入学前の児童と同居していることを条件としたため、当該小学校の児童数につきましては、平成27年度から増加に転じることが予想されます。また、増加の要因となる世帯についても、昼間、保護者のいない留守家庭が多い実態があります。このため、本市といたしましても、早期の開設について検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上。

23番（梅崎和弘君）

ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

その中に、学校の余裕教室などを利用しとありますけれども、この学校の余裕教室は今言われました4校にはあるでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

余裕教室については、平成23年の2月に各校長先生のほうにヒアリングをしました折には、1階に余裕教室はないということでお答えをいただいております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

そしたら、この中山小学校も余裕教室はないというふうに見てあるわけですか。余裕教室がないならば、中山小学校の学童保育所はどのようにされるわけでしょうか。

市長（金子健次君）

中山小学校につきましては、現在、コミセン、また集会室等の建てかえ問題等もございます。総合的にいろんなことを勘案しながら、今後、十分部屋にあきがあるのかどうか、十分含めて検討していきたいというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

じゃあ、ぜひそういうことで御検討をお願いいたします。

続きまして、新システムの取り組みについてでございますけれども、市内における無認可保育施設はどうなっているのか、教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

市内には、長田病院の院内保育施設でありますアリス保育園と無名舎こどもの家の2つの施設がございます。

入所者数でございますけれども、平成24年12月1日現在、アリス保育園が7名、無名舎こどもの家が5名となっています。

次に、保育料でございますが、アリス保育園が年齢に関係なく月額20千円、無名舎こどもの家が、ゼロ歳から2歳児が所得に応じて月額25,500円から49,500円、3歳児が24千円から33,500円、4歳児から6歳児が22千円から32千円となっております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この新システムにつきましては、まだ国の方針がはっきりしていないということで、答弁がしにくいんじゃないかなと思いますけれども、いわゆる今度の新システムでは、保育所探しが保護者の自己責任になってしまう、このような大きな不安と批判の声が広がっております。いわゆるこれまで保育所の入所につきましては、市町村が受け付け、父母の希望に基づいて、入所先の施設を決めていました。

今回の新システムでは、原則として、市町村は施設やサービスの提供や利用の決定に責任を負わなくなり、保護者とサービス提供事業者との直接契約の関係になるわけでありまして。いわゆる入所希望者が多いときの入所者選考や保育料の徴収も事業所が行うわけでありまして。いわゆる事業者による入所者の差別、選別、それと低所得の家庭の子供や障害などを抱えた子供たちが排除される、このような問題や保育料の滞納を理由に退所を迫られる心配があるわけでありまして。

このような直接契約につきましては、市としてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

当初のこども園構想では、保護者とこども園との直接契約方式が想定されておりました。この場合、市町村は保育の必要性だけを判断し、必要と認められれば、利用者みずからがこども園に申し込み、保育料も直接こども園に納める制度設計となっておりました。このことに対

して、日本弁護士連合会を初めとする多くの団体などから、市町村の役割が後退し、保育の質が低下しかねない、保育が親の自己責任になってしまうなど、懸念の声が寄せられ、このため、今回、成立した法律では、市立保育所については現行制度と同様に引き続き市町村が保育の実施義務を担うことになりました。これにより、保護者が保育所での保育を希望する場合は、現在と同様、施設ではなく市町村に申し込み、保護者が市町村と契約して利用する仕組みとなります。また、保育所に対しては、保育の実施義務を担う市町村から委託費が支払われ、保育料の徴収も市町村が行うこととなります。

一方で、認定こども園や小規模保育などは保護者と事業者との直接契約方式となります。このため、国のほうでは、直接契約に対する利用者の不安対策として、児童福祉法第24条第2項の中で、市町村は、認定こども園や小規模保育などについても必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとし、これに加えて、当分の間、待機児童の有無にかかわらず、認定こども園や小規模保育などを含めた保育について、市町村が利用調整を行うこととするなど、市町村の保育に関する責任を明確にしていると説明しています。しかしながら、具体性に乏しい内容であり、国のほうで一刻も早く認定こども園などで必要な保育を確保するための措置の内容や市町村が行う利用調整の具体的な手続などを明示していただくとともに、直接契約方式の弊害を解消できるような仕組みづくりが示されることを期待しております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

先ほども言いましたように、この新システムについては、まだ国の方針がはっきりしていないので、市の方針とか計画を出しにくいとは思っております。しかし、この新システムの中には、いわゆる今までは最大の問題点として指摘されていることは、先ほども言いましたように、この市町村の保育実施義務を撤廃し、国と市町村の保育に対する責任を放棄することだと、このように言われております。いわゆるこの新システム導入に向けましては、今後いろいろな問題が出てくるんじゃないかと思うわけですが、安心できる保育の充実のために市としては取り組んでもらいたいと思います。

これにつきまして、市長の見解があれば、ぜひお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

市長の見解ということでございますので、お答えさせていただきます。

今回、国から示されております子ども・子育て新システムでございますけれども、これまでの制度を根本から変える大きな改正でございます。

ただ、制度の全体像はまだ示されておられません。検討すべき課題も多く残されておるところでございます。

国の動向を注視しつつ、新たな制度に責任を持って取り組んでいきたいと考えております。

23番（梅崎和弘君）

ただいまの答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、住宅リフォーム。

この住宅リフォームは、ただ単に家が古くなった、その住宅のある部分を改修するというだけではなくて、自分が住みなれた家でずっと住んでいきたいと、こういう高齢者の方たちにとっても大変喜ばれている制度だということもお聞きしておりますので、ぜひ早急な実施に向けての取り組みをお願いいたします。

以上で終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、18番藤丸正勝議員の発言を許します。

18番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。18番藤丸正勝でございます。

本日の一般質問は、今後の柳川市はということで、金子市長3年6カ月の実績ということで、11月27日に通告していましたが、金子市長は11月30日に来年4月の任期満了に伴う柳川市長選挙に出馬表明されました。そこで、最後のほうで、金子市長には2期目の抱負などをお聞きしたいと思います。

そこで、平成21年4月の市長選挙では、47項目のマニフェストを掲げられまして見事当選されました。当時の議会は、今思えば、市長と議会の対立が目立った時期でありました。金子市長は当時、柳川市はこれでいいのか、このままで柳川の未来は開けるのかというような思いで、柳川を変えなければならないという強い決意で見事当選されました。あれから3年6カ月の金子市長のマニフェストでは、ハード事業、ソフト事業など盛り込まれておりましたが、市長の思うまちづくりはできつつありますでしょうか。

それから、金子市長が、この事業は自信を持って取り組み完成したものや、まだまだ道半ばの事業や、市民の声により白紙、中止された事業もありましたが、何点かその事業を伺いたいと思います。

また、私の聞く市民の声として、金子市長の評価は、点数でいいますと80点以上ではないかと市民の声が聞こえております。金子市長はどういうふうに思っておられますか。私は、過大評価をしているとは思っておりません。本日の質問事項の「今後の柳川市は」、この7

文字、この7文字の中には、金子市長の私への答弁、また2期目の抱負とともに将来の柳川市が凝縮されていると考えています。

それから、市長就任後間もない柳川市にはいろんな課題があり、1期4年でできること、4年間でできないこと、それを2期目4年間で完成させたい事業、またしなくてはならない事業があると思います。この点についても、市長の最後の答弁でいいですから、私たち市民、議会に報告をお聞かせ願いたいと思います。その思いを、お聞かせ願いたいと思います。

あとは自席のほうで、また質問させていただきます。

市長（金子健次君）

それでは、藤丸正勝議員の質問にお答えをいたします。

点数をつけていただきまして、80点以上ということで、大変私にとりましては、まだまだ自分自身のことに点数はつけられないわけでございますけれども、そういう及第点をもろうような形を、残りの任期期間中、精力的に頑張りたいというふうに思っております。

藤丸議員の御質問にお答えし、私が任期中に取り組みました主な事項について述べさせていただきます。

私は4年前、柳川市長に就任した時、まず着手すべきは、合併後も抱える旧市町からの懸案課題を解決し、新たな市として歩む道筋をつけるべきとの信念で邁進をまいりました。

ピアス社跡地の問題については、交渉に2年という期間を要しましたが、議員の皆様のご協力によりまして、同社と和解することができました。今後は同跡地の有効活用に取り組みたいと考えております。

また、合併当初より不均一でございました固定資産税の税率につきましては、旧柳川市が1.6%、旧大和町及び旧三橋町が1.4%だったものを、1.4%に統一することができました。3市町のうち、最も低い税率に統一することによる歳入減につきましては、行財政改革による合理化や合併特例債の活用により健全な財政運用を行うことができているところでございます。

また、柳川市の将来の発展のために今やっておくべきことといたしまして、まず市内の総延長930キロメートルにも及ぶ掘割への汚水の流入を抑制するため、小型合併浄化槽の普及を図るべく、その設置助成を市単独で上乘せを行いまして、これを進めているところでございます。

次に、城下町柳川のたたずまいを後世に引き継ぐとともに、新たに創出するため、景観計画の策定及び景観条例の制定を行ったところです。住む人にとって心地よいまちが、訪れる人にとっても心地よいまちになるものと思ひ、これを進めているところでございます。

さらに、活発な地域コミュニティ活動を促し、地域の人たちが互いに支え合う社会の実現を目指すべく、その活動拠点として合併協定項目にも上げられていた、旧大和町、三橋地域の各小学校区にコミュニティセンターを整備することとし、垂見コミュニティセンターを皮

切りに順次整備を進め、平成26年度までに11校区全てに整備する予定でございます。あわせて、旧柳川地域の既存の7つの校区公民館につきましても、平成26年度までに改修を終えるよう事業を進めています。

一方、マニフェストの大きな柱でありました総合運動公園につきましても、市民の声、議員の皆様の声に真摯に耳を傾け、方針を見直しました。既存体育施設の整備充実を行い、市民の皆様のご健康づくり、スポーツ活動の場の提供を進めているところでございます。そして、柳川市の未来への歩みを進めるべく、やってまいったところでございます。

西鉄柳川駅の東口開設につきましても、区画整理事業の進捗とともに自由通路の整備着手を先般御説明をしたとおりでございます。駅を中心とした人の集約と拡散が、東口開設により大きく広がることを期待をされます。

あわせて、ゆめタウンの進出も雇用の確保や税収の増加、にぎわいの創出、生活の利便性の向上による周辺地域への住宅建設促進により、定住化につながるものと期待をいたしております。その一方で、既存商店街への影響が懸念をされますが、各商店街が独自に工夫した戦略を展開されており、本市といたしましても、これを積極的に支援していくことにより、共存共栄ができるように振興策を考えているところでございます。

また、農水産業振興のため、私みずからトップセールスで柳川産品のPRに積極的に出向き、また新たな柳川ブランド品の開発にも尽力いたしました。これらを観光資源といたしまして、柳川ツアーを企画いたし、着地型観光の推進を図ってきたところでございます。

このような取り組みにより、柳川ファンを少しでもふやし、柳川に興味を持っていただくことによって、柳川に住みたいと思う人を一人でも多くこの地に呼び込むための、定住化促進事業を、今後とも取り組んでいく考えでございます。

さらに新たに取り組むべき課題も見えてきました。ことし7月の九州北部豪雨による被災の経験から、災害に強い、安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを進める必要があるとの強い思いがあります。この点、ハード面では、国、県からの矢部川、沖端川の激甚災害対策特別緊急事業として、先ほど説明いたしましたけれども、195億円の予算措置についてお話ししたとおりでございますけれども、この事業の推進につきましても、本市といたしましても万全の協力体制をとりたいと考えております。

また、ソフト面での対策を図るべく、地域防災計画やマニュアルの見直し、地域ごとの自主防災組織づくりについても、その取り組みを強化したいと考えております。

さらに、ごみ焼却施設及び火葬場の改築や庁舎の統合、市民会館の改築など大きな課題を抱えており、こころも意欲を持って取り組む所存でございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

市長の3年6カ月の実績など答弁いただきまして、また、今後将来に向けての取り組みな

ど述べられてまいりましたが、私は金子市長就任後、2年間は市長や執行部には厳しい質問等をしてまいりました。が、なかなか市長と答弁がかみ合わない議論もありましたが、今考えてみれば、市長就任3年目で、私は、金子市長はよく市民の声を聞き、また議会の声を聞き、柳川の市政に取り入れられているという感想を持っております。

そこで一般質問の市長答弁の中で見えてきましたのが、課題であったピアス社との和解、ピアス社跡地活用を私は早急に計画して、またその市民のための有効活用をしてもらいたいと、そう思っております。

また、固定資産税の統一や合併浄化槽では市単独上乘せ補助で、小型合併浄化槽の普及を図られていることや、今後地域の活動拠点として大和、三橋11校区のコミュニティセンターの整備に取り組まれておると、また、総合運動公園の問題に対しても、市長は市民の声、議会の声を聞き白紙撤回されましたが、これは市長として私は評価されるものと思っております。

そういうことで市長は、大所高所から見て、今後の柳川市の市長として何をやるべきか、方向づけをされていると私は感じています。

また、未来の柳川の歩みを進めるべき事業といたしまして、先ほど答弁の中で、西鉄柳川駅東西の整備、柳川ゆめタウン進出後の既存商店街への影響で、共栄共存の振興策の考えや農水産業振興のブランド品開発や着地型観光の企画など推進されておりますが、私の思いは、もっと柳川市に住みたい、住んでよかったと思うような、先ほど市長言われる定住型促進事業にも、もっと取り組んでももらいたいと、そう思っております。

そこで、市長、2期目の新しい課題として、次の4年間でも安心して安全で暮らせる地域防災計画や地域の自主防災づくりは早急に実現するように要望いたします。

そこで、7月14日の水害で矢部川、沖端川の堤防決壊で、今以上の強い決壊しない堤防の復旧事業を一日も早く取り組んでももらいたいと、今後の柳川市には、市長先ほど言われますように、焼却炉の建てかえや火葬場の建てかえ、三橋町・大和町支所、本所の統合の問題、市民会館の建設など、大型事業が目白押しであります。市長、1期4年の経験で、市民の声、多くの市民との対話で今後の柳川市をつくり上げてもらいたいと思っております。

そこで、先ほど言いましたように私は、市長、2期目出馬表明されておりますので、2期目に対する抱負などを聞きたいと思っております。

市長（金子健次君）

先般の定例記者会見の後に、2期目の出馬表明をさせていただきました。

私自身の2期目の抱負でございますけれども、柳川は限りない可能性を持つまちと私は思っております。美しく豊かな田園、有明海、北原白秋、長谷健を育み、檀一雄を育てました文化都市、市内を縦横にめぐり昔の面影を残す掘割、ウナギや有明海の産物などの食、市民のきずなが残る地域風土などなど、私の使命は、先人から受け継いだこれらのすばらしい遺

産を磨き上げまして、より一層魅力ある柳川を未来の柳川市民につなぐことではないかと思っております。

先ほど述べましたような防災対策の強化や、ごみ焼却場及び火葬場の改築、庁舎の機能的な配置、市民文化会館の改築、さらには定住促進などの課題を、情熱と誠意を持って一つ一つ着実に進め、道半ばの活力があり、みんなが笑顔で暮らせるまちづくりを進めて、しっかりと次世代に魅力あるまちを引き継ぐことが私の抱負でございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

今、2期目に対する金子市長の力強い抱負をお聞きいたしまして、現在、厳しい財政状況の中で、金子市長は厳しい市政運営を日々考え、また苦勞されてあると思っておりますが、2期目出馬表明されましたので、不撓不屈の精神でしっかり頑張ってもらいたいと、そういうふう願っておるところでございます。

これをおもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（古賀澄雄君）

これをおもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

第4順位、20番島添勝議員の発言を許します。

20番（島添 勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。まさかこげん早う来っち私は思うとらんやったけん、びっくりしとるんですけれども、20番、市民クラブの島添です。私は2点ほど一般質問しますので、よろしくお願いします。

最初に、三橋地区の人・農地プランについてお尋ねします。

国では農業従事者の高齢化、後継者不足、さらには耕作放棄地の増加に対応するため、将来の地域の中心となる経営体の位置づけや農地集積への支援策が打ち出されました。その支援策を受ける制度が人・農地プランで、地域で話し合っってプランをつくり、人と農地の問題を解決する方策が提案されております。

農水省によると、人・農地プランをつくる意向の市町村が9月末現在では1,500あるそうです。そのうち49%、750の市町村で既に集落地域単位で農家による話し合いが始まっていることが明らかになっております。プランでは、集落地域で話し合っって、農地を引き受ける中心的経営者、いわゆる担い手、農地の出し手を明確化する、そして耕作放棄地の発生防止や担い手の確保が主な方策だそうです。

いろいろ話をしましたが、この国の方針が出ましたので、私たちにどのような指導をされるのか、あとは席のほうから一問一答方式で質問しますので、よろしくお願いします。

2番目に、太陽光発電について。

再生可能エネルギーでつくった電気を割高な固定価格で全量買い取る制度がことしの7月

にスタートしたため、太陽光でつくられた電気を電力会社が1キロワット当たり42円で買い取りを始めました。7月以降、安定的な収益が見込める大規模太陽光発電に参入する事業者が多くなっているそうです。近隣の市町、自治体でも取り組み計画があるそうです。

あとは自席のほうからまた質問しますので、よろしくお願ひいたします。

20番（島添 勝君）続

1つ目は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題がある中で、国の施策として、担い手や農地の集積に対する国が支援を打ち出しましたが、この対応のため市としてはどのような取り組みをされているのか、お尋ねします。

農政課長（成清博茂君）

人・農地プランの策定についてですけれども、今年度の国の重点施策として、新規就農者や農地の集積に対する支援を国が打ち出しております。その支援を受けるために、人・農地プランというものを市が策定しなければなりません。そこで、JA普及指導センターと本市とのプランの策定に向けて検討を行いました。

まず、担い手、後継者の問題などを農家に対してアンケートを実施いたしました。あわせて、認定農業者の皆さんにもアンケート調査をさせていただきました。それと同時に農事組合長さん、農業委員会、営農組織の連絡協議会、さらには認定農業者の皆さんに、この制度の説明をさせていただいております。その後、アンケート等の集計をいたしまして、その結果をもとに、地域の人・農地プランの案を検討会議の中で策定し、その後その案を地域の皆さんに検討をしていただいたということで、今後はその案を市の策定会議に諮って、市の人・農地プランとして決定していく予定にいたしております。

以上です。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。

次に、人・農地プランの範囲は地域的にまとまりを持つ範囲としてあるが、本市の場合はどのような範囲で策定しているのか、お尋ねします。

農政課長（成清博茂君）

国におきましては、この人・農地プランの策定範囲につきまして、地域的なまとまりを持つ農業集落、それと地域エリアとすることを基本としまして、地域の実情に応じた複数の集落やもっと広い範囲でのエリアとしても可能としております。そこで、私ども検討会議の中において、本市の策定エリアをどうするのかということで検討しました結果、JA柳川の支所が柳川、昭代、蒲池、大和、皿垣開、三橋の6支所ございます。その支所ごとにいろいろ農事組合長さんの会議等も行われておりますので、まとまりもあるということで、柳川市の場合は、JA柳川の支所ごとの6つの人・農地プランを策定していくことにいたしております。

以上です。

20番（島添 勝君）

次に、地域の話し合いを行い、人・農地プランをつくり上げていくことになっていきますが、地域のどのようなメンバーが参加したのか。何か、1回目の会合のときの参加者をお知らせ願います。

農政課長（成清博茂君）

この話し合い 人・農地プランをつくる上では、地域の話し合いのもとにということになっております。そこで私ども地域検討会議の参加者、参加していただいた方についてですけれども、地元の農業委員の皆さん、それとJAの理事さん、JAの女性部長、青年部長、また集落営農組織の役員さん、それから個人の担い手の皆さん、また認定農業者の連絡協議会のそれぞれ地区の役員さん、それと農事組合長の代表、地区改良区の役員の皆さんに御参加をさせていただいております。

以上です。

20番（島添 勝君）

次に、今回の国の支援が打ち出されまして、新規就農者の青年就農給付金が打ち出されていますが、現在どのような状況になっていますか。地域ごとにわかっとたらお願いします。

農政課長（成清博茂君）

現在のところ、新規就農者の青年就農給付金の対象者ですけれども、昭代に1名、それと皿垣開に1名、それと三橋に1名の計3名が申請をなされております。

以上です。

20番（島添 勝君）

これは全部、男子ですか。

農政課長（成清博茂君）

はい、男性の方です。

20番（島添 勝君）

次に、今回の就農給付金の支援を受けるためには、険しい条件があると思うんですね。その条件を、よかったならお願いします。

農政課長（成清博茂君）

この青年就農給付金につきましては、年間1,500千円を5年間支給されるということになっております。その関係もありまして、やはり厳しい条件が付されております。

まず、年齢についてですけれども、45歳未満ということになっております。また、農地の所有権、利用権をその給付対象者が持っているということ、で、その対象者の方が当然農産物の出荷等をして経営の収支等を行っているということです。それと、親御さんが農業経営してあって、親元に、その親御さんのところに就農した場合については、親御さんと別の経

営を行うとか、また5年以内に親御さんの経営移譲を受けるといった条件などがございます。

また、これについては先ほど説明しましたように、人・農地プランに位置づけられていることが必要でございます。で、就農後に農業経営をされますけれども、その就農後の農業所得が2,500千円未満という条件がありますので、もしその期間、2,500千円を超えるようであれば支給停止という形になります。

以上、主な条件を説明させていただきましたけれども、また経営計画書などもつくる必要がありますので、農政課のほうに相談等もしていただければというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。

新規就農者にですね、どのようになるのか、それが1点と、今まではですね、新規就農者は10町以上、そしてこのプランの中では半分の5町ぐらいでもそういう対象になるという話も聞いておりますけれども、そこを含めてお願いします。

農政課長（成清博茂君）

まず、新規就農者に該当するとか、そういう支援を受けたいとなりますと、やはり農政課のほうに相談をしていただきたい、いろいろ先ほど説明しましたように、いろんな条件がございますので、まず農政課のほうに相談いただきたいというふうに思います。

で、もし該当することになった場合でも、地域の、先ほどの検討会議等に諮って、その担い手を新規就農者に位置づけていくということも条件になっております。

ただ、青年就農給付金の面積ですけれども、面積の条件というのは、やはり経営が成り立っていくということもありますので、認定農業者の経営資格が、米、麦、大豆とか、いろいろ園芸とかする場合は違いますので、そこそこ、面積では判断できないかなというふうに思います。作付の状況で変わってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。

次に、営農組織がある地域でも話し合いが必要かということなんですが、この農地プランは柳川市で32組織あると思うんですよ。そのうち、旧三橋町地区では17の組織があるんですよ。そいけん、こまかところばかりちいうと必要になるかもしれんばってん、よそは校区単位であっとつとに、三橋は17の組織があるが、その営農組織がある地域でもやっぱり話し合いして、いろんな、給付金が出るとか、そういう話し合いというものはやっぱり大事だろうと思いますので、そういう話し合いが必要だと思います。どうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

営農組織のある地域でも話し合いをして人・農地プランをつくっていくかということだと

思いますけれども、やはり営農組織の構成員で、認定農業者の皆さんの方、当然この人・農地プランでいくと担い手に位置づけられますと、スーパーL資金で土地購入のための資金等も借りられます。そして、その利子補給などもすると。農業経営基盤強化資金等も活用して規模拡大を図りたい人、そしてまた新規就農者が出てきたりする場合について、この人・農地プランをつくる必要がありますので、今現在集落営農組織があっても、そういう方々が出てきた場合には、当然話し合いによって人・農地プランをつくっていくということになると思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

次に、地域でなかなか中心となる経営体が、早う言うなら高齢化とかそういう人の場合は、見つからない場合ですよ、そういう場合はどのように柳川市としてはされるのか。

農政課長（成清博茂君）

本市の場合につきましては、現段階で中心となる経営体が全くいないという地域はないかというふうに思っております。将来的にはいなくなるということも考えられますが、やはり隣接する地域など、その隣接する集落営農等と一緒に検討するなど、またその場合については地域で話し合いながらやっていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

次に、話し合いば地域ですっですよ。その場合に、立ち上げることになったばってん、今まで別の経営体に貸した、要するに隣近所で貸しおうたり、貸したりなんたりしているところがあるんですよ。そういう組織ばつくり上げたけん、立ち上げたけん、それをもとに戻してもらおうと、そういうやり方はどうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

その話し合いで、地域組織ができたということで、その別の経営体から農地を貸してですけども、その場合、組織を立ち上げたからといって別の経営体の発展を妨げることは好ましくないかというふうには思います。

以上です。

20番（島添 勝君）

まだ農地プランが1回ぐらいしか、アンケート調査とかそういうことの話し合いであったやろうと思しますので、この件についてはこれで一応、余りこれないんですけれども、ただ耕作放棄地に対する取り組みは、例えば、認定 もう私どんが近くあるけんちいうことじゃなかばってんですね、認定農業者がころっと農業ばやめらしたっですよ。その場合に、農業委員会で現地を調査したり何たりして農業委員会が指導をするように今までなっているんですよ。そのとき、農業委員会が現地を見たりして指導に従わなかったときには、例え

ば、いろんな支援があるんですよ、出し手に対する5反以下で300千円とか、5反以上で500千円とか、そうすると受け手に、例えば1町受くるげっと1反当たり20千円とか、そういうよか制度のあるんですよ。ただ、放棄地があるけん、そんならちょっと貸さんのというてするか、農業委員会を中に入れるとこの制度は認められるのか、その点どうでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

ただいまの質問ですけれども、まず耕作放棄地の解消についてですけれども、今、農業委員会のほうで農地パトロールをやっていただいております。そういう中で、耕作放棄地の現地をパトロールで把握をしてあると。その後、現地指導とか文書等で解消について連絡をしてあるということと、また、農業委員会で把握された分について、私どもの農政課のほうも、またJAとも一緒になって、程度の確認といえますか、どういう程度で耕作放棄地になっているかというのを現地確認を行います。そのようにして、耕作放棄地につきましては、県の支援等もあって解消をするためにいろんな支援がございますので、そのときは農政課のほうに相談してもらって、いろんな検討をしているところです。

ただ、先ほど議員おっしゃいましたように、耕作放棄地じゃないけれども、なりつつあるような感じなんですけれども、その場合に先ほどの人・農地プランの支援ですけれども、出し手に対する農地集積協力金というのがございます。耕作をしないということで、人・農地プランに位置づけられた中心経営体に農地を貸し付ける場合については、これまた5反以下とか300千円、それと5反から2町で500千円、2町以上700千円というふうな支援もございますが、この条件が、土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに人・農地プランに位置づけられた中心経営体へ農地を集積するということになっております。その候補者は、土地利用型から経営転換する方、それからリタイアする農業者、それと農地の相続になっております。しかしながら、この交付対象者といえますか、農業者戸別所得補償制度の加入者ということで、それと柳川市でいきますと農地利用集積円滑化団体、今、柳川農協になっておりますけれども、この柳川農協の円滑化団体を通しまして10年以上の白紙委任をして農地を貸し付けるという条件がございます。そういう条件をクリアしますと、農地集積協力金の支援が受けられるということになります。ただ、耕作放棄地として位置づけられますと、この協力金はいただけないと、支援交付対象にはならないという条件がございますので、これもなかなか、いろいろ条件がございますので、私どものほうに相談していただければというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

そうすると、ここにもついているんですけれども、今、利用権設定ばするんですよ。そのとき、今、柳川市では14千円ですかね。ま、そういう金を 金んこつぱっかり言うてでけんばってん、金を、そういう利用権設定しているとは来っとでしょうか。するげっと、

そういう出し手に対する支援とか、受け手に対する支援も受けらるるわけですよ。

農政課長（成清博茂君）

現在、利用権設定してある分については対象になりません。新たに利用権設定といいますか、先ほど言いましたように、受け手が見つからないということ等から、農業集積円滑化団体が柳川農協ですので、柳川農協を通じて10年の白紙委任をしてする農地が対象になるということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。

その次に行きます。太陽光発電についてなんですけれども、私はですね、前回はコミュニティセンターに設置したらどうかという質問ばして、そのときに、私が質問して返ってきたとは、市長から返ってきたつが、コストが高いけんちょっと今は無理という話、そういう返事も返ってきております。

ただ、私が言いたいのは、ことしの7月14日に北部豪雨があつたですよ、ふのよかつたけんじゃいしらんばってん、昼やつたけん別に問題なかつたわけですよ。これが夜やつたなら、相当何かいろいろあつたんじゃないかなと思ひますけれども、それと、1キロワットですね、前は市長が答弁のあつたときは500千円以上しよつたんですよ。今は、ほとんど200千円台に下がつておると思ひます。その点、よかつたなら答弁をお願ひします。

生涯学習課長（石橋正次君）

3月の一般質問の中で、島添議員のほうから太陽光発電については、生涯学習課のほうに質問があつたところでございます。そのときもお答ををいたしましたがけれども、自然エネルギーの活用促進につきましては、コミュニティセンターの太陽光発電の機器の設置につきましては、計画段階で検討したところでございます。議員おっしゃるように、非常に、こういった御時世でございますので、そういった意味では重要な課題かと思ひつておるところでございます。

しかしながら、中期財政計画等の中で、限られた財源があるわけでございます。その中で既存施設へのそういった10キロワット等の機器を設置した場合につきましては、やはりその費用だけでも10,000千円を超えるというケースもございまして、中期財政計画の中でどうやってコミセンを建設するかという中ではなかなか、そこまで財源が及ばないというのが現実なところでございます。

また、照明灯もコミセンの照明につきましても、当初の計画では通常の照明灯でございましたけれども、LED化という今の時勢の中でコストが安い部分もございまして、そういった部分に変えた部分等もかなり費用がかかつておるところでございます。このため、今回のコミセンの当初の計画の中では、そういった部分では、太陽光発電は計画の中に入れてお

りませんでしたので、当初の計画どおり当面は進めさせていただきたいと思っていますところ
です。

しかし、議員おっしゃりますように、コミセンの太陽光発電の機器の設置につきましては、
必要な検討課題であるということは市のほうとしても十分に認識をしておりますので、将来
的にはもっと安価で効率性の高いパネルや蓄電器といいますが、そういった部分も開発が期
待されますので、とりあえずはもう少し時間をいただければと思っておりますので、よろし
くお願いしたいと思います。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。

私たちの地区が、今度、垂見小学校が改築になるんですね。そういうことには、予算と
いいですか、そういうことはどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

学校施設への太陽光発電の導入につきましては、平成22年度の城内小学校の校舎改築時に
初めて20キロワットを導入させていただいております。現在、改築工事が進行しております
大和中学校を初め、先ほど言われました垂見小学校、二ツ河小学校、それから中山小学校の
校舎改築につきましては、同様に太陽光発電の導入を予定しております。

以上です。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございます。ぜひお願いします。

それと、次に、私が壇上から近隣市町で、太陽光発電ば干拓につくって6町6反ばかりし
て、市は 市がせんなら業者に委託して、年間市に入る収入が16,000千円ぐらい入るそう
です。ただ、柳川もそういう遊休農地ち言うのですかね、そういう農地もあるんじゃないかな
と思うんですけれども、その点、市の方針としては、返ってくるわけですね、せいけん、
6町6反、150,000千円ぐらいかかるとるばってん、16,000千円ぐらいは返ってくると、市
の賃貸料と合わせて、柳川にはそういう遊休土地はどうでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

先ほどの議員の御質問にもありましたけれども、再生可能エネルギー導入機運の高まりや、
ことしの4月からは電力の全量固定価格買取制度などが始まるなどによりまして、特にメガ
ソーラーの建設ラッシュが全国で進んでおります。

そして、言われますように、お隣のみやま市で、北九州の会社と地元の資本とでメガソー
ラー計画が進んでおります。いずれの場所も炭鉱跡地とか私有地とかである広大な空き地を
利用したものでございます。

柳川市では、メガソーラーじゃないんですけど、今年度から住宅、個人の住宅に設置する

太陽光発電には補助を始めております。今のところ、議員御提案のメガソーラーにつきましては、みやま市規模の施設をつくるのに適した土地を現在は見当たりませんので、これまでの公共施設の拡充なども含めまして、地球温暖化とか節電、そういう対策について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。ぜひお願いします。

最後になりますけれども、柳川のJAが、そういう太陽光発電の工事といいますか、そういうことをやるそうですけれども、そういう自宅につくつとには補助金は大体どのくらいあるか、キロワット当たりどのくらいぐらい補助金の来るか、よかったならお願いします。

生活環境課長（目野稔男君）

市内の個人住宅につきましては、今年度から補助金の制度を設けまして、補助いたしているところでございます。補助の金額ですけれども、1キロワット当たり20千円、上限80千円でございます。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

はい、どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時48分 休憩

午後 1 時59分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんこんにちは。22番伊藤法博でございます。ただいま議長の発言許可がありましたので、発言をさせていただきます。

まず最初に、行政課題における議会の意思と行政のあり方について質問をさせていただきます。

行政運営における執行部と議会の関係は、よく車の両輪に例えられます。車がスムーズに前へ進むためには、両輪が協調しなければなりません。ただし、車が前へ進めばよいという

だけではだめで、道に沿って適正速度で事故がないように進み、目的地に着かなければなりません。行政課題に取り組む場合、その政策決定過程は、車を道なき道を通して目的地にスムーズに到着するようなもので、多くの困難を乗り越えていかなければなりません。あらゆる行政課題について、執行部と議会のそれぞれの意思と思惑の違いがあります。執行部では、市長と市民、あるいは市長と市職員の意思と思惑、一方、議会では議員と議員同士、あるいは議員と地域住民の意思と思惑の違いをいかに調整して合意を得るかという困難さがつきまといます。市民を初め、市長、市職員、市議会議員、行政区長などに対する負担増や機構の合理化及び給与、報酬、定員等の削減等、特に行財政改革にかかわる行政課題についてはより一層の困難が待ち受けています。そうはいっても、今日のように少子・高齢化が進み、人口減少が加速する中、多様でより多くの行政課題をより少なくなる財政の中で果たしていくためには、どうしても行財政改革をなし遂げなければなりません。また、同時に、地域の活性化に向けての政策も求められます。

今日、国においても地方においても政治が停滞して何も決められない、決断できない、前へ進めない状況が続いていて、閉塞感に覆われています。また、私たちの地方議会の存在価値も本来の役割を果たしていないのではないかとの疑念を多くの市民に持たれているのも事実です。議会が執行部に行政全般にわたって疑問点をただし、その政治姿勢と責任を明らかにし、掲げている政策を変更、是正させ、あるいは新規政策を即すためには、議員各位の努力と資質の向上が求められます。そうした中で、議員と執行部が切磋琢磨して、求められる行政課題の解決のために努力すべきだと思います。

往々にして、執行部においては困難な行政課題に突き当たったような場合に審議会等を設けて答申をさせ、責任を転嫁させているのではないかとと思われるような事案があったように思います。執行部と議会の政治姿勢が同一方向を向いて、行政課題の着地点がほぼ合意できているのであれば、多少の異論があっても執行部と議会が協力をして解決を図るべきではないかと思います。この件についての市長の御意見を求めたいと思います。

あとの質問は自席から質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えをいたします。

地方自治においても、執行部は議会も幸せな市民生活の実現のためにさまざまな政策を議論し、課題解決に向かうべきとの議員のお伺いには、私もそのとおりだというふうに思っております。これまでもそのように協力し合ってきたという認識に立っております。そして、これからも市民の皆さんのために協力して、課題解決を図りたいというふうな考えは大体同じでございます。

22番（伊藤法博君）

執行部と議会が一緒になって協力をしながら、市長が言われるように、困難な課題も一緒

になって解決に向けて努力していかなければならないと私たちも思っているところです。

そこで、解決すべき行政課題の主なものとして、ソフト面では、行政区の見直し、ワンストップサービスの導入、人材及び地域リーダーの育成、文化政策の充実などがあります。

そこで、行政区の適正規模見直しについては、過去に検討がなされましたが、現在のところ全く実績が上がっていません。どのような対応をなされたのか、今後どのような対応をされようとしているのかをお尋ねいたします。

総務課長（白谷通孝君）

行政区の件で私のほうから御答弁させていただきます。

現在、本市には321の行政区がございます。200を超える世帯を持つ行政区がある一方、20世帯未満の小規模な行政区もございまして、行政区内での受け持ち戸数に大きなばらつきが生じておる状況でございます。

平成20年8月には、行政区適正化委員会のほうから行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出をされたところです。それを受けまして、行政区適正化庁内検討委員会におきまして、行政区のあり方などについて検討を行ってまいりましたが、各行政区の成り立ちには歴史的な背景など、複雑な地域事情がありまして、行政区長の受け持ち世帯数の平準化や行政区統合の基準など、適正化に向けた方針決定までには至っていない現状であります。

ただ、世帯数が少ないために、行政区長さんの担い手不足が生じたり、運営が困難な行政区につきましては、その機能を持てるよう統合をしていかなければならないと考えておるところです。その際には、当該行政区の主体性を基本といたしまして、統合に向けた助言、支援等を行っていきたいと考えておるところです。

以上です。

22番（伊藤法博君）

いろいろ各行政区にはそれぞれの事情があって、非常に統合というのが難しいということでございますけれども、やはりどうしても行政のスリム化等を考えた場合には、避けては通れない道筋でございますので、やはり何らかの知恵を出し合いながら議会とも協力をし、また地域の住民の皆様とも協力しながら、執行部とともに、そういった行政区の見直しをやりたいと思います。市長はその点についてどのように考えておられるか、お尋ねします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

合併前のいろんな旧大和町、旧三橋町、そして旧柳川市の行政区の平均的な数字が違っておりまして、先ほど課長がお答えしましたように、今日321の行政区があるわけでございます。しかしながら、今日までの行政区の数については、いろんな形の話し合いが行われており、急激に統合とか再編というのはなかなか厳しい面があるかと思えます。しかしながら、そういう行政の均一化を図っていくことも目標として掲げなければならないというふうに思

っております。

過去、私も経験上、1つの大きな200戸のところを東西に分ける行政区とか、そういう面では賛成をしてきたところでもございますし、単位としては10戸ぐらいの隣組単位ぐらいの行政区、また区長さんがいらっしゃるし、また半年交代とか何カ月交代という区長さんもいらっしゃるようでございますし、そういう面を含めて、今後の大きな課題として私は捉えておるところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

300戸から20戸以下の行政区もあるということでございますが、20戸以下の行政区で大体どれぐらいの行政区がありますか。

総務課長（白谷通孝君）

本年5月1日の数字で申しわけございません。本年5月1日で20世帯未満の行政区は24行政区でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういった20世帯未満の行政区は24あるということでありますので、20世帯未満とか30世帯未満、そういった特定の地域を対象に、やはり特別のそういった指導体制というか、行政措置みたいなやつを議会と執行部と一緒にやって、そういったところからやはりまず解消を図っていく必要があると思いますので、どうかその辺の検討をお願いして、組織づくりとか、そういったことのお願いをしたいと思います。

次に、ワンストップサービスの導入については、市民の高齢化が拡大していき、行政事務が多様化していく中ではどうしても避けて通ることはできません。ワンストップサービスの導入についてのお考えをお示し願いたいと思います。

人事秘書課長（島添守男君）

複数の行政サービスを1つの窓口で受け付けることができるワンストップサービスについてお答えいたします。

通常、行政の窓口業務というのは業務ごとに申請、届け出の手続が必要で、これをそれぞれの窓口で行っていただいておりますけれども、中には総合窓口ということで、1カ所でこれに対応している自治体というのもございます。

現在のところ、本市でワンストップサービスを導入する計画というのはございませんけれども、市民の皆様へのサービス向上及び事務の簡素・効率化の両面から、これを調査研究する必要はあろうかというふうに認識をしております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

現在のところ、そういった計画はないということですが、将来、庁舎統合等でやはり人材がある程度余裕が出てきたり、そうしたときに向けての計画も持つておくべきじゃないかと思っておりますので、その点、市長はどう思われますか。

市長（金子健次君）

将来的には庁舎の統合の問題が出てくるわけですが、それが成就した段階でそういうワンストップサービスについても私は検討すべきというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

庁舎統合時には、そういった総合窓口みたいな窓口をつくっていただきたいと思っております。

次に、人材活性化地域リーダーの育成については、9月議会の一般質問の中でも指摘しましたが、多くの多種多様なグループの活動を通して、多くの人々が交わり合い、刺激し合って交流し、意見を出し合い、汗を流し合い、目標に向かって協力していく中で、お互いが成長して、リーダーも育っていくものだと思います。

現在、どのようなグループがどのような活動をしているのか、お尋ねします。また、行政として、どのようにそれぞれのグループにかかわっているのか、あるいはフォローされているのかをお尋ねいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

生涯学習課のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

市といたしましては、文化、生涯学習、それからスポーツ等の分野で人材育成に取り組んでいるところでございます。

文化部門におきましては、さまざまな文化活動等を行っているクラブ等が集まった文化協会の支援をいたしておりますし、また地域で伝統文化等を継承する団体等の支援も積極的に行っているところでございます。

また、生涯学習部門におきましては、社会教育委員や公民館関係者の研修会等を行いまして、地域で活躍をしていただいております。社会教育委員につきましては、福岡県社会教育研究大会や九州ブロック社会教育研究大会、それから南筑後地区の社会教育委員交流会等の研修会を行っているところでございます。

また、公民館関係者につきましては、九州地区公民館大会を初め、南筑後地区の市町村公民館職員等の研修会や柳川市立中央公民館研修会等を行い、公民館関係者の知識、それからそういった部分の意識の高揚を図っているところでございます。

また、スポーツ部門におきましては、各校区公民館から2名を推薦いただきまして、スポーツ推進委員として、スポーツの振興や普及に市民のほうから参加をいただきまして、御尽力をいただいているところでございます。

スポーツ推進委員につきましては、福岡県女性スポーツ推進委員研修会、それから南筑後

スポーツ推進委員研修会等、県や南筑後地区で新任委員研修会、中堅委員研修会等を行いまして、スポーツのリーダー育成に努めているところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

いろんなグループのそういう活動については、文化面、スポーツ面でそれぞれの活躍をしておると思いますけれども、やはり文化面は文化面なりの発表の場というか、そういった全体的な統一した多くのグループが集まって、自分たちの活動の状況を披瀝するとか内容を報告するとか、そういった場をやはり設けていただくようにすれば、活動がより盛んになるんじゃないかと思います。

また、スポーツの面におきましても、やはりそれぞれ各地区で協議してあると思いますが、そういったこともやはり統一的、どこか1つの場所でやはり市民全員がある程度集まってできるような、そういう大会みたいな活動もしていけば、よりそういった交流も広がるし、市民の関心も高まっていくのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

生涯学習課長（石橋正次君）

まず、文化の面での発表の場ということでございます。

現在、文化協会につきましては、合併前の旧大和町、三橋町、それから柳川市ということで、それぞれの文化協会が発表会等が行われているところでございます。三橋町においては、三橋公民館やったですかね、それから大和町は大和町の公民館のほうで行われておりますし、それぞれの団体の中で行われているところでございます。

それで、文化協会、3つありますけれども、そういった分では今連絡協議会という形で、1つの大きな組織をつくって活動されているところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、発表の場となると、それぞれの旧市町ごとにそれぞれの参加クラブの方が発表をされているというふうな状況でございます。

今後、協議会から柳川一本の大きな文化協会になるというのを一つの大きな課題として捉えていただいていると思いますけど、そういった部分では、一つ一つ段階を見ながらそういった方向で今努力をされているのかなというふうに感じているところです。

それから、スポーツ部門でございますけれども、統一的な大会をということでございます。

スポーツ部門については、現在ニュースポーツということで、ペタンク大会、こういった部分、それから高齢者の方がやっぱり一番楽しみにしておられるのは、今はグラウンドゴルフですかね。三橋の体育館でも朝7時ぐらいから役員の方が集まられて、柳川市のみならず、柳川市を越えた筑後一円の大会とかもそういったところでは実施をされて、ほとんどが高齢者の方ですけれども、たくさんの参加をされてしておられるところでございます。

それから、ペタンク大会につきましては、柳川市全体の大会として実際行っておりますし、たくさんの市民の方が参加をされておりますので、それぞれの種目ごとにそういった大会に

つきましても市民全体の大会として開催をしているところでございますから、これからもそういった大会の一つでも多く開催をし、市民の皆さんが自分の健康は自分で守るんだという意識の高揚も図りながら、大会を開催していきたいと思えます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういった文化、スポーツのグループ活動を通して、やはり地域の交流なり、またリーダーの育成に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、文化政策の重点政策として、柳川市が取り組んでいるものはどのようなものがあるか、お尋ねをいたします。

生涯学習課長（石橋正次君）

文化政策の重点政策ということでございます。

文化政策につきましては、柳川市の教育委員会のほうで教育施策ということで決定をしている中で御紹介を申し上げたいと思えます。

その中では、特色ある市民文化の創造という、これを柱に市民参画による芸術文化の振興、それから文化財等の保護と活用を重点施策に掲げまして、事業を実施しているということでございます。

具体的に申し上げますと、市民参画による芸術文化の振興につきましては、コンサートや総合美術展、それから白秋祭の式典、北原白秋顕彰短歌大会など、市民の参加による文化大会を開催しているところでございます。

それから、文化財等の保護と活用に関しましては、文化財の調査、保護のほか、歴史文化の講座ですね、歴史に興味のあるたくさんの方が講座に参加をされておられます。生涯学習課では1年間に6回の講座を開催しておりますし、そのほか、古文書館等では、そういった歴史講座を定期的にまた開催をしているところでございます。

そういった歴史文化の講座や伝統文化団体、偉人顕彰団体の育成にもあわせて努めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

いろいろ白秋とか、民謡のそういう大会を開いたり、童謡の大会を開いたりされておると思えますが、そういった面で、どうしてもやはり市民会館等の設備等とか座席数の少なさ、またコンサートを呼ぶにしても、ある一定の規模じゃないと呼べないとか、そういったこともありますので、やはり市長のほうでも市民会館の改修等も予定をしてあるようでございますので、そういったことが可能になる、また文化面でもそういった多くのグループが活用できるような、やはりそれ相応の施設を充実させていただきたいということも兼ねて、お願ひを申し上げたいと思えます。

さて、次の質問に移りますが、ハード面では小・中学校の統廃合、庁舎の統廃合、避難所を兼ねたコミュニティセンター建設、利便性の高い交通システムの導入、市民会館、クリーンセンター及び葬斎場の改築、しゅんせつ残土の処理、道路、水路の整備、各種施設の維持管理などがあります。小学校の適正規模及び統廃合を考慮せざるを得ないような生徒数の数値というか、そういった限度値、今までの統廃合における検討された経過なり、どのような過程で現在に至っているのか、そして今後の方針をお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうから適正規模・適正配置化検討委員会の答申に至るまでの経緯について、少し述べさせていただきます。

この検討委員会につきましては、平成22年の8月17日に本市として最適な学校規模及び配置に関する基本的な考え方及びその具体的な方策について諮問を行いました。10回の検討委員会を開催いたしまして、平成23年12月22日に答申をいただいたところであります。

内容につきましては、適正規模の基本的な考え方については、小学校は1学級の人数が30人以内で、全ての学年でクラスがえが可能となる1学年が2学級ないし3学級の学校、中学校については、1学級の人数が35人以内で、1学年が3学級から5学級の学校、それから適正配置の基本的な考え方は、小学校は低学年の児童の負担を考慮し、通学距離がおおむね2キロ程度の学校配置、中学校は生徒の負担や安全面を考慮し、通学距離がおおむね4キロ程度の学校配置が望ましいということを出たところであります。

この基本的な考え方をもとに、諮問の2点目の具体的な方策について検討を行ったところであります。

ただ、先ほど述べましたように、適正規模と適正配置の考え方については、一種、矛盾しているところがございます。この矛盾を抱えたまま、小学校の再編については4案を検討させていただきました。中学校のほうでは6つの案を検討させていただいたところです。その結果、小学校については、通学距離がおおむね2キロ程度の適正配置が実現できている現在の状況を変更し、適正規模を優先する小学校の統合は時期尚早との意見でまとまりました。中学校については、幾つかの問題点はあるものの、現在の状況を変更して統合・再編するより、当分の間は現状のままとしたほうがよいとの意見でまとまったところであります。

ただ、統合・再編といった体制的な変更がない状況の中で、議論の途中で出ました小規模校におけるデメリット部分をいかに解消していくかが課題と捉え、小学校と中学校の連携はもとより、小学校と小学校の連携、中学校と中学校の連携、あわせて社会教育や地域との連携を実施、推進してほしいとの要望もあわせていただいたところであります。

今後の方針についてであります。先ほどの答申を受けまして、平成24年5月21日に柳川市立学校の小規模化に対する対応方針を柳川市教育委員会として出させていただいております。今後の対応といたしましては、答申では統合・再編について小学校が時期尚早、中学校

では当分の間という表現になっております。

一方で、児童・生徒数の推計値につきましては、小学校については6年間、中学校では12年間が確実な数字になっております。そこで、少なくとも10年後をめどに再度統合・再編を含めた小・中学校の小規模化対策を検討する必要があるというふうに結んでおります。

以上です。

22番（伊藤法博君）

柳川市においては、平成3年ぐらいですかね、矢留中学校と両開中学校が統合して柳南中学校ができております。また、隣のみやま市では、何か旧山川町は全てを1校に小学校を統合するというようなことが決まったというような話も聞いておりますが、やはり小学生は2キロメートル以内というような枠組みが妥当なのかどうか、よその市町村においても、そういった論議が通るのかどうか、その辺の検討もしていただかないと、こういった統合の問題は前に進まないんじゃないかなと私は思っております。

10年後に改めてそういう検討をされるということでございますので、今の時点からやはりこういった問題は議会も含めて、地域住民と執行部と一緒に努力をしていくべきじゃないかと思っております。

次に、庁舎の統廃合、市民会館、クリーンセンター及び葬斎場の改築時期について、統括的に順序を立てて説明をいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

総務部長（大坪正明君）

私のほうから、庁舎の統合と市民会館の改築時期についてお答えをいたします。

この庁舎の統合の問題と市民会館の改築につきましては、今後、議会の皆様と協議させていただくことになろうかと思っておりますけれども、整備する場合の時期につきましては、合併特例債の使用期限であります平成31年度までに事業を完了する必要があるかというふうに考えております。

以上です。

市民部長（田島稔大君）

クリーンセンターと葬斎場の改築時期について、私のほうから御答弁させていただきます。まず、クリーンセンターの改築時期でございますが、現クリーンセンターの後継施設につきましては、ことしの2月にみやま市と共同で建設することを確認いたしまして、5月に両市で一般廃棄物処理施設整備連絡協議会を立ち上げました。その中で、今、最重要課題の一つであります適地選定について、11月5日に設立をいたしました柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備適地選定委員会で適地、候補地の調査、そして選定方法の検討を行っているところでございます。完成年度につきましては、合併特例債が活用できるように、平成31年度の完成を目標に今作業を進めております。

続きまして、葬斎場の改築時期でございますが、議員も御承知のとおり、有明広域葬斎施

設組合の施設でございます有峰苑も建設から32年が経過をしております、老朽化が進んでおります。そこで、有明広域葬斎施設組合で有峰苑の建設検討委員会が設置をされまして、7月12日に検討委員会から西原組合長に対しまして、有峰苑と瀬高葬斎場の統合が望ましい、統合に関して柳川市及びみやま市との協議を進めていただきたいという中間報告がなされました。その後、同月18日、西原組合長から本市に対しまして、火葬場の統合についての協議依頼がございました。そして、本市といたしましては、8月17日の議会全員協議会の御承認を受けまして、有明広域葬斎施設組合の事業として進めながら統合を行い、新しい火葬施設を建設することに異存ありませんということで、また同月の22日に有明広域葬斎施設組合に回答したところでございます。有明広域葬斎施設組合では、両市の回答を受けて、新たに組合内にみやま市・柳川市広域火葬場建設検討委員会を立ち上げて、新しい火葬場建設に向けて具体的に進めていくということになっております。

議員御質問の改築時期等につきましても、今後、この建設検討委員会の中で協議をされていくものと思っております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

クリーンセンター、それに葬斎場もみやま市との合同での建設に向けての話し合いがスタートしておるようでございます。

これは私の個人的な意見ですけれども、よければ、市民会館もやはりみやま市と一緒にあって、利用率が2倍になるような、そういった合同のそれなりの施設をつくっていただければと、そしてよければ、クリーンセンター、葬斎場が同じ敷地というか、一体的に、よければ443号バイパス沿いにできればいいんじゃないかなというような個人的な思いでありますけれども、その点、市長はどのように考えておられるか。

市長（金子健次君）

大きな合併の中では、そういうみやま市と柳川市が合併をするという構想の中では出てくると思いますがけれども、現在、本市におきまして、築四十数年たっておるということで、私は市の土地がございますので、そこに文化の薫りがするという形で今、いろんな形で先ほど意見がありましたけれども、そういうことも柳川市単独でつくっていきたいというふうを考えております。

意見として、みやま市長にも話はしておきますけれども、そういうことでございます。

22番（伊藤法博君）

今後、みやま市と十分協議をされて、いい方向に向けて進めていただきたいと思っております。

次に、利便性の高い公共交通システム導入については、前回の一般質問でもお尋ねしたところです。どう考えても、今の定時巡回コミュニティバスは、仕様の割には利用客が少なく、高齢者などの交通弱者には不便であると言えます。同じような仕様で多くの利用客増加が望

め、高齢者等の交通弱者にも利便性の高い公共交通システムに一刻も早く切りかえるべきだと思いますが、どのように考えてあるか、お尋ねをいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

伊藤議員からは、前回の9月議会と、それ以前にも数回、御質問をいただいておりますが、厳しい社会経済情勢の中で、市内全域にくまなく利便性の高い公共交通をサービスすることは、現実には非常に厳しく、可能な限り既存の路線バス等を維持しながら、将来も持続可能なコミュニティ交通を目指していくことが必要だと考えております。

しかしながら、これまでも答弁しておりますけど、デマンド交通システムを完全に否定しているわけではございません。最近、民業圧迫等で、他市におきましてはタクシー会社が廃業に追い込まれるケースとか、利用者の事前登録 デマンドバスが事前登録とかが、当日予約しないと使えないので、そういうデメリット等もございます。まだ新しいシステムでありますので、これも何回も出ておりますけど、もっと改善され、効率のいいものになる可能性もありますので、今後も先進地等を注視して、研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

同じような仕様で、柳川の何倍も利用客があるような、そういったシステムを八女市あたりでは採用しておりますので、やはりそういったところを十分参考にして考えてもらいたいと思います。

次に、しゅんせつ残土の処理については市長のマニフェストの4年間でなし遂げる主要なテーマの一つでしたが、現在に至るまで方向性さえも出ておりません。今後どのようになるのか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

このしゅんせつ土の処理方法につきましては、議員の平成23年6月議会での一般質問に対する答弁でもお答えしておりますように、しゅんせつ土の堆肥化等への再利用につきましては、簡易かつ低コストの技術開発をもって導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。しかしながら、しゅんせつ土の処理につきましては、市が抱える喫緊の課題でもございますので、農地への還元や水路の土手の修復への利用、また公共事業の盛り土材への再利用を促進させてまいりたいと考えております。公共利用への再利用につきましては、有明海沿岸道路の盛り土部分やコミュニティセンターの造成に再利用することを念頭に、地元や国と協議を行っておるところでございます。このしゅんせつ土の処理を含む水路の維持管理費の問題につきましては、柳川市を含む筑後南部のクリーク地帯独特の問題であり、柳川市単独では解決できない問題でもあると思っております。

そういうことから、周辺市町と一体となって、水路の維持管理に対する交付税への参入や

助成制度の創設の要望を国、県に対して行っておりますし、また今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

しゅんせつ残土については、本当にもう20年ぐらい前からのしゅんせつ残土がそのままに放置されているような状況が現在にまで続いており、しかも、新たにしゅんせつしようとするにしても、そのしゅんせつ土の置き場がないというような状況で、しゅんせつもままならない状況でございますので、スムーズなそういうしゅんせつ残土の利用等が循環して流通するというか、利用できるようなシステムをやはりつくっていただかないことには、どうしても水郷柳川の地帯がふん詰まりの状態になるわけでございますので、特にしゅんせつ残土の活用方法についてはやはり努力をして、高台造成とか、そういったことも含めて、利用、活用をお願いしたいと思います。

次に、各施設の維持管理については、建設当初の装備、機能が保持、あるいは維持されるようお願いするわけでございますけれども、なかなかそういった機能が保持されていないような面がありますが、その辺の管理についてどのようにされておるのかをお尋ねいたします。

教育部長（高田 厚君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

各施設の維持管理につきましては、それぞれの所管課のほうできちんとされているとは思いますが、以前、伊藤議員のほうから御指摘がございました、図書館前の時計塔とかの件だろうと思います。それで回答させていただきますけれども、その件につきましては、修理が遅くなって皆さん方に大変御不便をかけているということで申しわけなく思っておるわけでございます。あの時計塔につきましては、特注品でもございますので、修理をするということになりますと、それなりに費用もかかることから、おくれできておるということでございますが、できるだけ早目に改修をするということで、今検討しているところでございますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

22番（伊藤法博君）

あめんぼセンターの前の公園のそういった時計塔なり、また各公園の除草の問題等についても、やはりいろいろ住民の皆さんから御指摘が上がっているようでございます。そういった意味で、さきの緒方議員の持ち家制度に対する補助金等が何百万円かあると、そういった率先して、やはり近隣市町村がそうしておるからそうじゃなくて、見直すべきところは見直して、そういった財源の捻出に努力をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。

次に、特に施設としての箱物のばらまきは熟慮すべきじゃないでしょうか。避難所を兼ねたコミュニティセンター建設には、職員配置も伴うもので、一定以上の規模と防災機能を備

えた設備にすべきじゃないかと思います。現計画では、三橋、大和地区の11小学校、全ての小学校区にコミュニティセンターを建設されるようでございますが、やはりもう少し集約化した、そして集約すると同時に、防災機能とかいろいろなやつを備えた施設に見直す必要があるんじゃないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

生涯学習課長（石橋正次君）

議員の御質問でございます。コミュニティセンターは、一定以上の規模が必要ではないかということでございます。

コミセンは現在、小学校区単位ということで建設を進めているところでございますけれども、これにつきましては、コミュニティセンター建設ということですが、御存じだと思いますけれども、平成19年に第1次柳川市総合計画マスタープランを今作成しておるわけですが、このマスタープランの中で、まちづくりの基本方針というのがございます。この方針の中のコミュニティの充実と強化を掲げておるわけですが、このコミュニティの充実と強化の中に、新たな小学校区単位のコミュニティの創造という目標がございまして、それで、コミュニティの施設の整備については、そういったコミュニティ校区単位の、コミュニティの創造ということをもマスタープランの中にうたっているという部分も含めて検討したということでございます。

こういった流れを受けまして、平成22年に柳川市コミュニティセンター基本計画を作成しております。この計画に基づき、小学校区の単位ごとに自主避難所としての機能を備えたコミセン施設の建設を現在進めているということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

11校区全てをつくるということも必要だとは思いますが、今回のように、堤防が切れて洪水になるとか、また堤防が切れなくても、大雨が降って湛水して、そういった施設が使えなくなるような状況が往々にしてあるような施設のように私は見受けております。だから、そういった多少の湛水がしても、浸水しないような程度のやはり機能を備えた設備が求められるのじゃないかと私は思います。

次に、道路整備についてお尋ねいたします。

道路整備については、国道、県道、市道の幹線道路、連絡道路を軸に、街路や農道が網の目のように張りめぐらされています。街路整備については、各行政区の要望により、拡幅やセットバックにより整備が逐次行われています。農道整備については、4,000ヘクタールの農業振興地区の3,000ヘクタールで土地改良事業が終了し、整備が終わっています。しかし、残りの1,000ヘクタールでは、昭和20年代に行われた交換分合で造成された2メートル弱の道幅しかない狭い農道のままになっています。このため、大型機械や車両の搬入が困難にな

っています。農業振興上、大きな障害になっていて、耕作放棄地がふえてきています。未整備地区の1,000ヘクタールの地域に農道整備だけで百数十億円の経費がかかると言われています。農業従事者は、時代の流れと少子・高齢化により減少の一方で、農地の維持管理ができなくなりつつあります。そのためには、早急な農道整備が求められます。柳川市の財政を考えるなら、短期間での整備は到底できそうにありません。かといって、高齢化した農民に土地改良事業等で長期的な負債を負わせ続けるわけにはいかなくなっています。農道の拡張と圃場の区画を手直しする程度の改良工事が当面必要ではないかと思われます。土地改良法の交換分合による農道整備及び圃場の区画整理が一番適しているように思います。どのような手続をすればよいのか、どのような助成措置があるのか、どのような負担が農家に及ぶのかをお尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

道路整備についてお答えいたします。

最初に、土地改良事業の手続でございますが、土地改良事業法の法手続が必要ということになっております。この法手続には、事業地区内の権利者の同意が必要ということになります。土地改良法上の同意率は3分の2以上ということでございますが、事業の認可者である福岡県では、原則100%の同意を求めているようでございます。

次に、助成措置でございますが、代表的な土地改良事業であります県営の農地整備事業の場合ですと、国50%、県30%ということになっております。そういうことから、地元の負担率は20%ということになります。

次に、農家負担でございますが、先ほど述べました助成措置の地元負担分の20%が基本的に農家負担になると思っております。そのほか、農家負担といたしましては、道路、水路、用地のための減歩が出てくることとなります。

このほか、採択要件として、地域要件と面積要件がございます。県営の農地整備事業でございますと、農振区域内で受益面積が20ヘクタール以上必要ということになっております。また、集積促進計画の作成や担い手数の増加等、この他にも要件が幾つかございます。

以上、御質問に対する答弁とさせていただきます。

22番（伊藤法博君）

今の答弁は農用地の改良についてのあれで、農道整備については、これは集落基盤整備事業というような制度もあるんじゃないかと思いますが、その点どうでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問は、面的な土地改良事業で整備したほうが一番早いんじゃないかということだったので、それに係る手続、そういうものをお答えさせていただいたところ です。

確かに、農道整備事業に係る事業については、福岡県に問い合わせをしたところ、国庫補

助事業の集落基盤整備事業があるということでした。ただ、これにつきましても事業採択のための要件が幾つかあるようでございます。

まず最初には、やはり費用対効果が上がらんといかんということでした。また、そのほか、先ほど言いましたような面積要件とか、そのようなものでございますし、同じように、土地改良法上の手続があるようでございます。これは先ほど申しました面的な土地改良と同じように、法律的には3分の2、福岡県が求めているのは、原則100%の同意が必要ということでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、未整備地区1,000ヘクタールについては、やはりもう基盤整備事業に反対された方々の土地が残っておるわけでございますので、恐らく今から基盤整備事業をしても同意が得られないんじゃないかと思っておりますので、やはりもうそれよりも、道路整備を中心とした、そういった集落基盤整備事業ですか、そういった事業で道路整備を早急にしていただければと思います。この補助事業はどのようになっていますか。

水路課長（安藤和彦君）

先ほどお答えしましたように、集落基盤整備事業、これは恐らく県営事業になると思えますけれども、これにつきましては、やはり先ほど申しましたように、面積要件が20ヘクタール以上とか、それに同じような土地改良法上の同意事項がございます。これは補助率でございますけれども、国が50%で県が25%、それに地元が25%ということで、先ほど言いましたような面的な農地整備事業に比べますと、やはり地元負担のほうが幾分高くなっているようでございます。

そういうことで、やっぱり農林水産省所管の補助事業になりますと、やはり地元負担が生じるという形になっているようでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これは柳川市単独ですのに比べたら、やはり75%は国、県の補助でできますから、この件についてはまた具体的にはちょっと水路課のほうと協議をさせていただきたいと思っております。

次に、戦後の交換分合についてお尋ねをいたします。

昭和20年代に実施された土地改良事業の交換分合は、圃場の区画整理、農道の拡幅、新設　これは幅が2メートル程度ですが　及び用水路の新設がなされています。圃場の一部を使って、農道の拡幅、新設、水路の新設は減歩率の中で清算されましたが、その土地に対する名義変更登記がなされていません。そのため、現在に至るまで、多くの弊害が起きています。市が何らかの理由でそういった土地を買収する場合など、一度清算されている土地を改めてほかの一般の土地と同じ価格で購入しているのが現実ではないですか。

また、交換分合でできた道路、用水路の底地、名義人、あるいはその相続人が所有権を振りかざして他人の利用を拒み続けているような例もあります。公益のために交換分合で造成された農道、用水路の底地は、柳川市が一括時効取得すべきだと思いますが、どのように考えられるか、お尋ねをいたします。

農業委員会事務局長（野田稚久磨君）

農業委員会のほうから交換分合の質問についてお答えいたします。

昭和20年代に交換分合がどのような事業においてなされたのか、証拠となる書類が残っておらず、定かではありませんが、交換分合とは、地域における合意形成を図り、複雑な農用地の権利関係の適切な処理により細分、分散している農用地を区画、形状等を変更することなく、所有権などの権利を交換することによって、広く使いやすい農地とすることです。

交換分合が行われた際、なぜ新設された農道、用水路の底地の所有名義が市町ではなく、個人のままだとされていたのかは、当時の詳しい書類がなく、権利関係などがはっきりとはわからないものもごございます。また、この問題は、個人の所有の土地の権利に関することであり、早急に解決を図るのは困難だと思われまます。

そのような状況でございますので、農道、用水路の底地の問題については、議員御提案の一括時効取得も含めて、今後、関係機関と連携しながら研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

時間となりましたので。

22番（伊藤法博君）

今、非常に、現在、農道等でやっぱりもう皆さんの共有物だと皆さんが認めている間に時効取得なりをして、一括で全部をするのは難しいでしょうから、よければ一定地区等を定めて、一つの事例として、その地域のそういった農道、水路の底地を時効取得して市の所有にするというような手続を開始していただきたいと思いますが、ちょっとその辺、市長、考えをどのようにお持ちか。

議長（古賀澄雄君）

時間が来ましたので、ここで終了させていただきたいと思っております。いいですか。

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時 休憩

午後3時10分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。

現在、全国で生活保護を受けている人は2012年7月時点で212万4,669人と、過去最多を記録しております。その要因は、景気悪化や震災、高齢化や病気、家族形態の変化が挙げられております。昭和25年制度発足以来、初めて受給世帯が100万世帯を超えた状況下で、平成17年度より厚生労働省は被保護者が一日でも早く自立支援できるよう自立支援プログラムという制度を導入しました。自立支援プログラムとは、生活保護の実施機関である保健福祉事務所等が被保護世帯全体の状況を把握した上で、自立支援の具体的内容や実施手順等を世帯類型ごとの個別支援プログラムを作成し、プログラムに基づいて個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施する制度です。支援内容の例としては、受給者への就労支援事業やケースワーカーによるきめ細やかな進路・就労相談、地域貢献活動への参加促進等があります。

本市においても、自立支援プログラムへの参加を求め、支援の推進に努められていると思いますので、まず生活保護行政の現状についてお尋ねいたします。

本市の生活保護受給者の世帯と人数、年代別の比率、自立支援プログラムへの参加者の年代別人数、受給者に対してプログラム参加人数及びほかの自治体と比較してどうなのか。お答えができる部分で結構ですので、お聞かせください。

以上、1回目の質問はこれで終わらせていただき、2回目の質問は自席から行いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

福祉課長（稲又義輝君）

生活保護行政の自立支援についてお答えをいたします。

まず、議員お尋ねの本市の生活保護者の世帯と人数、年代別の比率について、平成24年3月末現在で申し上げます。

世帯数で699世帯、人数で1,044人、年代別比率は10代が51名、4.9%、20代が41名、3.9%、30代が54名、5.2%、40代が91名、8.7%、50代が150名、14.4%、60代が170名、16.3%、非稼働世帯となっておられる65歳以上の方などが487名、46.6%となっております。

次に、自立支援プログラムへの参加者総数は110名となっております。年代別人数は10代が11名、20代が14名、30代が11名、40代が20名、50代が24名、60代が30名となっております。

次に、生活保護受給者に対するプログラム参加者数の他市の状況との比較でございますが、久留米市では4,231世帯5,810人、うち参加者は252人、大牟田市は3,228世帯4,520人、うち参加者は94人、八女市402世帯531人、うち参加者は19人、筑後市211世帯302人、うち参加者は52人、大川市は234世帯318人、うち参加者は60人、みやま市は328世帯471人、うち参加者

は79人となっております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今、数を報告していただきましたのを見ますと、本市のプログラム参加への取り組みについては、ケースワーカーさんが非常に負担の多くなっている中に、前向きに捉えていただいているのではないかと、そういう結果が出ているのではないかとこのように感じました。

この制度の先進地であります北海道の釧路市は、本当に自立支援プログラムを軌道に乗せてある先進地であります。でも、まだまだ全国的にはそこまでやれないという受けとめしかできていない自治体も少なくありません。

そこで、お伺いいたしますけれども、本市は現在、就労支援に対してどのように推進されているのか、また仕事の確保ができていますか何名ほどいられるのか、教えてください。

保健福祉部長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

本市の就労支援につきましては、従来の生活保護を担当するケースワーカーと、ケースワーカーを指導監督する査察指導員による就労支援に加え、平成23年度から導入しております民間専門業者委託による就労支援員を配置し、推進しているところでございます。

平成23年度の就労支援員による仕事の確保でございますが、対象者17名中6名の方が就職、うち2世帯3名の方が自立をされております。

平成24年度10月末の就労支援員による仕事の確保でございますが、対象者20名中5名の方が就職、うち2世帯5名の方が自立をされております。

また、従来から実施をしております平成23年度のケースワーカーと査察指導員による支援でございますが、110名中19名の方が増収につながっているといった状況でございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。思った以上に就労につかれているし、自立も目に見えた形であっているんだと意外に驚いたところでもありますけれども、なかなか仕事の確保ができたからといって本当の意味での保護からの自立というのには時間がかかりますし、本当に多くないと思います。しかし、仕事を持って自分で稼ぐ喜びとか、仕事の大切さとか、自立への勇気、生活に張りを持っていくためにも就労支援は今後必要だと思います。

なかなか景気も低迷して、引き受けてくれる会社の状況も悪い中ではございますが、今後も今まで以上に就労支援に努めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

熊井議員御指摘のとおり、仕事を通じての自立に向けた取り組みという面からも、就労支援は重要であるというふうに考えております。

したがって、今後とも保護の適正化とともに、就労支援につきましてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。なかなか会社が低迷しておりますので、思うように仕事が見つからないというケースもあるかと思うんですけど、そういうときには何らか市がかかわっている仕事とかの一部を、完全に任せるとかではなくて、少しらせていただくとかですね、何時間とからせていただくとか、何かそういうふうな手だてもできないかなと思いますので、そこら辺も考慮していただいて、今後も積極的に推進をしていっていただきたいと思います。

受給者の大半は孤独で自信をなくして、社会とのつながりが弱くなっておられる方も多いと思います。働く能力はあっても、なかなか仕事につけずにおられる方も少なくないと思います。さっき申しました北海道の釧路市という先進地は、そういう人に無償で就労準備のような形で作業ができる場を与えてあるようです。例えば、障害者の授産施設とか小規模作業所、公園の清掃活動等、無償作業ができる場を数多く設定して取り組みやすいような形で、無償で1日数時間とか1時間とか、そういう形で就労の準備をされる場を設けてあるようです。

うちは環境が整っていないところもあるんでしょうけど、こういう就労準備ができる場所の整備が必要なんじゃないかと思いますけど、いかがでございましょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

熊井議員御質問の障害者授産施設や小規模作業所などを例とした取り組みでございますけれども、本市においては対象者に対し、まず体験入所や通所を経験していただき、実際に入所や通所ができるようになるよう、時間に余裕を持たせた取り組みを行っているところでございます。

そしてまた、就労準備等のような無償作業についてでございますが、まだ本市での取り組みはできておりませんが、社会とのつながりが弱く、孤独な受給者やひきこもりがちな受給者の方々に対し、社会的自立や経済的自立の事前準備として、例として御提案いただいているような公園管理、清掃などの受給者の方々の居場所づくり、そして新たな就業の場の発掘につながるような場の設定は必要であるというふうに考えており、この点については検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。非常に難しい取り組みなので、検討課題というのはわかるんですけど、とにかく何らかいい方法を前向きに考えていただいて、まず1ケースが実現できるような環境整備に取り組んでいただきたいと思います。

働くことによって人の役に立っているという実感が出てくることによって、就労に対して前向きに考えられるようになれば就労につけるきっかけづくりになると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。なかなか公立の施設がうちはありませんので、受け入れ先の確保が容易でないということはわかりますけれども、ぜひ実現できるように頑張ってくださいと要望しておきたいと思います。

次に、受給世帯での問題の大きな一つが子供の教育問題です。

多くの生徒が塾に通う中に、塾代を払う余裕がないことや親が適切な進路指導ができないことなどから、高校進学を諦めるケースもあります。先進地は市がNPO法人に委託して受給世帯の中学生の勉強会を開き、ここで学び、高校に進学できた生徒が今度は指導する側に回って、この取り組みがずっと続いていると。もう1つ、こういう取り組みが続いているのと、ここが生徒たちの貴重な居場所になっていて、居場所づくりにもなっていると。

こういうふうなNPO法人とかは柳川にはありませんけれども、こういう教育、進学をしっかりと進めていくことは、貧困の連鎖をとめて、自立を進める意味でも重要なことだと思いますので、本市はどのように考えられるのか、また何か取り組んでおられることがあったらお聞かせください。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えをいたします。

この件に関しましては、本市では現在取り組んでおりませんが、子供の居場所づくりはもちろんのこと、子供の教育は自立という面でも本当に重要でございます。

このため、本市では保護世帯の子供さんをお持ちの親権者の皆様に対しまして、家庭訪問を行い、子育てをする中で、子供さんの意見を尊重しながらも教育の必要性を説明するとともに、特に中学3年生を持つ御家族には、まずは高校を卒業することを目標に、日ごろから指導に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、NPO法人への委託による勉強会等の事例につきましては大変参考となるものと受けとめております。したがって、よい方法を探るためにも今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。非常に難しい内容を申し出たと思うんですけども、これからは非常に大切で重要になってくる部分だと思いますので、進めていく部分では困難もあるし、非常に慎重にいかなくてはならないところもあるでしょうけれども、しっかり取り組んでい

たきますよう要望しておきたいと思います。非常に時間がかかることはわかっておりますけど、一步一步進んでいっていただきたいと思います。

では、2点目に進みます。

学校の非構造部材の耐震化についてお伺いいたします。

学校施設の主要構造部の耐震化は1995年1月の阪神・淡路大震災を教訓に優先的に進められ、文科省がことし8月に発表した耐震化率は84.8%と、9割近くまで進んできております。しかし一方で、非構造部材の耐震化は後回しになり、耐震対策は29.7%にとどまっております。また、老朽化対策についても、文科省のアンケート調査で7割の市町村が不十分と回答しておられます。

本市においても、学校施設の調査を行い、計画的に集中的に耐震化工事が進められており、平成27年度で耐震化は完了すると伺っております。施設の老朽化対策や非構造部材の耐震化対策は全国的状況と変わらず、進んでいないように思います。児童・生徒の学習、生活の場、地域コミュニティーや防災拠点となる重要な施設でありますので、速やかに積極的に施設整備に努めていただきたいと思います。

そこで、お伺いいたします。

平成26年度には耐震化が完了する予定ですが、本市の非構造部材の耐震化についてはどのように進められていく御予定でしょうか、お聞かせください。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

本市では、昭和47年から56年までに建築されました校舎につきましては耐震補強工事を実施し、平成22年度までに全て完了をしたところです。現在は今年度から改築工事に取りかかっております大和中学校を初め、昭和46年以前の校舎を有する学校の整備を進めております。平成26年度には学校施設の建物構造物の耐震化につきましては、全て完了する予定になっております。

御質問の非構造部材の耐震化についてですが、構造物の耐震化と同様、児童・生徒の安全確保にかかわる重要かつ緊急の課題とは考えております。しかしながら、まずは現在進めております構造物の耐震化を平成26年度までに完了し、その後、非構造部材についても耐震化を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に積極的に耐震化を進めていただいたので、平成26年度で柳川市は終わるということは非常にいいことだと思います。

なかなか予算も前はついていませんでしたけれども、2008年のリーマンショックのときの経済対策で集中的に国の補助が出るようになり、耐震化が進んだと思います。非構造部材の

耐震化もやはり予算がかかりますし、国の支援、県の支援が大事だとは思いますが、やっぱりやっていかなくてはなりません。近ごろ老朽化とかに伴って天井部分が崩れたりする大きな事故もありますので、ぜひやっていていただきたいと思います。

とにかく主要構造部分の耐震化を完了させるというふうにおっしゃっていましたが、それがやっぱり今は最重要であります。施設の老朽化対策も気になるところではありましようけれども、これまで震災時、被害が確認された事例で一番多いのが体育館の天井を覆っていた石灰ボードが落下したなどの天井に関するものが1,636校、外壁、内壁の壁材が崩れたのが968校、照明器具の被害が報告されているのが410校のようです。

本市でも避難所となる体育館の天井や照明器具の点検から取り組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど議員御案内のとおり、東日本大震災におきましては、多くの学校において天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が多数発生しております。改めて、非構造部材の耐震化の重要性も認識されたものと思っております。

これを受けまして、国のほうでも地震発生時の安全確保に向けた取り組みの前提となる非構造部材の点検を速やかに実施するとともに、避難所となる屋内運動場の天井材、それから照明器具、内外装材、それからバスケットゴールの落下防止対策等を進めるため、落下防止対策については平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう、目標年度が示されております。

本市では、つり天井を有します屋内運動場が8校ございます。議員が言われますように、まずは主要構造物の耐震化を平成26年度までに完了し、平成27年度からこれら8校の屋内運動場の非構造部材の耐震化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかり計画もされて、27年度からやっていただくということですので、お願いしておきます。

やはり今、大きな事故があった笹子トンネルとかも目視はしっかり検査でやっていたというふうなことをおっしゃっていますけれども、一応27年度から進めていく御計画でしょうけれども、しっかりその間も見ていていただき、少しでも異常が感じられる部分は前倒してもしっかりやっていていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の消費者教育推進への取り組みについてお伺いいたします。

いまだ良好な解決策がないままに年々悪質化し、巧妙化している振り込め詐欺や架空の投資話を持ちかける利殖勧誘詐欺、また架空請求詐欺など、一般消費者を狙った悪質商法が蔓延しております。このような現状を踏まえて、ことし8月の通常国会で消費者教育推進法が

可決され、成立いたしました。これは生涯教育の観点から、悪質商法などの被害に遭わないように消費者一人一人が必要な知識を身につけて、合理的に行動できる知識や能力を養う消費者教育を子供から高齢者まで幅広い世代、場所で行うように地方自治体に義務づけられております。

これまで本市においても、消費者生活センターを設置していただいたり、トラブルに巻き込まれないように呼びかけたシールを各家庭に配布されるなど積極的に取り組んでいただいております。消費者教育推進法の施行に向け、効果の得られるような対策を講じていけるよう、今、準備が必要でないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

熊井議員のほうから消費者教育の推進に関する法律が可決されたということで、これは8月に可決成立されておりました、公布の日から6カ月以内に施行することとなっております。まだ施行がされていないわけでございますけれども、こういう消費者教育の推進に関する法律という新たな法律が制定されましたので、今後、その準備を行っていかねばならないというふうには思っておりますのでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

というところで、今、本市は本当に積極的に今まで消費者教育については進めてきていただいております。消費生活センターが設置されていますので、利用状況をお尋ねいたしたいと思っております。消費生活センターの相談件数、内容、解決方法、解決件数、未解決件数など、取り組みについてお聞かせください。

商工振興課長（田中利光君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

平成24年4月2日から柳川・みやま消費生活センターを開設して、現在まで8カ月を経過いたしておるところでございます。

お尋ねの相談件数は、11月までの累計で476件、月平均60件、1日平均2.9件となっております。また、この相談に対するいろんな業者との交渉回数は、延べでございますけれども、1,467回となっております。

相談内容は、件数の多いものから、一番多かったのが不当な訪問販売、通信販売などの問い合わせ、次が金融の借金関係、闇金とか債権回収、保証人の問題などでございます。また、次が出会い系サイト等のアダルトサイトの金額請求などとなり、そのほかにもいろいろな相談が寄せられている状況でございます。

解決方法につきましては、電話や来所での受け付け、それから御相談者からの聞き取り、さらに相談内容の詳細な聞き取り、契約書などの書類の確認を行った後、相談事例に応じて解決方法を消費生活相談員が判断をいたしまして、助言や解決のための情報提供、事業所と

の交渉、これをあっせんと申しております。また、事例によっては消費生活センターでの相談者と事業所との直接面談を実施する場合もございます。また、消費生活センターの範疇を超える法律の問題の場合は、市民法律相談や日本司法支援センター、法テラス等の機関がございますので、そちらのほうに紹介を行っております。この8カ月で、被害救済金額は約47,000千円にも及んでおります。

未解決件数は11月現在で2件となっており、現在も相談員が継続して対応を行っているところでございます。

また、取り組みについては、現在行っております啓発事業、消費者教育について御報告をさせていただきます。

柳川・みやま消費生活センターの開設時に、その周知を図るため全世帯に対してマグネットシート「困った時は迷わず相談を」の配布を行っております。また、柳川市、みやま市ともに広報紙による事例の掲載による啓発を行っているところでございます。

そのほか、福岡県消費者行政活性化基金事業により、「安全・安心な食生活のために」の啓発冊子を今年度中に全戸配布して、食の安全についての啓発も予定いたしております。

また、研修関係では、地域の高齢者の皆さんとのかかわりの多い地域社会福祉協議会、地域民生児童委員協議会との連携による研修会の実施、今後、地域包括支援センターとの連携による職員研修等を行うことといたしております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。8カ月での利用件数が476件と、非常に多いことに驚きました。それだけやっぱり必要性があるということだと、また再確認したところです。

センターの相談に来られる案件の中で、これはもう少し早い年代に消費者教育をしていたら防げたんじゃないかなというような消費者教育の必要性を感じられたことはありますでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

先ほど御説明申し上げましたように、たくさんの相談件数、それから柳川市、みやま市の地域でいかに多くの消費生活のトラブルに直面しておられる方が多いかを認識いたしております。消費生活相談員によりますと、投資詐欺や振り込め詐欺など多くの新聞やテレビで報道がなされているにもかかわらず、自分がだまされていることに気づいていないという方が多いそうです。また、投資詐欺など高齢者を狙い撃ちした事例やアダルトサイトなどの高額請求など若年者から高齢者まで幅広く相談案件がございますので、議員がおっしゃいます消費者教育の必要性を感じているところでございます。

今日、高齢化社会が進行し、核家族化、ひとり暮らしの高齢者の増加などにより、高齢者が被害に遭われる状況はより深刻になっていると考えております。今後、消費生活の問題に

については、身近な地域に柳川・みやま消費生活センターが開設しておりますので、消費生活で気になることがあった場合は消費生活センターに御相談をしていただきたいと、このように思っているところでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。身近なところに消費生活センターがあるということは非常に心強く思いますので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

この消費者教育推進法のポイントは、幅広い世代に消費者教育を推進することです。架空請求詐欺が広がっている若い世代に対しては学校で教育を行うため、教職員の研修を充実させたり、振り込め詐欺の被害に遭いやすい高齢者や障害者を守るために民生委員さんや介護福祉士さんに研修を義務づけたり、事業者として社員に研修を実施していただくよう求めるなどが盛り込まれております。

消費者教育の推進の担当課には、教育は学校に、地域教育は地域で取り組んでくださいというふうに丸投げをするのではなく、ぜひ担当課と関係機関がしっかり連携をとっていただき、検討を重ねていただきながら、実施可能な、また効果の期待できる取り組みをやっていただきたいと強く要望しますが、いかがでございましょうか。

商工振興課長（田中利光君）

先ほども申し上げましたけれども、消費者教育の推進に関する法律が8月22日に公布され、施行は公布から6カ月を超えない範囲で政令で定める日となっております。

議員が御指摘のように、幼児期から高齢期までのライフステージに応じて体系的に消費者教育を行うこととし、学校、地域、家庭、職域との主体的連携が求められているところでございます。私ども担当課といたしましては、現在できる啓発事業や消費者教育を進めながら、今後、施行されます消費者教育の推進に関する法律の研究を行い、国、県、近隣市町の情報収集に努め、教育委員会部局や関係課などと連携を図りまして、この法律に対応してまいりたいというふうに思っております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。これまでの取り組みから見ても、積極的に真面目に取り組んでいただいているということはよくわかります。これまで詐欺などから市民を守る取り組みについては、しっかり本当に推進していただいております。しかしながら、こういう法律が成立したという社会的状況を強く深く受けとめていただいて、消費者教育を今後さらに推進していただきたいということを要望いたしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時48分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成24年12月11日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	北	川		滿
總	務	大	坪	正	明
会	計	横	山	英	眞
市	民	田	島	稔	大
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
教	育	高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	島	添	守	男
總	務	白	谷	通	孝
企	画	橋	本	祐	二 郎
税	務	樽	見	孝	則
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	稻	又	義	輝
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
安	全	野	田	洋	司
廃	棄	安	河	一	章
選	挙	田	尻	主	範
観	光	乘	富	祐	治
ま	ち	大	淵	洋	祐
大	和	藤	丸		博
市	民				
サ	ー				
ビ	ス				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	人
						池	末	勇	

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	1 番 三小田 一 美	1. 再合併の件 (1) クリーンセンターの問題 (2) 火葬場の問題 (3) 最終処分場の問題 (4) 交付税の問題 (5) 税収の問題 (6) 職員、議員の人件費の問題 2. 前市長の旅費返還の件 (1) 任期中における返還の件、取り組み 今後に向けての考え方 3. 国政選挙における1票の格差の件 (1) 0増5減の是正と今回実施される総選挙の関係 総選挙に対するオンブズマン等の動き (2) 三権分立における立法府、行政府の取り組み と司法の関係 (3) 選挙無効となった場合の市の対応について	市長 " " 選挙管理委員長
2	2 番 荒 卷 英 樹	1. 姉妹都市交流について 2. グローバルな人材育成を (1) 小中学生が世界に触れる機会を 3. 水天宮界隈の街並み整備について	市長 教育長 市長
3	15 番 矢ヶ部 広 巳	1. 百歳受彰者への通知は早目に 2. 中山公園の復興工程は 3. 杉森の2学科廃止の打開策は 4. 川下りコースを駅まで延長を 5. 職員の提案を行政に	市長 " " " "
4	5 番 梅 崎 昭 彦	1. 豪雨等の自然災害に対する住民避難・防災訓練 について 2. 柳川市都市計画マスタープランと昭代地区の主 要道路の整備・改良事業の進捗状況について	市長 市長
5	4 番 白 谷 義 隆	1. 市民会館の建て替えについて 2. 一般質問に対するその後の対応について (1) 集落内水路の整備 (2) 西鉄駅駐輪場の整備 (3) 同和地区子女進学奨励費補助金	市長 " 教育長

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、1番三小田一美議員の発言を許します。

1番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、通告をしておりました1つ目の再合併の件でございますが、クリーンセンターの問題、また火葬場の問題、最終処分場の問題、また交付税の問題、税収の問題、それと職員、議員の人件費の問題。

また、2つ目でございますが、前市長の旅費の返還の件でございますが、任期中における返還金の請求に対する取り組みについてでございます。それともう1つが、今後に向けての考え方をお願いしたいと思います。

3つ目でございますが、国政選挙における1票の格差の件、0増5減の是正と今回実施をされる総選挙の関係、また、総選挙に対するオンブズマン等の動きでございます。それと、三権分立における立法府、また行政府の取り組みと司法の関係です。それと、選挙がもし無効となった場合の市の対応についてでございます。

金子市長におかれましては、任期も来年4月23日までと5カ月を残すところになってまいりました。当選から今までの間、マニフェストで約束をされた事業の多くは既に達成をされたかと思いますが、やり残したことがあるので、さらに次の用意に向けて着々と準備を整えられていると伺っています。頼もしい限りでございます。

しかし、柳川市を見渡しますと、活気のある商店街、人通りが途切れない町並みなど、また、若者が活きた働く会社や工場を見ることはほとんどありません。

現在、衆議院の選挙の終盤を控え、原発、TPPへの参加の経済の復興などなど、いろいろな政策が掲げられていますが、なかなか前に進んではいません。「言うは易し行うは難し」と言われていますが、そのとおりであります。

そこで私は、柳川のさらなる浮揚についてお尋ねをいたします。

質問にいたしましては、自席より一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをよろし

くお願いいたします。

1番(三小田一美君)続

通告に従いまして、まず1番でございますが、合併についてお尋ねしたいと思ひます。

平成17年3月21日に、当時の柳川市、大和町、三橋町が平成の大合併をいたしましてから、はや7年と8カ月が過ぎております。いろいろな優遇の措置も残りわずかとなっておりますが、そこで現在、柳川市民にとって大きな課題となっております幾つかの問題について質問をさせていただきます。

まず最初でございますが、ごみ処理の問題であります。これにつきましては、佃町にあります清掃工場の焼却炉の寿命があとわずかとなっていると聞き及んでおります。そこで、具体的にはあと何年稼働できるのかお尋ねをいたしたいと思ひます。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

クリーンセンターの稼働年数についてお答えいたします。

焼却施設の稼働年数につきましては、一般的に新設から20年程度とされておりますが、他の自治体では30年以上使用している施設も数多くありまして、一概には言えないと考えております。

当市のクリーンセンターは、平成12年度と13年度に施工いたしましたダイオキシン類対策工事において設備更新がされたこと。また、平成20年度に施設の実態調査を実施いたしまして、その調査に基づき毎年焼却炉を停止いたしまして点検を行い、予算の範囲内で施設をこれから10年以上使用するための整備内容を検討いたしまして、現在基幹的な設備を含めた補修または機器の更新を行いまして、少しでも長く稼働できるよう施設の維持管理に努めておるところでございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、その間毎日、最大で何トンのごみを焼却できるのかをお尋ねしたいと思ひます。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

クリーンセンターの焼却量についてお答えいたします。

クリーンセンターは、平成3年に燃焼設備がストーカ方式で処理能力50トンの2炉体制で稼働を開始いたしております。また、平成12年度から、先ほど申しましたように2カ年でダイオキシン類対策工事を行いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められた厳しい構造基準をクリアするとともに、焼却方法も同法に定められた維持管理基準に準拠した方法にて焼却することで、ダイオキシン類の発生抑制を図っております。

クリーンセンターでは、ダイオキシン類の発生を抑制することとあわせて、耐火物の損耗を早めないよう850度から950度で焼却いたしておりますが、近年は焼却物が高カロリー

の紙・プラスチック類の割合が高くなりまして、燃焼温度が1,000度を超えないよう投入量を調整しながら焼却しております。

このようなことから、無理のない運転を強いられておりまして、現在1日当たりの処理量は60トン程度となっておりますのでございます。

以上です。

1番(三小田一美君)

それでは、みんなで徹底したごみの分別収集を行えば、さらに何トンのごみを毎日再生の処分をできるのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

まず、毎日の再生の処分でございますが、紙とペットボトルと段ボールの再生の処分でございます。よろしくお聞かせをお願いしたいと思います。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

ごみ1日当たりの再生処分量についてお答えをいたします。

平成23年度の可燃ごみの焼却処理量は1万6,650トンでございます。この可燃ごみの内訳は、水分、可燃分、その他の3つに区分されまして、その比率はおおよそ水分が48%、可燃分が42%、その他が10%となっております。さらに、可燃分は布・紙類、ビニール類、樹木類、厨芥類、不燃物類、その他の6種類に分類されます。その比率はおおよそ布・紙類が52%、ビニール類が13%、樹木類が8%、厨芥類は16%、不燃物が4%、その他の7%となっております。

したがって、平成23年度の処理量1万6,650トンのうち、ビニール類だけの量を計算いたしますと約909トンとなり、このうち資源化できるものが8割あると仮定いたしますと、約727トンとなります。これを1日当たりに換算すると、約2トンが再生可能な量となります。しかしながら、プラスチック製容器包装やペットボトルの分別収集量は約100トンにとどまっているのが現状でございます。

市では、ことしの10月から資源物専用の指定袋での分別収集を開始するとともに、3R推進委員の事業所訪問、出前講座や主催講座、市報等で水切りの大切さとプラスチック製容器包装や雑紙等の分別方法や出し方を説明いたしまして、より多くの市民が分別に取り組まれるよう協力をお願いしておりますのでございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

はい、よくわかりました。それでは、ごみの分別収集を行えば、焼却炉の延命は可能でしょうか、どのくらいぐらいもつんですかね、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

先ほど申しましたように、分別につきましては出前講座や主催講座をお願いしておりますのでございます。

しかしながら、なかなか収集量、分別が進まないのも事実でございますが、焼却量につきましては今現在、大体1日当たり入ってくる量も60トン程度でございます、焼却しているのも60トン程度でございます。

今、定期補修工事で140,000千円程度ほど予算の枠内で行っておりますが、これを続けることによりまして10年以上の延命化を図れるかなと思っております。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

10年ぐらいまでもてますか。 もうそれはいいです、はい。

現在の清掃工場は重油を使ってごみを燃やしておりますが、燃やすことによって大量の炭酸ガスを排出されます。

そこで、地球温暖化の最大の原因と言われております炭酸ガスを大量に出す焼却処分が水と緑のまちを目指す柳川市にとって最適な処分方法と言えるのか。炭酸ガスの発生を抑えた処理方法や市民の迷惑をかけない処理方法を検討されたことがあるのかをお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

クリーンセンターの処理方法についてお答えをいたします。

クリーンセンターは平成3年度に稼働開始いたしておりますが、当時は一般廃棄物の処分方法といたしましては、焼却による処分が一般的でございます、他の選択肢がない状況で建設をいたしております。その後、ダイオキシン類の危険性が問題となり、平成11年にダイオキシン類対策特別措置法が制定されるのに伴いまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律も改正されまして、焼却炉から排出される排ガス等の規制が強化されたため、クリーンセンターでは平成12年度から2カ年事業として、約2,260,000千円をかけましてダイオキシン類対策工事を行っております。

クリーンセンターでは、毎年排ガスや工場周辺のクリーク、宅地からダイオキシン類を、また工場周囲の騒音・臭気を測定いたしまして、その結果を地元の5行政区の代表者と市で構成いたしますクリーンセンター運営連絡協議会で開示いたしまして、環境基準を遵守していることを確認しながら、施設の安定した運営に努めておるところでございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

はい、よくわかりました。運営に努めてあると言いますけれども、これは炭酸ガスの発生を抑えた処理の方法でるんですね、やっぱりそういう御検討をなされているのか、それちょっとお尋ねしたいと思います。その内容はよくわかります。はい、努力されているのは。そのところは出らんごと、そういう処理の方法は何か検討されていますか。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

先ほど申しましたように、廃掃法の処理いたします廃棄物法の焼却の方法に準拠した形で、毎日投入量を抑制しながら60トン程度を燃やしておるというところで、排ガスを、なるべく二酸化炭素を出さないような方法ということで焼却をいたしておるということで御理解をお願いしたいと思います。

1番(三小田一美君)

何かテレビでも放映されておりましたが、全国でも炭酸ガスを少なくする。そういう方法のやり方があると。また近隣でも、大木町かね、何かそこにもあったようだけど、テレビで放映されておりましたが、それは御存じですか。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

大木町で行われているのは堆肥化だろうと思います。これにつきましては、収集の方法から基本的に変えて、厨芥類のみを収集いたしまして、その分を堆肥化されていると思います。その他、また先ほど申しましたように、ごみの中にはビニール・樹木・紙・布類もございます。この部分につきましては焼却処分をされているのではないかと考えておりますので、柳川市で堆肥化を行うとすれば、分別の収集方法から考えなければならないと思いますので、検討をいたさなければならない収集方法かなと思っております。

以上です。

1番(三小田一美君)

どうもありがとうございました。それでは、この清掃工場の建てかえについては、お隣のみやま市と共同で検討をされていると聞いていますが、何年後をめどに、また建設の費用総額、どの程度の規模の施設を検討されているのかをお尋ねしたいと思います。

これは建設の年月日は、きのうの一般質問の中でも出ておりましたが、具体的にこの建設の年月日と、そして費用と、そして1日の処理の量をお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

みやま市と共同で建設を検討しております次期ごみ処理施設についてお答えをいたします。

クリーンセンターの後継施設につきましては、現在の厳しい財政状況を考慮いたしますと、みやま市との共同建設が安定したごみ処理ができる最も効果的、効率的な方法と考えております。

ことしの5月に柳川市副市長を会長といたしました柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備連絡協議会を立ち上げまして、その中で最重要課題の1つであります適地選定についてみやま市と協議いたしまして、多くの市民の皆さんに関心を持っていただくためと、ゼロベースから適地を選定する目的で候補地の公募を行うこととあわせまして、行政サイドで候補地を抽出して検討をいたしておるところでございます。

11月5日に学識経験者4名、市民代表6名、行政代表2名で構成する柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備適地選定委員会を設立いたしまして、現在、適地候補地の調査、選定

手法の検討を行っておるところでございます。

処理施設の概要につきましては、リサイクル施設を併設した処理施設で、柳川市の焼却量が年間約1万7,000トン、みやま市の焼却量が年間1万1,000トンでありますことから、処理規模が24時間運転で、おおむね1日当たり100トンから130トンの処理施設を想定しておるところでございます。

また、整備費用につきましては今後検討しなければなりません、想定しております処理規模に相当する処理施設の全国的な標準価格を参考に算出いたしますと、約70億円から80億円程度が必要と見込んでおります。

完成年度につきましては、合併特例債を活用できるよう今のところ平成31年度の完成をめどとして進めておるところでございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

それでは、燃やした灰を捨てる最終処分場についてお尋ねしたいと思いますが、現在、柳川市もみやま市も有明海に面する大和干拓、そしてまた三池干拓に最終処分場を保有し、みやま市は使用をされているわけでございます。ただ、柳川市においては、合併前の厚生事業組合の時代に多額の税金や補助金を使って整備をされていますが、当時の大和町長であった前市長の負の遺産として、今も稼働するに至っていません。

そこで柳川市のごみの燃えかすは、北九州や山口県まで運んで処理をされていると伺っていますが、この運搬の処理費は年間総額で幾らぐらいになりますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

まず、年間の運搬費と、それと年間の処理費をお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長(安河内一章君)

焼却灰の処理費用についてお答えいたします。

ごみ焼却施設において焼却灰は必ず発生いたしまして、市の責任で処分しなければなりません。焼却灰は飛灰と主灰に分かれますが、本市のクリーンセンターで発生します焼却灰は年間おおむね2,200トン程度でございます。特に主灰より飛灰により多くのダイオキシン類が付着しておりまして、本市ではこれを安全が一番担保される再利用という形で最終処分をしております。処分先は平成17年度から、飛灰、主灰とも山口県周南市にあります山口エコテック株式会社でセメント原料として資源化をいたしております。また、平成23年度からは山口エコテックとあわせまして、福岡県苅田町にあります宇部興産株式会社でも主灰を資源化しております。焼却灰の運搬処理費につきましては、平成22年度が83,995千円、平成23年度が82,395千円となっております。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

今後、みやま市、また柳川市が清掃工事を合同で建設をした場合、同じ有明海に面する最終処分場でどちらも残り5年分程度の余力しかないとなっておりますが、どちらの最終処分場を使用される予定でしょうか、お尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

お答えいたします。

現在、柳川市とみやま市は共同で処理するごみ処理施設整備について協議を進めております。

焼却灰の処理方法について現状を申し上げますと、柳川市がセメント原料として、先ほど申しましたように資源化いたしております。みやま市が高田町に所有してあります一般廃棄物埋立処分地施設に埋め立て処分をしております。

みやま市の最終処分場は平成8年度に完成いたしまして、埋立地容量が2万7,000立方メートルありまして、まだ処理能力を有していると聞いております。

議員の御質問は、柳川市とみやま市が共同処理するようになってからの最終処分場の使用のことだと思っておりますが、共同処理施設の処理方法についてもまだこれからの協議となりますので、現時点ではごみ処理残渣の最終処分についての協議はまだ行っていないというところでございます。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

みやま市は、あそこは何ですか、あの海は、有明海ですかあそこは。（発言する者あり）あの大和町にあつとはあれは何海、何海ですかあれは、ちょっとお尋ねしたいと思います。ようっと私わかりませんので。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

有明海だと思いますけど、はい。

1番（三小田一美君）

ならどちらも有明海ということですね。はい、わかりました。

それでは、市においては最終処分場をいつから計画をされておられるのか。ちょっとそこも、今課長さんの答弁で、何かまだ検討は、努力はされているような気がという答弁でございましたが、ちょっとお尋ねしたいと思います。いつぐらいから市が再開をされる予定でしょうか、お尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

大和干拓最終処分場のいつから再開をするかということですが、大和干拓最終処分場の活用につきましては、平成23年の11月から12月にかけて、地元関係者に新たに焼却灰を搬入することについてお願いをしておりますが、まだお願いしているという状況でございます。早期に活用できるよう関係者に協力を今後もお願いしていくというところで、まだ

めどというのは立っておりません。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

はい、どうも。なら頑張ってください。

それでは、次に行きたいと思います。

次に、火葬場についてでございますが、これについても柳川市とみやま市、また山川町の方々は、現在山川にある有明広域葬斎施設組合の斎場を使用していますが、みやま市と瀬高町、そして高田町の皆さんは、みやま市瀬高町にある斎場を使用されています。どちらの斎場も建設からかなりの年月が経過しており、建てかえが検討されているとお聞きしております。

これについても2市の合同設置を検討されていると伺っていますが、具体的な検討はどの程度まで進んでいるのか。これは市長にお尋ねしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうからお答えをいたします。

昨日の伊藤議員の御質問に市民部長がお答えをいたしましたように、有明広域葬斎施設組合に柳川市とみやま市で新たな施設建設に取り組むみやま市・柳川市広域火葬場建設検討委員会を立ち上げております。新しい火葬場建設に向けて今後具体的に進めていくことになっております。

本市といたしましても、この建設検討委員会と連携をとりながら、また、議員の皆様と協議をしながら新しい火葬場の建設を行っていきたいと考えております。

以上です。

1番（三小田一美君）

はい、わかりました。

それでは、次に、交付税についてお尋ねしたいと思ひます。

合併から10年間は特別措置法がありますが、あと5年は延びましたが、その後は徐々に少なくなっておるわけです。

普通交付税の算定の基礎にはいろいろなものがあるかと聞いていますが、その中の大きなものが人口であります。その人口が平成17年の7万5,000人から先月末までは7万1,024人と約4,000人も減少となっています。

そこでお尋ねをいたしますが、合併時の普通交付税額、市長が当選をされた年の普通交付税額、そしてまたことしの普通交付税額、これことしのとわからんならもう去年のとも結構でございます。並びに特別交付税額についてお尋ねをいたしたいと思ひます。まず合併時と市長の当選時と現在でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

総務部長（大坪正明君）

普通交付税の額についてお答えをいたします。

まず合併時の普通交付税の交付額でございますけども、平成17年の3月に合併しておりますので、平成16年度につきましては6,773,245千円でございます。17年度が7,563,330千円でございます。

それから、市長選挙前の平成20年度の普通交付税の交付額は7,508,063千円でございます。今年度の普通交付税の交付決定額が8,543,355千円となっております。

それから、特別交付税の交付額につきましては、平成16年度が1,305,208千円、17年度が1,410,203千円、それから20年度が1,236,274千円、21年度が1,272,408千円、それから23年度が1,341,520千円となっております。

なお、今年度につきましては、特別交付税の交付額の決定が毎年度3月に決定しますので、今年度につきましてはまだ決定をしていないという状況でございます。

以上です。

1番（三小田一美君）

はい、どうもありがとうございました。

それでは、いろいろお尋ねしてまいりましたが、私は現在のじり貧状態、また何もせずに立ち枯れするのを待つのではなくて、若い世代に夢と希望を与えるために財政の拡大、またそれによって生まれてくる資本の集中、また施策の選択を行うことにより活力を生み出すことが今求められていると思います。

ますます市の財政が厳しくなると、私はそういうふうに予想しております。市といたしましては、今以上の合理化、また財政の削減が必要になると考えますが、このような状況から抜け出すためにも、みやま市と大川市との合併はもとより、旧柳川藩の地域を含んだ大合併が必要と考えますが、市長の考えをお聞きしたいと思います。

これは私も、これでもう2回目だと思いますので、具体的に市長よろしくお願ひしたいと思います。

市長（金子健次君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

合併特例法の改正によりまして、地方交付税の合併算定替えの期間短縮や合併特例債がなくなるなど、合併支援特例が縮小されておまして、今言われるように大川とかみやま市の合併のことを触れられましたけど、非常に今後の合併というのはメリットが見出しにくい状況でございます。

なお、地方分権の進展によりまして、市町村が単独では解決が難しい課題や事務が権限移譲の名目で国・県から移譲されることが想定をされます。

今後、共同で取り組むことで効果・効率が高まる事務事業につきましては、近隣市町との

連携強化を図りながら合理的に取り組むことを検討する必要があると考えております。

今日、火葬場の問題、ごみ処理の問題についても連携を深めながら、コストダウンさせていきたいという形で今回検討しておるところでございます。

これらによりまして、近隣市町との連携が進み、市民の皆様の中で市町村合併に対する機運が醸成をされて、また市に要望が上がってくる段階において、初めて近隣市町との合併を検討することになるかというふうに考えているところでございます。

以上です。

1番(三小田一美君)

はい、どうもありがとうございました。いずれは近くの火葬場もしかり、クリーンセンターもしかり、みやま市さんと合併をもうそろそろですね。市民の方たちからそういう御要望といたしますか、そういうことが出てくると思いますので、また勉強の課題として頑張っていたきたいと思います。

それでは、次に前市長の出張旅費の返還についてでございますが、その件について、担当の方が誰かおわかりなら、返還してあるかなんかちょっとお尋ねしたいと思います。

総務部長(大坪正明君)

まだ返還されておりません。

1番(三小田一美君)

はい、わかりました。

それでは、監査委員の指摘によって、前市長に対して旅費の返還を求められているわけですね。この進捗状況はいかがでしょうかと私はお尋ねしたいと思いますが、私は市の返還請求に対しまして無視されていると聞いていますが、これ本当でございましょうか、お尋ねしたいと思います。

総務部長(大坪正明君)

前市長に対する旅費の返還請求の件でございますけども、平成21年の5月12日に住民監査請求の監査結果に基づく勧告によりまして、石田前市長に対して旅費の返還の請求を平成21年の5月28日に行いまして、返還期限を6月30日までとしておりました。その後、支払いがないもので、21年の7月17日に7月31日を納期として督促を行いました。先ほど申し上げましたように、現在までまだお支払いいただいていない状況でございます。

市といたしましては、今後とも返還していただくように努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

1番(三小田一美君)

はい、どうもありがとうございました。ピアスの件もですけど、知らぬ存ぜぬで押し通された方ですから、なかなか難しいと思います。監査委員が不当と判断をされたことでありま

すので、このまま放置すれば、監査委員さんの権威は崩壊するのではないのでしょうか、それをちょっとお尋ねしたいと思いますが。

総務部長（大坪正明君）

そうならないように、今後とも納めていただくように努力してまいりたいというふうに考えております。

1番（三小田一美君）

はい、よくわかりました。

それでは、次に、この衆議院の解散をされ選挙に突入いたしました当市を含む福岡の7区には4人の方が立候補され、激戦を繰り広げられています。今回の選挙は最高裁の定数の配分が違憲の判断の中で実施をされる選挙であるということです。

既に一部の弁護士やオンブズマンの皆さんからは、選挙の差しとめの請求も出されている中、もしも選挙の無効の判断がなされた場合、どのようなことが想定をされますでしょうか。

なぜ私がそういうことをお聞きするかといいますと、これは税金は、やはり国が税金を払われるかもわかりませんが、これは全部の国民の方たちの血税だからお尋ねしよりますから、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

マスコミの報道によりますと、弁護士グループが衆議院選挙の差しとめなどを求めた訴訟の上告審で、最高裁は11月30日に原告側の上告を棄却する決定をいたしております。また、同グループは投開票後に選挙無効の訴訟を起こす方針とお聞きしております。

今後どのようなことが想定されるかということでございまして、これもマスコミによれば、選挙が無効と判断されると、選挙区によっては当選が取り消され、再選挙を実施する可能性もあるとの報道でございます。

今回の選挙差しとめの上告が棄却されたのを受けまして、今後、選挙無効の訴訟につきましては最高裁がどう判断するのかはかり知れないところでございます。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

それでは、その場合、市が使った多額の費用はどうなりますでしょうか。衆議院選挙などの費用に対して、市の持ち出し分はありますでしょうか。

全国で、これは六百何か、きのうか何かテレビで放映されましたが、そのくらいがいるわけですよ。そうすると、1人に対し四百何十万を割るなら六百あんだ一億どがしこぐらいかかるわけですよ。余り無駄なお金を使われていただくと、非常に国民の方たちも、景気も低迷しておりますので非常に困りますので、具体的に親切によかなら答弁をお願いしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（田尻主範君）

市が使った多額の費用はどうなるのかということでございますけども、衆議院総選挙は本来国がすべき選挙事務を法令によりまして、都道府県や市町村に事務を委任する法定受託事務でございます。このために、本市選挙管理委員会のほうが国政選挙事務の執行をするかしないかという判断はできるものではございません。

また、選挙費用につきましては市の持ち出しはございませんで、全額国からの委託金になっております。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。国から全部充当で済む、みんな誰でん誤解されるけんです、これはもうみんなの税金なんですよ、そこら辺わかっと思ってください。

それでは、1票の格差が問題となっております。都市部と田舎の人口の差が定数に反映される仕組みは、県民の義務の平等からすれば当然のことと考えます。比例復活制度はいかがなものかと私は考えておるわけです。そのような制度が必要ならば、福岡県全域で得点順に当選するとか、また、旧福岡3区での範囲で定数に応じて複数の方に投票をできる制度とか、また複数の方に投票と言えばわかりにくいかと思いますが、定数が5名の選挙区においては5人の方を選べる。有権者が1票しか行使できないなら、私に私にと候補者はお願いすることになりますが、定数人に選べることになれば、議員としてふさわしい方を複数人選べることになるので、私だけとのお願いも減り、有権者もあなたもあの人もこの人もと複数人投票できますので、政策や人柄、また政党などを選ぶ選択肢が広がり、いろいろな違反も少なくなるのではないのでしょうか。

このことについて、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。ちょっと済みません、ちょっとぐらい。

市長（金子健次君）

三小田議員が、現在の国政、また選挙制度のことだと思いますけれども、国政に対する状況を憂いておられるのはよく理解をいたします。

今回のマスコミの報道によれば、国におきましては小選挙区を0増5減とする法律が通ったわけでございますけれども、今後新たな区割り作業に取りかかります。この作業には数カ月以上を要するとされ、今回の衆議院総選挙は最高裁が違憲状態のもとで行われて執行されているわけでございます。

このような国政の状況でありますので、今後国における選挙制度の改革を十分注視していきたいというふうに考えております。

以上です。答えになりませんが、そういうことです。

1番（三小田一美君）

ありがとうございました。

最後になりますが、市長におかれましては、再度立候補の予定とお聞きをしております。

今までの4年間のマニフェストは、約束された項目は立派に達成をされたと思います。

また、新たにマニフェストが発表されると信じております。若者が夢と希望を持ち、お年寄りが和気あいあいと隣近所の皆さんとのきずなを大切に生き生きと暮らせるまちづくりを切にお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時56分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

早いもので、ことしも本日を含めて3週間を残すのみとなりました。本市でのことし最大の出来事は残念ながら、言うまでもなく、7月14日の九州北部豪雨による甚大な被害になるのではないのでしょうか。いまだに自宅での生活ができていない方がいらっしゃるのはまことに残念ですが、一日も早い復旧・復興に向けて執行部の皆さんや議会の諸先輩方とともに頑張っていく所存でございます。

また、豪雨による悪影響が心配されたノリの養殖ですが、天候にも恵まれ、近年にない高品質のノリが生産されていることは、まことに嬉しい限りであります。大量の土砂や流木等の撤去に御尽力いただいた全ての方々に改めてお礼申し上げたいと思います。

なお、一昨日、100名ほど参加の西鉄グループの会合に参加しましたが、朝御飯には柳川のおいしいノリをぜひ召し上がってくださいとお願いをしてきたところであります。

さて、先週土曜日の日経新聞に「ご当地キャラ、役目は何？」という記事がございました。今や、ご当地キャラ、またはゆるキャラは十分に認知されたと言っても過言ではないでしょう。現在のブームは、2006年に滋賀県彦根市で誕生した「ひこにゃん」がきっかけだと言われておりますが、先日開催されましたゆるキャラグランプリ2012には全国から865のキャラクターが参加し、愛媛県今治市の「いまばりゆるきゃらバリィさん」が見事1位に輝きました。昨年は熊本の「くまモン」、一昨年は「ひこにゃん」が1位に輝いており、地域経済の

活性化に寄与しております。「くまモン」関連グッズの昨年の売り上げは25億円以上で、ことしはこれをはるかに上回るものと予想され、冷え込んだ地域経済へ大きく貢献しております。今では太宰府市にあります九州国立博物館のミュージアムショップにも「くまモン」のストラップやキーホルダーなどが美術品の図録やポストカードと並んで置かれております。もちろん、同館がゆるキャラの商品を扱うのは初めてだそうです。

ことし、ゆるキャラグランプリに初挑戦した本市の「こっぽりー」も61位と健闘しましたが、来年はもっともっと上位を目指して頑張ってもらいたいし、しっかりと応援したいと思っております。

なお、本市ホームページでも「こっぽりー」への投票を呼びかけられておりましたが、結果についてもお知らせいただければと思います。

それでは、本日は、1、姉妹都市交流について、2、グローバルな人材育成を、3、水天宮かいはいの町並み整備についての3点について質問をいたします。

1点目は、姉妹都市交流についてお伺いします。

姉妹都市提携の意義について、国際交流基金日米センターの姉妹都市交流ブックレットによりますと、姉妹都市提携は、相互の地域の発展と国際的な友好親善等を目的とする国境を越えた人の往来や物、情報の交換等を行うことを定めた地域社会同士の信頼に基づく対等な結びつきとあります。また、文化や言語を異にする人々と交流することで国内では得られない情報や経験を共有することができ、そうした直接的な経験を通して、みずからの社会を再発見、再確認する契機が生まれます。例えば、環境問題に取り組む地域であればヨーロッパの先進地と交流することで環境施策の面で学ぶ点は大いにあるでしょう。姉妹都市と交流するということは、地域社会にない新しい風を受け入れ、地域や人々を活性させる作用があるのです。

次に、姉妹都市提携の歴史についてかいつまんで御紹介いたします。

世界で最初の姉妹都市は、1893年、アメリカのノースカロライナ州ニューベルンとスイスのベルンの提携だと言われております。名前のとおり、ニューベルンはベルンからの移民によってつくられたまちであり、もともと人的つながりがあり、おのずから交流があったわけです。

日本での最初の提携は、1955年、昭和30年に長崎市とアメリカ・ミネソタ州セントポールで結ばれており、その後、1960年代の終わりまでは146件程度でしたが、1970年代になると全国的に広がっていております。そして、1980年代に入りますと相手国がアメリカ中心からアジア、特に中国、韓国との提携が増加してきております。バブルの崩壊と並行して1992年をピークに伸び悩んではきておりますが、それでも年平均60件強の提携が結ばれております。2000年以降は年平均20件ほどではありますが、着実に増加しており、自治体国際化協会の本年10月末でのデータでは提携件数は1,630件となっております。

そこで、お伺いします。

旧柳川市はオランダのブレーデル・ウィーデ市と1973年、昭和48年10月24日に姉妹都市の提携を結んでおります。同市はオランダのベニスとも呼ばれており、お互いに水の都という縁から姉妹都市を結んだと聞き及んでおりますが、締結後の交流及び現在の関係はどのようになっているのでしょうか。

また、海外との姉妹都市交流につきまして、私は積極的な交流が必要であるという意見を述べた上で、執行部の所見をお伺いいたします。

なお、再質問及び残りの質問につきましては自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

御質問のオランダのブレーデル・ウィーデ市との姉妹都市交流につきましては、先ほど議員が述べられたとおり、昭和48年に姉妹都市を締結し、以降、主に文書のやりとりによる交流を行ってきました。それで、平成12年には柳川市から助役以下23名がブレーデル・ウィーデ市を訪問して以来、交流は滞っておりまして、ブレーデル・ウィーデ市が近隣の2市と合併しまして、現在はスティーンワイケルラント市となっております。合併協定項目にもありましたが、スティーンワイケルラント市に対し、在オランダ日本国大使館を通じて交流継続の意向の確認を行ったところ、スティーンワイケルラント市から正式に姉妹都市関係終了の書簡を出すとのことでしたが、いまだ届かず、連絡もとっていない状況でございます。

次に、姉妹都市交流は、荒巻議員は必要と考えるが、執行部の所見はということでございますので、お答えします。

現在、中国や韓国と文化や観光面での交流を進めているところでございます。国際情勢的に厳しい面もありますが、これまでの交流を大事にし、民間レベルでも交流がありますので、交流が継続、発展することを期待しております。

しかしながら、新たに海外との姉妹都市締結に至るケースとしましては、相手国の都市に日本人がいて、その方が橋渡しをして締結に至る場合がほとんどでございます。締結後の交流のビジョン等が曖昧で思いつきとかで締結した場合に、その後、交流が滞っている例や苦戦している例が多く見受けられます。

最近、国際交流センター等を通じまして韓国や中国などから締結話がありますが、特に海外につきましては旅費だけでも多額の費用がかかりますので、文化面、観光面、環境や産業面など総合的に判断しまして、費用対効果も含めまして将来においても交流が継続できるか、慎重に検討するべきだと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。済みません、ちょっと正確にあれなんで、合併した新市からそ

のような意向ということで、ただ、書簡が来ていないということは現実的には締結がまだ続いているという。先ほど言いました自治体国際化協会のホームページでも現にまだ載っておりますので、これを向こうの意思を覆すとかそういうあれはないんですけども、何らの形できっちりと、ですから、催促をするなりこちらから何か出すなりして、そこら辺、早く結論というか、けりをつけるという表現はちょっとあれなんですけど、早く解消をきっちりしたほうがよろしいかと思いますが、ちょっとその件に関してお願いします。

企画課長（橋本祐二郎君）

先ほども申しましたが、ブレードル・ウィーデ市が合併して、名称がストーンワイケルラント市となっております。大使館のほうには何度か交流継続の意向の確認を行ったところですけど、来ておりませんので、今、議員がおっしゃられたように、はっきり確認をするように再度知らせというか、連絡をしたいと思います。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

海外とのそういった姉妹都市締結に関しては、ちょっと慎重にならざるを得ないということですけども、それで、一例として、海外のどこかのまちに日本の方がいらして、それが具体的に柳川出身の方があるまちにいらして、その方が御尽力されて、そういった展開。本市でなくても、そういったことがきっかけで結ばれた自治体というのは少なくないんじゃないかなと私も思っておりますが、逆に本市にいらっしゃる外国の方が自分のふるさととどうだろうかということもあり得るかと思うんですが、実際本市にお住まいの外国籍の方というのが大体どこの国の方が何名ぐらいいらっしゃるかと、主なところでいいんですけども、お聞かせいただけますか。

企画課長（橋本祐二郎君）

外国人の住民登録状況につきましては、12月1日現在で229名の方が登録をしておられます。国籍としましては19カ国にわたりまして、一番多いのが中国の方で、約半数の109名でございます。オランダの方は逆に1名ということで、あとは東南アジアとか、ブラジルとか、南米とか、アメリカとか、イギリスとか、そういう19カ国にわたっております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。実際そういったお住まいの方にこちらからお願いしてやることじゃありませんけれども、そういったこともありますので、何らかの形で私としてはつながっていけばいいのではないかなと思っております。

あわせて、近隣の自治体、この辺の自治体の姉妹都市締結の状況をお尋ねいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

近隣の姉妹都市、それと友好都市というのがありますが、その状況についてお答えしま

す。

大牟田市から申し上げますと、姉妹都市としてアメリカのマスキーガン市とノースマスキーガン市で、交流内容につきましては、市内の事業所の紹介とのことです。それと、友好都市としましては中国の大同市で、交流内容は炭鉱技術者の友好往来とのことです。

お隣のみやま市ですけど、これは友好都市として国内の福井県越前市で、交流内容は幸若舞での交流とのことです。

八女市は姉妹都市として韓国の巨済市で、徐福伝説による交流とのことです。

大川市はイタリアのポルデノーネ市と姉妹都市を締結しておりまして、家具生産地ということでの交流とのことです。

近隣自治体の姉妹都市、友好都市の締結状況は以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。個人的にはですね、やはり水の都ということで、オランダではないんですけども、お隣の国ベルギーにブルージュというきれいなまちがあるんですけども、調べましたら、そこは日本の国内との姉妹都市がないんですが、非常にいいのかなと思いつつながら、ブルージュを御紹介できればと思っておりましたけれども、何らかの形で何か接点が見つかればいいのではないかなと思っております。

それで、やはり費用対効果ということも抜きにしては語れませんが、いろんな国際交流を持つことは、特に子供たち、この後の質問でも触れますけれども、非常に大切なことじゃないかと思えます。福岡市は政令指定都市ですから単純に比較はもちろんできませんが、7つの姉妹都市がありまして、行政が行く場合、市民が行く場合いろいろありますけれども、往來ですかね、行くこともありますし、向こうから見えることもあります。仕事柄、そういったお手伝いを長年やってきておりましたので、私もそういったことも含めて福岡市の姉妹都市は全てお邪魔しましたが、本当に子供たちが楽しそうに生活、ホームステイもありますし、いろんなことで生き生きしているのを見て、ぜひ柳川の子供たちにもそういった経験をさせてあげたいというのが心の中にありますので、そういったことも幾らかでもお含みいただければありがたいなと思っております。

それとあわせて、実は来年の4月から福岡空港からKLMオランダ航空、オランダの航空会社の直行便が、福岡空港からノンストップでのヨーロッパ行きというのは初めて就航いたします。週3便でのスタートですけれども、今まではもちろん成田、中部、関空等から行っておりましたし、20年ほど前、英国航空が懐かしいアンカレッジ経由で行っていたころは20時間とか二十数時間かかっておりましたが、ヨーロッパまで十一、二時間で行けるようになりますので、そういったことも何かで後押しができるのかなということも考えておりましたけれども、このことにつきましては深くはあれませんが、ぜひ何かの機会でいろいろと考えていただければと思います。

それと、本市の姉妹都市の大分県竹田市がドイツのまちと交流を結んでおるんですね。バーデン・ヴュルテンベルク州のバートクロツィンゲンとバートナウハイムというまち、バートというのは温泉のことなので、やはり竹田市でも多分、旧直入とかが結んだのかなと。詳しくは見ておりませんが、そういったことでつながりがありますし、友好都市の延岡市さんもアメリカのマサチューセッツ州のメドフォードというまち、それと中国の大連の一つの区と結びつきがありますので、そういったことも含めて、竹田市さん、延岡市さんを介してでも何らかの形でそういった交流、結びつきができないのかなというふうに思っていたところでございます。

最後になりますけど、ちょっとそういった姉妹都市関係で、最後に市長の見解をお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

それでは、姉妹都市関係について、自分の考え方を少し述べさせていただきたいと思いません。

先ほどオランダ航空につきましては週3便、来年4月ですかね、そういうお話を聞きました。

海外との姉妹都市交流につきましては、文化面とか観光面、環境面や産業面など総合的に費用対効果も含めまして、将来において交流が継続できるかどうか慎重に検討していかなければならないという考えを持っております。

先般開催をいたしました白秋祭のときのことでございますけれども、本市の観光大使の原達郎さんをことし3月に小田原市で行われました湘南白秋まつりに講師として招聘いただいた御縁で、小田原市から先日、14名もの皆様が加藤小田原市長の親書を携えて白秋祭に来ていただきました。いろんなセレモニーを行いまして、その後、私のほうからも親書に対して返書を届けたところでございます。小田原市と柳川市の交流というのは白秋先生の没後70年という節目の年に顕彰活動と文学によるまちづくり中から生まれたものであるというふうに思います。

先般、小田原市の市報、広報を見てみたら、表紙に白秋のことを掲載し、写真に撮ってありました。すごいなと思いましたが、白秋先生に導かれて市民相互の文化交流が始まったことは大変意義深いことでもございます。大事にしていきたいと思えますし、市長とも全国市長会でもちょっと話をしてから、いろんなことで考えてみたいと。そういう友好関係ができればいいかなというふうに思っております。

白秋先生については、全国あちこちにいろんな顕彰の石碑等もございまして、白秋サミットとか、そういうことができればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。白秋サミット、私は大賛成です。

今回の私の趣旨としては海外との姉妹都市交流ということで質問させていただいておりますけれども、もちろん国内での姉妹都市提携を否定するものでも全くございません。そういった形で、いろんなところで本市のまたPRにもなりますので、小田原市さんとの関係、ぜひ進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

タイトルはグローバルな人材育成を、小・中学生が世界に触れる機会をとということで、交通機関の発達や情報手段の進化によりまして地球がだんだん小さくなっていっているわけなんですけれども、今後、そういった世界の国家間の垣根というのはますますなくなっていくわけで、グローバルな人材を育成していくことは将来の柳川に必要なことだと思っております。そのためにもなるべくといいますか、若いときに、小学生、中学生のときに異文化、外国の方を通してそういった異文化に触れるということは大切であることは言うまでもないかと思えます。

そういう点で、本市でALTの先生方が小学校4名、中学校4名いらっしゃいまして、小学校ではオーストラリアの方、アメリカの方、イギリスの方、そしてエチオピアの方もいらっしゃるとお聞きしております。中学校はアメリカの方、イギリスの方、オーストラリアの方ということで、英語圏ですから、もちろんアメリカ、イギリス、オーストラリアが多いんでしょうけど、そういったアフリカのエチオピアの方もいらっしゃるというのは子供たちのためには本当にいいことじゃないかなと思っているところです。

それで、いろんな分野で活躍されているといたら幅が広がりますけれども、活動されているとか活躍された方のお話をですね、そういった英語の先生とかじゃなくて、海外での実績がある方、生活をされた方等の話を、どの学年ぐらいが適切かというのは別としましても、子供たちにそういった話を聞かせてあげるといのは非常に大切だと思いますし、そういった機会を提供すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

海外で活躍している人の話を聞くといった取り組みについてでございますが、各学校では総合的な学習の時間やキャリア教育の時間に地域や外部の方をゲストティーチャーとして招聘して、話を聞いたり指導を受けたりする機会があります。

議員御質問の取り組みにつきましては、適当な人材を確保することができないということで、現在、実施までには至っていないという状況になっております。

ただ、ことし10月に「英語を使って羽ばたく日本人」というタイトルの文部科学省作成のDVD、一応こういうものになります。（現物を示す）これを各中学校に配付いたしております。その内容は、ノーベル医学・生理学賞受賞者でiPS細胞研究者の山中伸弥氏や元プ

ロテニスプレーヤーの杉山愛さんなどを初め、英語を使って国内外で活躍している日本人7名へのインタビューを収録したものであります。授業で教材として活用しやすいように、ワークシートも作成されております。そういったものを活用することによって人材育成に役立てたいというふうに考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。その取り組みというか、それは非常に大切、私もいいと思います。

済みません、山中教授も含めて、ちょっとその7名全員をお尋ねしていいですか。お尋ねします。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど申しあげましたi P S細胞研究者の山中伸弥さん、通訳案内士の橋爪舞さん、外資系自動車販売会社エンジニア、それから経済アナリストということで佐々木善一さん、小田良子さん、英会話教室講師の植平宏樹さん、元プロテニスプレーヤーである杉山愛さん、不動産営業の中村竜太郎さん、経営コンサルタントの津坂美樹さんに対して、ケイン・コスギがいろんな質問形式をとってインタビューを収録したものになっております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。山中教授と杉山愛さん以外、ちょっと残念ながら私は知りませんが、いろいろな分野で活躍なさった方だと思いますので、それは非常に大切なことであると思います。

それで、本市からでもJICAによる青年海外協力隊に行かれる方が、出発前は市長に御挨拶に見える、そしてお帰りになって報告に見えるという新聞記事を拝見します。それが年にどれぐらいなのか、数年にお一人なのかわかりませんが、そういった方が現実、本市からもおいでじゃないですか。そういった方の御苦労、市長は実際そういった話を聞かれて、やはり非常に頑張られたというか、だと思いますけれども、それは市民の方、そして中学生にもそういった機会をですね、もちろん御本人の了解が必要になりますけれども、ぜひ今後もちろん既にお帰りになられた方でも結構ですけれども、そういった機会を設けたらどうかと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

市長に就任をいたしまして3年7カ月でございますけど、その間、海外に行くときに御挨拶、また帰ってこられても御挨拶をいただきまして、今、荒巻議員が言われるような形で、子供たちにも、大人でもいいんですけれども、いろいろな体験を含めた話をさせていただきたい

とお願いしております。それは積極的にいいですよという形で回答もいただいておりますし、努めてそういう機会をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。ぜひ水の郷でも市民会館でも、一番いいのは市民会館の大ホールでしようけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、ことし講演会というのを、多分10回以上、いろんな方のお話を聞いたと思うんですけども、ことし私が一番感動したのは、ロンドンパラリンピックで、ゴールボールで金メダルをおとりになった浦田理恵さんの話がことしの10月に水の郷でありました。いろいろと印象的な言葉はありましたけれども、ゴールボールという目隠しをして点をとる合うゲームですけども、視力が低下していく途中ですよ、やれなくなったことを数えるより、やれるようになったことを数える、それと失敗は失敗ではない、諦めることが失敗だということが非常に印象的でした。

そういったスポーツの分野で世界をきわめた方、もちろん浦田さん以外にもいろんな方がいらっしゃるかと思います。私が一番最初に思いついたのが浦田理恵さんですけど、本市と直接的に関係はございませんが、本市で御講演もいただきました。柳川警察署での一日警察署長もやっていただいたとお聞きしております。そういったことで、これは浦田さんにぜひお願いしますじゃないですけど、そういった方々へもアプローチをしていただきたいと思いますけれども、これは教育長いかがでしょうか。

教育長（北川 満君）

ただいまのJICAの件につきましても、市長のほうからお答えをいただいた次第でございますが、こういった浦田理恵さんのお話も非常に好評だとお聞きしておりますし、そういった中で、中学校、あるいは小学生につきましても機会を与えることは非常に重要じゃないかというようなことで、ですから、人材リストということで今後上げながら、また予算がどのくらいかかるかとか、そういうようなことも考えながら対応できたらなというふうにお伺いしております。

貴重な御意見としてお伺いしておきます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。もちろん別に年に1回に限らなくて、2回でも3回でもやっていただければありがたいんですが、ぜひお願いしたいと思います。

それから、ことし一番印象に残った講演ということで先ほど紹介しました。今度、私がことし読んだ本の中で最も刺激を受けた本のことについて、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。タイトルは「ハーバード白熱日本史教室」、作者の北川智子さん、いや、北川教授ですね。高校時代は理数科ということで、進学したカナダのプリティッシュ・コロンビ

ア大学での専攻は数学と生命科学。その北川教授が卒業後の進路を考えていらしたときに、もちろん日本人の方ですから、日本語が読めるという理由で日本史の教授のアシスタントを務めたことから大学院で日本史を学ぶようになったというふうに書かれております。その後、努力に努力を重ねられて、20代の若さでハーバード大学　ハーバード大学はアメリカというか、世界の大学であると思いますが、アメリカ合衆国の大統領が8名、けさもノーベル賞受賞のニュースが出ておりましたが、ノーベル賞も55名ですかね、出ておるといふ大学ですけれども、そちらで3年間教鞭をとられております。ハーバード大学、私は3時間くらいしかいたことありませんけれども、本当にすごいことです。

着任の前年が日本史のクラスは受講者がお二人だったそうです。着任時、学部長から、ことしは1人、最悪ゼロかもしれない。しかし、1年目の　本では秋学期となっております。もちろんアメリカ、欧米は9月スタートですから、日本式に言えば前期ということでもいいと思うんですが、前期が16人、後期が20人、2年目の前期が38人、後期が104人、3年目の前期が136人、後期が251人ということで受講学生が物すごくふえています。

そして、ハーバード大学の教授2,100人ほどいらっしゃるそうですが、40人から、多くて50人がその年を代表する思い出に残る教授として学生の投票によって選ばれております。卒業アルバムの冒頭に大きく写真とメッセージが掲載されるそうで、3年目には北川教授が選ばれていらっしゃるようです。

久留米の明善高校の御出身なので、てっきり久留米の方だと思っておりましたが、実は大牟田市御出身の方です。大牟田に北川さんという方がどれくらいいらっしゃるか、私は存じませんが、大牟田で北川さんという、私は教育長しか知りませんが、よかったです御関係がお伺いできればと思います。

教育長（北川 満君）

私ごとで大変恐縮でございます。娘でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。既にアメリカを離れられて、今は英国のほうにいらっしゃるお聞きしておりますけれども、次、いつ帰国なさるとか、そういった私的なあれはお尋ねしませんが、ぜひ本市の中学生に貴重な経験、体験をお聞かせいただきたいと切に願っております。

このことに関しては教育長のほうではお答えが難しいかと思しますので、ぜひ金子市長にお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思いますけれども、その前に北川教育長のことについて少し触れさせていただきたいと思っておりますけれども、少年野球でいつも始球式とかありまして、「市長、始球式を」ということだったら、ボールが届かなくて恥ずかしい思いをしたんです

けれども、そのときに北川教育長が大学で野球をやっておられたということを知りまして、その次から投げてもらったら、すごいスピードで、監督さんがびっくりしなったぐらいの、聞いたら元国鉄におった金田正一、ロッテの監督をしましたが、スカウトがあったというぐらいの速さでございまして、それも1つ驚いたことと、あと後ほど外国からお客様がおいでになったときに、それは十数名の高校生ぐらいの学生たちでございましたけれども、私は英語を書いたやつを片言で読んだり日本語でしゃべったりして、不得意な分でございます。そしたら、北川教育長が入ってあって英語ぺらぺらで会話してあるんですね。えっと思って、そのときに私が伺ったのは、実は娘がアメリカのほうのハーバード大学に講師で行っていますという話を初めて聞いたわけです。

そしたら、最近では新聞の下段のほうに本の紹介があって北川智子さんが載ってまして、すごい女性がいるということで、レディ・サムライということを言われているみたいですが、そういう日本史のことを英語でアメリカで話を、またイギリスで話をされるというのはすばらしいことでもあるし、そういう人が福岡県の大牟田市にいらっしゃるということで、特に北川教育長の娘さんだったということを知ったんですけれども、そういうことで、ぜひいろんな機会に招聘して講演していただければというふうな気持ちを私は持っておりますし、先日、学校教育課長と生涯学習課長のほうにもお話をしたところでございます。以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。済みません、教育長にはこのことを一切事前には何もお伝えしていなかったわけですが、ちょっとその点では申しわけございませんでしたが、ぜひ北川教授、北川智子さんのお話を柳川市の未来ある中学生にお聞かせいただきたいと思います。

この本ですけれども、「若き日本人女性の斬新な講義にハーバードが熱狂した」ということが書かれております。すらすらと読めると言ったらあれですけど、本当に引き込まれていく本当にいい本です。皆さんもぜひお読みいただければと思います。

それから、交流ということで、次は実際に出向いて海外を経験することができないかということで、修学旅行等で海外へというのが公立の中学校で許されているのか、県内にそういったところがあるのかどうか、お尋ねいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

県内で海外への修学旅行を実施しております学校につきまして、県内、公立、私立372校でございます。そのうちに平成24年度では3中学校が行かれたというふうに聞いております。行き先は韓国が2校、台湾が1校というふうに聞いております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そしたら、別に海外に行つてはならないとか、そういう決まり

はないということでもよろしいのでしょうか。ですから、実際韓国が2校、台湾が1校ということで、今、非常にデリケートな時期ではありますけれども、やはり適切な時期じゃないと行けませんけれども、そういったこともまずは検討の土俵に上げていただければと思っておりますので、御答弁は結構ですけれども、ぜひそういったことで判断し、ぜひ御検討いただければと思います。

それから最後に、3点目の沖端の水天宮かいわいの町並み整備についてお尋ねいたします。

御花から沖端の白秋生家にかけてのエリアが本市の観光の拠点であることは言うまでもないことです。そして、多くの観光客の方が水天宮かいわいをのんびりと散策なさっております。しかしながら、一流の観光地になるにはまだまだ解決しなきゃいけない課題があると私は思っておりますけれども、このことについて執行部の見解をお伺いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

荒巻議員の質問にお答えいたします。

沖端水天宮かいわいは観光地として重要な地区であるとともに、市全体の景観づくりという観点からも良好な景観が求められている地区となっております。また、観光地としてはハード、ソフトの両面でいろいろと課題はあるかと思いますが、ハード面では周辺景観と調和した町並みの形成が一つの課題ではないかと考えております。

そこで、こうした周辺景観と調和した町並みの形成を進めるためには、地域住民の皆さんの景観に対する意識の向上と共有並びに良好な景観形成に向けた積極的な参加が最も重要であると考えております。このため、まずは継続的な景観に対する意識啓発事業と景観条例による規制、誘導を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。今の御答弁で、周辺の景観との調和ということをおっしゃっております。現実ですね、周辺の景観との調和がとれていない部分が残念ながら見受けられるわけなので、その点ではぜひ御尽力をいただきたいと思っております。

それで、まずは副市長にお尋ねいたします。

先日も研修で御一緒させていただきまして湯布院等も行きましたけれども、あいにくの天気でしたけど、やはり非常にお客さんが多くて、ですから、お客さんが多いからお店もふえる、お店がいろいろとあるからお客さんもふえる、本当に相乗効果だと思いますけれども、柳川との差と言ったらあれですけども、その辺どのようにお考えになるのか。あと、福岡都市圏、そして首都圏にもお住まいになった経験等を踏まえて、この観光地は自分はここが好きだとか、ここを見習ったらいいんじゃないかと、そういった柳川の参考になるような御意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

副市長（石橋義浩君）

ただいま荒巻議員のほうから、湯布院と柳川の違い、それと私が印象に残るまちというような質問であったかと思えます。

まず、湯布院と柳川の違いでございますけれども、この前、湯布院を散策させていただいたんですけれども、非常に美しいまちだったかと思えます。これはやっぱりまちに統一感があったからかなというふうに思っております。それと、温泉があって、いろんな地域資源もあると。翻って柳川を見てみますと、柳川も非常にいいものはあるんですけれども、景観条例ができて、今後期待できると思うんですけれども、もう一つ統一感を持たせたらもっとよくなると思えます。

それと、私の好きなまち、印象に残るまちということで、私もそれほどいろんなまちを知っているわけではございませんけれども、私の好みのまちというのは、自然がいいとか、近代的であるとかよりも、やはり昔の面影が残っている、ゆったりできるまちというのが好みでございます。ちょっと思い出してみると、どういうところがあるかなと思ったら、埼玉県に川越というところがございまして、ここは小江戸と呼ばれておりまして、時の鐘という建物ですね、鐘楼を中心として江戸の町並みが保存されているというよりも、どっちかというところをつくってあるというふうなところでございまして。そしてまた、きれいにつくってあるんですけれども、それとあわせて、菓子屋横丁というのがありまして、10軒ほどのお菓子屋さん、駄菓子屋さんがあるんですけれども、ここは非常に楽しめる場所であると。そういうところと、また散策しているときに休むことができるように、ところどころにやっぱり適当な間隔で喫茶店もあると。なかなかぶらぶらするにも非常にいいところだなとは思っているところでございまして。川越が今びんときたまちでございまして。

答弁は以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。川越に関しては私も本当に、大好きと言ったらあれですけれども、非常に参考になるまちじゃないかなと思っております。

小江戸ですよ。小江戸ってローマ字で「COEDO」と何かしゃれて出されておりますけれども、それで、やはり川越に限らず、どこへ行っても、私が印象に残るのはソフトクリーム屋さんや焼き煎餅。焼き煎餅も歩いていて焼いているところが見れると、やっぱりお客さんが寄っていくというようことで、川越でもそのようなお店が間違いなくありましたし、おっしゃった菓子屋横丁もそういったことで、ちょっと角をいってお店が並んでおりますけど、本当に非常にやっぱり参考になるまちではないかと思っております。

それで、残念ながら沖端のほうでは空き店舗でシャッターがおりて茶色っぽく塗ってあるところもありますが、そういった形で、今、副市長もおっしゃいました昔の面影、ゆったりと、本当に私も全く同感なんですけれども、残念ながら若干そういったことで色彩的にも調和がとれていないところが見受けられます。

それで、昭和の町、豊後高田市さんは、そういった改装に補助金を出されたというふうにお店のほうでお聞きいたしましたけれども、景観条例、10月からできておりますけれども、やはり沖端かいわい、柳川市の観光の顔である場所は何らかの形で補助金を出してでも、そういった昔の面影を感じる町並み、そういった顔にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

沖端の水天宮かいわいのような良好な景観形成が求められている地区においては、周辺に調和しない看板等については補助金による誘導もあるかと思いますが、今後こうした案件が生じないようにするためには、住民の皆様一人一人の景観づくりに対する意識が高まることが最も重要であると考えております。そこで、今後は情報発信だけではなく、実際に参加できるようにいろいろな意識啓発に関する事業を継続して実施していきたいというふうに考えております。

また、荒巻議員が申されております修景に対する補助等については、景観計画の住民説明会などでも御意見としていただいているところでございます。

今後、先ほど議員申されております豊後高田市の例もございましたように、そういう先進地の事例等を参考に調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そうですね、本当に最初から補助金を出すのがいいのかあれなんですけど、やはりみんなでそういったまちを見に行くというのも非常に有効かと思っておりますので、そういったことも含めて御検討いただきたいと思っております。

それから、最後の質問で、ちょっと景観のことで、きのうも帰りしな通っていきましたが、「入居者募集」とか「空き店舗」とかというような掲示が残念ながら見受けられております。年が明けて2月になれば、本市でも大きな行事でありますさげもんめぐりが始まりますので、お見えになった観光客ががっかりなさらないように、ちょっとそこら辺で対応ができ得れば、ぜひ対応をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

観光課長（乗富祐治君）

御質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますように、年明けの2月11日から4月3日までは柳川の代表的なお祭りでありまして柳川雛祭りさげもんめぐりが開催され、毎年、期間中は県内外から15万人前後のお客様がお見えになっております。

先ほどの「入居者募集」の看板の御質問については、民間事業者の経営に関することでもありますし、難しい面もあるかと思っておりますけれども、根本的には空き店舗が解消され、年間

を通してにぎわうことが解決策になるかというふうに考えております。このことについては、地元商店街組織との連携、また空き店舗へ入居される場合の市の補助制度なども活用いただくことが空き店舗の解消につながるというふうに考えております。

なお、御指摘の「入居者募集」の看板についてでございますけれども、今後、さげもんめぐりが始まりますので、物件の管理事業者の方などを訪問して、私どもで議員がおっしゃいますような趣旨も踏まえて相談に伺いたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。柳川にお越しになる観光客の方ががっかりされずに本当に満足して帰っていただけるように、ぜひとも御尽力いただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、平成24年最後の一般質問をさせていただきます。

さて、ちまたでは総選挙真っ最中であります。また、来春4月は市長選挙があります。さらには、7月は参議院選挙があります。まさに選挙、選挙で息つく暇もありません。泣いても笑っても、あと5日で総選挙での国民の審判が下されます。どこが勝っても参議院とのねじれは解消されないとメディアは報道しております。つまり連立の枠組み次第で与党と野党が変わるということであります。

ところで、私たちが住んでおる日本は世界で一番の借金王国と言われております。御存じのとおり、日本の人口は約1億2,000万人であります。借金はほぼ国が1,000兆円、地方が200兆円と言われております。合わせて1,200兆円であり、赤ちゃんからじいちゃん、ばあちゃんまで1人何と10,000千円の借金を背負っていることとなります。皆さん、1,200兆円に対する支払い利息は幾らだと思われませんか。わずか1秒間で1,200千円であります。1日103,680,000千円が私たちの貴重な税金から支払われておるということとなります。

一方で、当地、柳川市は7.14北部九州豪雨災害で甚大なる被害を受けました。野田佳彦総

理の矢部川決壊の現地視察を受けました。結果、戦後最速での激甚災害指定を野田内閣のもとで閣議決定をしていただきました。大変ありがたいことであります。激甚災害指定を受けまして、災害復興がこれから少しずつではありますが、進んでいきます。出の橋、大門橋の建てかえも行われるそうであります。柳川市民の一人として、一日も早い復興を祈るばかりであります。

私は今回の一般質問として、1番目に、100歳受彰者への通知は早目に、2番目として、中山公園の復興工程はどうなっているのか、3つ目に、杉森高のファッションデザイン科とクリエイティブ・ライフ科の2学科廃止の打開策は、4つ目に、川下りコースを西鉄柳川駅まで延長したら、最後に、職員の提案を行政に生かしたら、以上、5項目にわたって通告をいたしております。

あとは自席にて質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしく願いまして、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず1項目めの100歳受彰者への通知は早目ということで質問をいたします。

基準日はいつになっておりましたでしょうか、お願いいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

基準日はいつになっているのかというふうなことでございますが、受彰対象者につきましては、柳川市敬老祝金等支給要綱という規定がございます。当該年度の9月1日において本市の住民基本台帳に登録をされており、なおかつ年度末の3月31日までに100歳になられる方という規定がございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。100歳になられた方を市長は自宅訪問されて祝っておられます。100歳受彰者への通知は大体いつごろされているのか、教えてください。

福祉課長（稲又義輝君）

受彰者への通知はいつぐらいにされているのかということへのお答えをいたします。

本年度の市長表敬訪問につきましては、9月21日に実施をいたしております。100歳の受彰対象者となる皆様への事前の御案内につきましては、約3カ月前の6月28日付で内容等の説明を付して通知を差し上げているところでございます。

また、市長の表敬訪問につきましては、基準日となる9月1日以降に受彰対象者やその御家族の方等の都合をお伺いしながら最終的な日程調整を行っているといった状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。最後はもう答弁は要りませんが、要望でございます。

なぜこういう質問をするかといいますと、人間というのは時として勘違い、思い違いがあります。おりげは、ことしが100歳のばあちゃんの表彰ばいと思って、いろいろそれなりの準備をするわけですね。畳がえをしてみたり、ふすまを張りかえたり、障子を張りかえたり。ところが、おっとどっこい、来年やったげなど、そういうのをやっぱり二、三聞くわけでございます。今、課長の答弁によりますと、ほぼ3カ月前には事前通知をしておりますということでもありますから、よかったです少なくとももう3カ月ぐらい早く、半年ぐらい前までにはあらかじめ事前の通知をしていただければ非常に助かるのではなからうかと思いますが、よろしく願いいたします。答弁は要りませんから。

それでは、次に入らせていただきます。

豪雨災害を受けました中山公園の復興工程について伺いますが、私がこの事前通知をしたのはもっと前でございます。その後に工事をいつまでするという看板が上がっていたようですが、まだほとんど余り進んでいないという状態でございますので、現在はどうなっているのか、よかったですら教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の立花いこいの森公園の質問にお答えいたします。

九州北部豪雨災害発生後、公園の被災状況等を確認し、災害復旧申請の事務作業に入りました。その後、9月に災害査定を受け、10月に事業を実施するための認可手続を行い、11月に工事の起工を行いました。公園全体を2つの工区に分けております。また、西側、熊野神社裏側のトイレの浄化槽も被災いたしておりましたので、管工事として別途発注をいたしました。ゆえに工事としては3業者と契約を行ったところでございまして、現在は堆積土砂の剥ぎ取り作業を行っているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。公園を2つに分けてしておると。そうすると、もういっちょトイレ関係は別で、3業者でしておるとのことですが、少し具体的な報告はできないでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

立花いこいの森公園を2つの工区に分けております。2つの工区と申しますのは、バーベキュー広場があります南側に流れ水路、そういうものがございまして、その流れ水路のところからピクニック広場等を含めました南側を1工区、それからバーベキュー広場からちびっこ広場等、北側、沖端川沿いに向かいます、そちらのほうを2工区というようなことで工事を発注いたしております。また、先ほど申しましたように、熊野神社の裏側のトイレの浄化槽は管工事として1業者と契約を行っているというような状況で、先ほど申しましたよう

に、この1工区、2工区ともに、両方とも今現在、堆積土砂の剥ぎ取りを行っているところで、今、集積を行っているところで、後にダンプで運び出すというようなことになろうかと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、堆積土砂の排除はいつに完了することになっておりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今後の予定でございますけれども、工期はいずれも契約の翌日から来年の3月15日までで行うようにいたしております。堆積土砂は、お隣のみやま市の好意によりまして、県のみやま市側の筑後広域公園予定地へ搬出するようにいたしております。先ほども申し述べましたが、ただいま剥ぎ取り作業中ございまして、今月の中旬ごろから搬出作業に取りかかり、1月いっぱいでは搬出は終わるような予定に今のところなっております。その後、公園等の芝張り等を含めまして、来年の3月中旬までに復旧作業を終える予定でございます。4月の大藤まつりには例年のように多くの観光客を迎え入れることができることとなります。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

完了は来年3月ごろということでございますが 3月15日か。そして、あの藤のところも除石をすると。よかなら住民の方からボランティアでしょうやっかと、最初のころ、そういう話がありましたけれども、もうそれは一切ペアで、全部業者がやってくれるということですかね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今回行っているものは、今さっき私が申し述べましたのは市の立花いこいの森公園関係の分を行う工程を申し上げたところでございます。熊野神社内の堆積しております土砂につきましては、今後、地元と詰めていかなければならないと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり3月15日までの納期というのは、熊野神社の藤があるところは別だということですね。それを住民の方は非常に心配してあるわけですよ。大体は藤までに間に合うやろうかのうということを非常に地元の区長さんたちは心配をしてあります。それはその時期に咲くのが間に合えばいいですけれども、住民の皆さんは一つでもやっぱりその手助けをして、そして藤を立派に咲かせたいという気持ちに燃えてあるわけですよ。それで、大体矢ヶ部さん、どげんないよっとかんという心配が強いから、あえて一般質問できょう言いよるわけでございます。

建設部長（野田 彰君）

先ほど課長のほうから立花いこいの森公園の工事工程を申し上げました。それ以外の熊野神社、それから藤棚の下、それについては、ちょうど豪雨災害があったときに中山周辺地区の土砂をずっとのかしました。除去した折に、取れる分だけを一応除去しております。その後については、地元の区長さん初め、藤棚の保存会の役員さん、そこあたりで除去作業をやってもらっておるという状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと重ねて聞きますが、熊野神社の中にトイレがありますね。あれもこちらの分とは別の工程でやるということでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

熊野神社の南側にトイレがあります。あれについても故障しておりました。あれは市で設置しておりましたので、修繕は済んでおります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。そしたら、公園関係は完了が来年の3月15日と。それと、ほかの熊野神社関係は藤の咲くのに間に合うようにやるということでありませぬ。わかりました。

これは要望ですから答弁は要りませんが、工程について、やっぱり区長さん、あるいは保存会の役員の方とも工程なり、あるいは進捗状況の報告をしながら、あるいは意見を聞きながら今後進めていってもらいたいと思いますが、よろしゅうございませうかね。そういうことで、よろしく願いをいたします。

それでは、3番目の問題に入らせていただきます。

杉森の2学科の廃止の打開策はということで、最初に9月26日に学園側が市長に面会を求めてあると思いますが、その内容を報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員の質問にお答えをいたします。

日にちは9月26日だったと思いますけれども、当日は理事長と学校長がおいでになりました。学科廃止に伴ういろんな事案についてのその当時の状況についての説明がございました。時間的には十数分ございましたけれども、私のほうからは、新聞等でもいろいろな事情を知っておりましたので、市長としては円満に解決をしたい、そしてお願いしたいということをお願いいたします。

特に、柳川市の観光協会のほうですけれども、水の精のファッションについては杉森高校で今回つくっていただいたし、それぞれの個性ある人につくっていただいたし、また帽子のほうもつくっていただきまして、3人の水の精が今あちこちの行事で活躍しておりますし、そのときに認定書を交付するときにも、つくられた学生たちもおいででございました。そう

という意味で、非常に残念だったなというふうに思っているのが私の気持ちでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

本当にありがとうございました。市長から直々にそのように円満な解決をお願いいたしたいということで要望していただきましたことは厚くお礼を申します。問題は、それが理事長さん、校長さんの胸にどうも伝わっていないというような気がしてなりません。2学科の廃止を受けた。そして、市はそれに対して、今の段階では市長のほうからそういうふうに円満な解決をお願いしますと言われただけで、その後の進展なり何かありましたでしょうか。どうでしょうか。

市長（金子健次君）

学科の廃止につきましては、福岡県教育委員会の私学振興課で受理をされているというふうに伺っておりますし、募集の停止が既に決まっている状況の中で、本市としての対応はということなんですけれども、非常に厳しい見方をしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

何で私がこういう一般質問をこれに取り入れたかといいますと、もしもこのファッションデザイン科が廃止をされますと、さげもんの伝統文化というのは誰が守ることになるのかと、そういう心配があるからしておるわけでございますが、この辺についてはどうでしょうか。どなたでも結構ですが。

生涯学習課長（石橋正次君）

さげもんの伝統継承ということでございますので、生涯学習課のほうで答弁をさせていただきます。

杉森高校におかれましては、さげもんづくりを初め、郷土の文学者や郷土料理の学習機会を通じ、長年にわたりまして本市の伝統文化を次世代に継承するための特色ある教育を実践されていることと思います。現在、家庭におけるさげもんづくりの継承機会が失われつつある一方で、自主サークルや文化サークル等を通じて、さげもんづくりを学ぶ市民がふえているところでございます。また、春の一大イベントであります柳川雛祭りさげもんめぐりを通して、家族が女の子の誕生を祝い、健やかな成長を願う本市のさげもんの文化が、全国から本市を訪れる観光客はもとより、多くの市民に認知をされるようになりました。

このような中、杉森高校ファッションデザイン科の廃止に伴い、若い世代へのさげもん文化の継承機会が失われることは大きな痛手であり、今後一層さげもんのみならず、本市の伝統文化の継承に市といたしましては努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

このさげもんというのは、自分勝手にするようなものではございません。後で言いますけれども、杉森高の授業の課程の中で、杉森のファッションデザイン科が郷土文化という授業の中で柳川伝統のさげもんの製作をしていたことを市は把握されておりましたか。私も全く知りませんでした。その点、市も私と同じだったのではなかろうかと思いますが、どうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

杉森高校のファッションデザイン科において、伝統文化という授業のもとでさげもんの製作をしていることにつきましては、今回の議員の一般質問を受けて、初めて把握をしたところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

もっと具体的に言いますと、杉森高の1年生が2単位、つまり2単位とは1週間に2時間の授業ということですが、1週間で2時間の授業をして、それを1年間通して授業をしております。そして1学期には、さげもんの意味や由来の学習として、おかめとか、イチゴとか、桃とか、猿などの小物をつくっておられる。製作をされている。そして2学期には、柳川まりの製作として、小さいまりを6個と大きいまりの2個をつくっておられる。そして3学期には、つるす小物の意味の学習をされておられます。例えば、エビは背中が曲がるまで働くとか、そういうふうにして、その意味を詳しく生徒たちに知らせて教えてあるということで、それと同時に、ほかに小物として、這い人形や袋、合わせ貝などをつくっておられるそうあります。そして、1年かけてつくったものをつるして、完成をするわけでありまして、

大切なことは、昔から柳川に伝わるさげもんの形成、形を守りながら製作するということが一番大事。それは今の勝手なあれやなくて、やっぱり昔からの伝統を守ってつくっていくと。いろいろそれなりの型とかありますから、その正しい文化を子供たちに伝えていくために非常にそれは大切なことであります。そのファッションデザイン科を廃止するというわけですよ、杉森高は。まして、ファッションデザイン科とは被服科でありまして、杉森高の元祖で、市はこのまま何もせんていいでしょうかと私は思うわけですよ。もう少しやっぱり存続に当たってプッシュすべきところもあるのではなかろうかと思いますが、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

私自身もファッションデザイン科のほうで伝統文化のさげもんをつくってあったということについては知りませんでした。それは正直に申し上げて、そういうことでございます。

学科の廃止につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、大変厳しい状況にあるというふうに思っております。しかしながら、柳川のさげもんというのを教科の中で取り上げて、これを学生たち、子供たちに伝えていただいたということについては、今日の地域の伝統文化を守るという一翼を担っていただいたというふうに思っております。特に創始者の杉

森シカさんの、いろんな形では柳川の人物伝の中にも書いておりますけれども、その功績は大であるというふうに私は思っておりますが、矢ヶ部議員のほうから市長として何とかしろということだというふうに思いますけれども、なかなか厳しいという判断をいたしているところです。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

このさげもんを通じて人と人との交流が生まれていることも事実であります。柳川市内の教育現場で柳川まりやさげもんが基礎から、その意味から、そして完成までを伝える場がなくなるということを変に危惧をいたします。外部からも、杉森に聞けば柳川のさげもんの型紙のことや、あるいはつくり方を教えてもらうことができるという今まででは当たり前であったことが、このファッションデザイン科が消えることでなくなってしまうこととなります。ましてや、午前中に大淵まちづくり課長が答弁をされておりましたが、このさげもんめぐり、毎年15万人が柳川にお見えになっておるということでした。今までにこのさげもんめぐりは19回も続いておるわけでありましたが、これが将来はなくなるということにもなるわけですよ。非常にこれは大変であります。重ねて申し上げますけど、やっぱり市長としても何か一肌脱ぐべきではないかと思えます。これは当然、柳川の一大イベントであるさげもんめぐりがなくなるということは、川下り観光客も相当減ると私は思いますよ。ましてや、生徒がおらんなら別ですよ。生徒は、杉森に希望者はあるとやから。どうでしょうか。

市長（金子健次君）

学科のほうはなくなってしまいますけれども、これまで地域の伝統文化を重んじていただき、それを教科で取り組むことによって蓄積をされまして育まれてきました杉森高校の校風、精神というのは引き続き伝えられていくものというふうに思います。今後ともその校風や精神は引き続き地域の人と交流するすべを何とか模索してほしいというふうに願っております。そういうことについては、私は努力することはやぶさかではありません。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

これは最後になりますが、この問題については答えは要りません。要望いたします。御存じのように、私立高校の運営というのは全部そこがその金でするわけじゃありません。杉森高は国や県の助成が48%あります。だから、私立高校、私立学校というのは、どんなに生徒が減ったところで、ちゃんと正常に運営されれば倒産することはない、そういうふうにシステムがなっているわけです。それはもう御存じのとおりですよ。だから、言いよるわけです。このまま廃止されたら、柳川地方の子供たちが非常に行く場がなくなると、子供がかわいそうであるということも、やっぱりこれは行政として十分腹の中に思ってもらいたいとは私は思います。

杉森高のファッションデザイン科がさげもんを伝えていかなければ、今、続くだろうと市長おっしゃいましたけれども、さげもんを自分の子供のためにつくろうという若い母親の勉強の場がなくなりますから、柳川ではいなくなると、そういう心配も出てくるわけでありませう。さげもん文化を若い人に伝えるためにも、文化を残すためにも、このファッションデザイン科の郷土文化の教育はぜひ残していてもらいたい。今言いましたように、ちゃんと金が足らん分は国が補助するようになっておるわけですから、教育の場合は。だから、あえて私は言いよるわけでありませう。

参考までに申し上げますが、平成18年3月12日には社団法人である柳川青年会議所からこの杉森高校のファッションデザイン科は表彰を受けております。柳川の伝統ある文化の継承に貢献されたということで表彰をされております。重ねてお願いしますが、どうかどうか市長の力添えで杉森高の2科の存続を心から要望して、この質問は終わりたいと思ひませう。

次に、大きな4項めの川下りコースを西鉄柳川駅まで延長したらという問題でありませうが、まず初めに、川下りの観光客は年間何人が教えてくださひませう。

観光課長（乗富祐治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

川下りの年間の利用のお客様数でございますけれども、本市では毎年、観光動態調査により1月から12月までの年間の観光入り込み客数を発表いたしてあります。23年の観光入り込み客数につきましては105万5,000人ございまして、川下りを利用されたお客様は約28万4,000人となっております。

なお、23年は東日本大震災等の影響もありました。毎年、両開地区で夏の一大ビッグイベントとして行われてあります有明海花火フェスタなども中止をされてあります。そういうことで、22年と比較いたしますと、全体の入り込み客数で約10万人、川下りのお客様で約3万2,000人の減となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

重ねてお聞きをいたしますが、23年はそういうふうないろんな状態やあれがあったから減っていると。22年が大体の平均の数だと。済みません、22年の数を教えてくださひませう。

観光課長（乗富祐治君）

申しわけございません。手元に資料がございませんが、22年につきましては、10万人少なくなっておるということで、全体で115万人、それから川下りのお客様で32万人程度でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。32万人の方が大体平年は川下りのお客さんとして見えておると

ということでございます。初めて柳川を訪れていただいたお客様の感想、これは西鉄の駅をおりて駅前に立ったときに川下りらしい風景が見当たらない。大体川下りはどこに行かやんとやか、がっかりするというお客様の声が多岐にわたります。お客様は水郷のまち柳川ということでテレビのコマーシャルを見たり、あるいはネットを見たりして前もって調べてこられるわけです。ですから、駅の前におりたら、柳川というところは水郷のまち柳川やけんがら、きれいな川が流れておって、そこに船頭さんがさおを差すどんこ舟がゆらりゆらりと流れ、非常に情緒豊かな、そういう情景を浮かべて柳川に来られるわけですよ。ところが、おりたところが、大体どこがというようなことをよく聞きますが、それについてどのように思われるでしょうか。

観光課長（乗富祐治君）

お答えをさせていただきます。

西鉄柳川駅をおりてからの柳川らしさについてでございますけれども、議員もおっしゃいますように、恐らく観光客の大半が柳川のイメージとして掘割と柳、そして、どんこ舟が行き交う風景をイメージされ、期待されているというふうに考えております。議員おっしゃいましたように、駅周辺が柳川らしさを醸し出し、お客様の期待に応えられているかといえ、まだまだ十分にお客様の期待には応えられていないというのが現状ではないかと思っております。しかしながら、西鉄駅舎の改築と駅周辺の整備が間もなく行われます。それに伴いまして、新駅でお客様が駅に立ったときに柳川らしさを感じていただけるような景観形成についての計画が現在進められているというところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

駅から川までは北へ、距離にしてわずか200メートルですよ。確かに旧443号の道路が通っております。これは確かに問題になるかと思いますが、私はやっぱり検討する価値はあると思います。もちろん5つですか、今、川下り業者があると思いますが、この川下り業者のまとまりが何といても第一の条件になるかと思いますが。ましてや、今度、駅の自由通路が整備をされます。私はそういうことで非常にこれはチャンスではなからうかと思いますが、そのことについて何かありましたらお答えをお願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、西鉄柳川駅の西口は観光の玄関口でございます。現在、まちづくり交付金事業において、駅の東西を結ぶ自由通路の建設及び東西の駅広等の整備を行っているところでございます。この整備では西口駅前の交通混雑を解消するとともに、交通結節点としての機能を強化することや本市の玄関口として水郷柳川にふさわしいにぎわいのある空間を形成することを目指しております。

そこで、現在、自由通路のデザインや駅前広場の整備について、学識者や事業者などの参加によるデザイン検討会議や市民ワークショップなどを開催し、その中で多くの意見をいただきながら、観光地の玄関口としてふさわしい駅前空間の検討を進めており、実際の整備に生かしたいというふうに考えておるところでございます。

先日の全員協議会の中におきまして、自由通路のパース図をお示したところでございます。図にありましたように、2階の西側先端には眺望デッキを設ける予定でございます。さらに、観光客の基本的な動線を2階の改札口から北側へおりの階段へ向けており、この階段をおり際には北側の風景も展望できるように屋根の形状も工夫いたしております。このため、川下りの乗船場方面へは誘導がしやすい形状となっております。さらに、こうした整備とあわせて、歩行者がわかりやすい案内板の設置も予定いたしておるところでございます。以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

それで、提案ではありませんが、引き込むのは当然また先の問題として、とりあえずそういう自由通路ができる。そこに眺めるところをつくるということでもありますから、不知火合同法律事務所といいますか、そのところがコースでありますから、その横、線路のすぐ西側に何か川下りの看板でもつけて、そこを船着場にするとか、そしたら駅の今の自由通路のところ、あるいは踊り場のほうからわかるわけですから、おりた人が、ああ、あそこが柳川の川下りコースばいなということわかるわけですから、そういうことについても今後検討をしていただきたいと思います。

私が今から言います。たわけたことをと思われる人は思ってもらって結構であります。一笑されるかもしれませんが、私の夢言、たわ言、ざれごとと思っただけ聞いてもらっていいですから、聞いてください。

全国の人へ呼びかけをして、ボランティアで川を掘る人を募る。柳川市は北原白秋先生や大関の琴奨菊関、そのおかげで名前は相当売れております。私は全国から多くの方がボランティアで集まると思います。ボランティアで川下りのコースを掘った人は、その人は柳川市をいつまでも親しんでくれるはずですよ。そしたら、子や孫にも「これは自分が掘ったとよ」ということで、柳川へ何度も足を運んでくれるお客さんになると思います。一人でも多くの観光客が柳川へ来て、柳川のよさの川下り、あれに一人でも親しんでもらうといいですか、柳川のよさをわかってもらう、そういうことが柳川の観光の一番大切なことと。お客様を一人でも多く柳川に呼び込むと、そういう礎になろうかと思っただけ、私のたわ言ということでございます。これでこの質問は終わります。

最後になりますが、職員の提案を行政に生かしたらであります。

現在、職員は何人おられましょうか。よかったらお願いいたします。

副市長（石橋義浩君）

職員数についてのお尋ねでございます。平成24年4月1日現在で、職員数は消防吏員74名を含めまして522名となっております。

15番（矢ヶ部広巳君）

この522名の職員一人一人の貴重な意見、アイデアを生かすことは、私は大きな柳川市の財産になると思います。掘割の再生をなし遂げたあの広松伝さんがいい例ではないでしょうか。そして、それぞれテーマ、課題を持って、市の地場産業の育成とか、そういうテーマを与えながら市の職員のアイデアを募る、提案を募集する。そしたら、私は思いもつかんようないいアイデアが出てくると確信をしておりますが、どうでしょうか。

副市長（石橋義浩君）

ただいまテーマを決めて職員から提案を募集して、活気あるまちづくりに生かしたらどうかというお尋ねでございます。

合併前の旧柳川市においては、テーマを設けずに職員提案を行いまして、その内容を審査して実施した例がございます。例えば、バキューム大作戦と題しまして、以前は機械を借り上げて行っていた掘割のしゅんせつを市で購入いたしましたバキューム車を使ってしゅんせつを行い、経費節減とバキューム車による機動性の確保ができたということもあります。現在でもこのバキューム車は実動しておりまして、先日の九州北部豪雨の折にも活躍したところでございます。

合併後におきましては、平成20年に自主財源の確保をテーマに職員提案を行いました。結果、50項目にわたるアイデアが寄せられ、そのアイデアを検討するため庁内で自主財源確保等検討委員会をつくって、すぐ検討、検討の余地あり、不採択、審査対象外というような形で分けて、具体的にできるものについては実施しているところでございます。寄せられたアイデアの中で実施しているものといましては、まちづくり自動販売機の設置、クールビズ期間の延長、緑のカーテン大作戦と、こういったものを現在でも実施しております。

また先週、提案制度について研修会がありました。それに担当者が参加をし、近隣自治体も含めて職員提案制度の先進事例を調査しているという状況でございます。職員提案制度は業務改善につながると、これは当然のことでございますけれども、それと同時に、職員の仕事に対する意欲を高め、職員の創意工夫を促すと、こういったいいツールであると考えておりますので、職員提案の来年度の実施に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いいたします。

答弁は要りません。最後になります。執行部と職員の皆さんが一つになって柳川市を元気なまちにさせていただく。もちろん私たち議員もその後押しに力を惜しまないつもりでございます。

ます。平成25年が柳川市にとって少しでもことしよりもいい年になりますように心から願ひまして、平成24年最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

何でしょうか。

18番（藤丸正勝君）

矢ヶ部議員の今の質問に対して取り消しを求めたいところがありますので、それをちょっと提案します。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

暫時休憩をいたします。

午後 1 時52分 休憩

午後 3 時14分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中のことについて、議会運営委員長より報告がありますので、お願いいたします。

議会運営委員長（荒木 憲君）

ただいまの休憩中での議会運営委員会における経過を御説明いたします。

矢ヶ部議員の一般質問の発言中、「夢事、たわ言、ざれごととしてお聞きください」との発言は、一議員の意見として立派な意見を発言されておられましたが、決してざれごとではないと思われ、また、本会議はざれごとを言う場ではないということで、ざれごと、たわ言としてお聞きくださいの発言の取り消しを求めたもので、柳川市議会は、たわ言、ざれごとを聞くような次元の低い議会ではありません。

また、冒頭、「野田首相が現地視察を行い、戦後最速で激甚災害指定を閣議決定した」の発言は、総選挙運動期間中の発言としては不適當ではないかという2点について、発言の取り消しを求めましたが、矢ヶ部議員におきましては同意されませんでしたので、議会運営委員会としては、今後、このような発言は慎むよう意見の一致を見ておりますので、ここに御報告を申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

報告は終わりました。

第4順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。5番梅崎昭彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、通告いたしておりますのは2件であります。1点目が豪雨等の自然災害に対する住

民避難・防災訓練について、2点目が柳川市都市計画マスタープランと昭代地区の主要道路の整備・改良事業の進捗状況についてであります。

総括的な質問については壇上から質問しますが、各論については後ほど自席から再質問いたしたいと思っておりますので、議長におかれましては、そのようなお取り計らいをされるようお願いしておきます。

それでは、早速、質問させていただきますが、質問に入る前に、さきの東日本大震災を初め、九州北部豪雨、さらに、この他の不慮の自然災害に遭われた多くの被災地の皆様、また被災された方々に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興と元気を取り戻されることをお祈りするものでございます。

市長も十分御案内のとおり、昨年、ことしと日本列島には地震、津波、台風、集中豪雨と、私たちが想像だにしなかった大きな自然災害が起き、国民を震撼させました。とりわけ昨年、3月11日に起きた宮城県沖を震源とする地震は、東北地方の宮城、栃木、福島、茨城の4県36市町村と仙台市内の1区の震度6強を観測した激震でありました。この地震によって、被害はこの11月14日現在で死者が1万5,873人、いまだに行方不明者2,744人、直接的な被害総額は16兆円から25兆円と試算されています。とりわけ、地震発生から約1時間後に、遡上高14.5メートルの津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所は、全電源を喪失して、原子炉を冷却できなくなり、1号機と3号機で炉心熔融を発生し、水素爆発で原子炉建屋が吹き飛び、大量の放射物質の漏えいを伴う重大な原子力事故に発展したことは御承知のとおりであります。

また、ことし7月11日から梅雨前線の活発な活動で熊本、大分、福岡の3県にもたらした集中豪雨被害は、当市も甚大な被害者であり、復興への対策が急がれるところであります。また、熊本県阿蘇市では816.5ミリの雨量を観測し、死者は3県で26名、負傷者が6名で、熊本では白川、合志川、杖立川が氾濫し、大分県中津市の本耶馬溪町では山国川が氾濫し、7月14日の午後1時20分ごろには、我が柳川市大和町六合の矢部川が50メートル決壊いたしまして、その同じく支流の沖の端川が150メートル決壊したのであります。または柳川市、三橋町の中山地区では、住民の避難先となった中山小学校が周りに行き来できないような孤立状態となったが、数時間後に警察、消防が出て109名を救出されました。矢部川沿いでは、三橋町の特別養護老人ホームが一時孤立するなど、騒然となったほか、流域の広範囲にわたる集落で母屋への床上、床下被害が出たほど、翌日の三橋町で農業用水に転落していた車の中から死亡された男性一人が確認されました。

このように、今回、当地区にもたらした豪雨は、予想をはるかに上回る雨量であったでしょうが、今回の被害が残した教訓を私どもは真剣に検証し、適切な対応をとれるような万全の体系を整えなければならないと思うのであります。

私ごとで恐縮でございますが、議員となります前、私は約40年間、市の消防団員として、

また、1市2町が合併いたしました平成16年から団長を拝命いただき、その任に当たってまいりました。新柳川市にとって、確かに消防力の整備については充実強化が図られていると思っておりますが、今回の水害被害に遭われた市民の皆様から聞こえてきたのは、ハード面の問題もさることながら、有事における避難や誘導、連絡などのソフト面の脆弱さとお粗末な指摘でした。このほとんどが、今回、被害が拡大したのは初動のおくれや対応、連絡のあり方の不備、不徹底であり、迅速機敏な連絡体制や連絡網を喫緊の課題として受けとめ、早急に整備するべきであるとの声であります。私も同感で、被災者の心痛を思うと、有事、万が一の事態に備えての日ごろの摘発や訓練がもっとシビアに、具体的に徹底されていたなら、今回のような被害はもっと軽減できたのではないかと思うところ多々あります。それは、日ごろの危機管理、住民の皆さんと一体となった防災訓練のあり方であります。

本市は、東に一級河川の矢部川、この水系支流に塩塚川と沖の端川があり、西には、河川の三冠に数えられる暴れ川の筑紫次郎の代名詞を持つ一級河川の筑後川、さらには、南は有明海と、大小4つの河川と1つの海に囲まれています。毎年、雨季を前にすると、5月、本市では水防訓練が行われますが、恒例行事のように同じ場所と同じような参加者でこの訓練が行われています。果たして、このようなことばかりでいいのかということでもあります。少々マンネリ化していることもあり、大規模訓練は現在行われている合同防災訓練という形で、現行のスタイルでいいと思いますが、ことしのような大変な出来事などを念頭に置いて、河川や海にかかわりを持つ校区やハザードマップによって危険度の高い地区などの通信、広報、避難誘導、避難などの訓練を加えるべきだと思うのです。

また、今回の水害は、人災という人も結構いらっしゃると思います。その市民がおっしゃっている人災とは何を指していると思われませんか。

この2つの問題は、市は市としての極めて大きな課題であると思えますから、このことについて市長のどのような見解をお持ちであるかを答弁いただき、その後、答弁次第では自席からさらに突っ込んだ質問をいたしたいと思っております。

2点目の質問に移ります。2点目は柳川市都市計画マスタープランと昭代地区の主要道路の整備・改良事業の進捗状況についてであります。

昨年3月の定例議会でも、この問題を取り上げてまいりました。さきの議会では明確な答弁をいただいております。今回は再度、この問題がどの程度、真摯に受けとめられ、事業開始へと進んでいくかをお伺いしたいと思います。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針のことではありますが、これを決めるには市町村会議の議決を経て定められていることになってはいますが、作成に当たっては、必ず住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとなっております。本市では、新市誕生後、この法律に従い、県景観まちづくり座談会を初め、子育てワークショップ、学識経験者、農漁業、商工業関係団体、NPO

の代表などによる策定委員会など、市民の皆さんの未来の柳川へと思いをもって、持ち寄ってつくられています。この取りまとめたマスタープランは、平成21年3月に市民に示されたことについては、市長も十分承知のことと思います。私の手元にこの概要版がありますが、とりわけ私が問題にするのは、ここに書かれている新市の発展に欠くことのできない計画的なまちづくりを行うための土地利用や道路などの整備方針に対する実効であります。交通体系の整備方針の基本的な考えとして、景観と利便性のバランスと役割に応じた整備、連携強化による暮らしやすい都市の実現となっており、ここには広域幹線道路網と生活道路網が示されています。地域幹線道路網の整備では、「広域幹線道路網のアクセスを強化し、市民相互の交流を促進する市街地環状道路網を形成します」とあり、市民の皆さんが一番恩恵を受け、利便性を感じるのここだと思えます。

私は、昨年3月議会で、柳川外環状道路と言われる三橋から蒲池の高橋から枝光、そして、昭代地区の南浜武の沖田、諸藤、古賀、南浜武と縦に横切る道路新設改良事業に係る計画の進捗状況を質問しました。執行部の答弁は、これから法線を検討する程度の答弁でしたが、この後、この道路問題について説明は一つもありません。昭代地区では、この3年余りに大手のNEC柳川工場やタキロンポリマーが撤退し、多くの雇用の場が失われ、中心市街地ではここ数年、シャッターで閉ざされた商店が目立つようになり、空洞化がさらに進行するようになっています。

市長は、地区公民館や市民会館の建てかえ、いわゆる箱物への積極的な投資には力を入れられているように見えますが、市民へのパフォーマンスではないかと思われるところもあります。高度成長時代ならいざ知らず、今の経済は減速経済期で、国民が政治に望んでいるのは、一番なのは景気の回復で、景気がよくなるようにと願っている人が約8割いるのです。箱物をつくれれば、そこには人が入り、電気、ガス、水道、その他の管理費が必要となる。その維持費が生じるのです。この維持費については、市が面倒を見ると言われるかもしれませんが、経費を出すにはそれに見合う収入が要るのです。間接的には、市民の負担としてはね返ってくることは言うまでもないのです。

参考までに言っておきますけど、蒲池公民館にしては平成24年3月現在で2,597世帯、6,842名の中で公民館は1つであります。昭代にしても、昭代第一小学校、昭代第二小学校、2校あります。でも、3,172世帯、9,830人の人口で公民館は1つです。そのようなところもあるんですからね。私はなぜ、この主要幹線道路や生活道路問題をこの議会で何回も取り上げているのか。まずさきに取り上げた市民の安全・安心を担保する防災対策であることや、市民の皆さんが真に暮らしやすい生活を実現されるのは、日々暮らしている家の周りの道路環境であり、企業誘致、雇用の場の創出に関するからであります。

そこで、お尋ねします。この道路網の改良整備について、昨年3月からどのような対応をされてきたのか、また、それがどのようになっているのか、具体的に答弁してください。

さらに、私がこの議会で再三取り上げてきた昭代地区の狭隘道路の改良問題についても、この3年半余りの期間が過ぎたわけですが、何の姿も見えません。一体この問題はどのようなになっているのか、あわせて、この問題に対する取り組みと経過と今後の対応をお伺いしたいと思います。

壇上からの質問は終わります。ありがとうございました。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの住民避難、防災訓練についての御質問にお答えをいたします。

御存じのとおり、柳川市の総合防災訓練につきましては、梅雨入り前の5月末に水害に備えまして実施しているところでございます。この訓練では、防災関係機関が一堂に会しまして、災害応急対応へのお互いの連携と実践に備えての実施をしているところでございます。合併翌年から毎年、両開の干拓地で開催しておりますけれども、この訓練によりまして、防災関係機関との連絡、連携がよく図られているところでございます。

そこで、議員の言われる河川堤防とか、海岸堤防など、そういうところでの実践的な防災訓練についても必要なことではないかと考えております。現場での実践的な訓練を行うことにより、市及び消防署、消防団を初め、防災関係機関の現場対応での共通認識が図られるところだと考えているところでございます。今後、実施の方向で検討をしております。

また、避難訓練につきましても、本市では昨年度、市内19の地区社会福祉協議会を舞台に、平時から災害時の要援護者支援活動などを行う自主防災組織が立ち上げられました。そこで、地域住民は地域で守るという防災活動を、いざ災害というときに生かすためにも、避難訓練などを行うことが必要であると考えております。

本年度は、福岡県のほうから災害時要援護者支援活動及び避難支援訓練等について御指導をいただいておりますので、地域での防災訓練の実施を計画しているところでございます。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

梅崎議員の柳川市都市計画マスタープランと昭代地区の主要道路の進捗状況についてお答えしたいと思います。

梅崎議員御指摘のとおり、柳川市都市計画マスタープランには、市道高橋中牟田線を含む外環状道路構想が描かれているところでございます。また、ことしの3月の市議会でも一般質問に対しまして、高橋中牟田線の国道208号線への接続が見えた段階で次のステップであります昭代地区への進捗を図りたいとお答えしたところでございます。

議員御存じのとおり、昨年度までに県道久留米柳川線から国道385号線の現道までの区間については、国道385号線バイパスの影響区間を残しまして、ことしの3月に整備が完了したところでございます。引き続き今年度から高橋中牟田線の延伸区間といたしまして、次のステップであります現道の国道385号線から国道208号線までのほぼ中間地点までの区間であ

ります約0.6キロメートル区間につきまして事業を着手いたしましたところでございます。着手して、関係者に事業計画の説明を行い、協力と御理解をお願いして事業に着手したところでございます。

議員の御質問の昭代地区へのステップにつきましては、時間をいただきたいと思えます。

次の昭代校区の狭隘道路の改良問題の取り組み経過と今後の対応についてお答えいたします。

市単独の道路新設事業において、地元要望によりまして昨年度は昭代地区において、4路線において市道拡幅工事を実施しております。今年度も3路線において市道拡幅工事を実施しているところでございます。また、過去の議会において、一般質問いただいた部分につきましては、その後も交渉をしておりましたけれども、一部の地権者の協力が得られない状況でございます。路線の性格上、どうしても地権者の御協力が必要であり、御協力が得られましたら事業に着手したいと考えているところでございます。

以上です。

水路課長（安藤和彦君）

豪雨どきの自然災害に対する住民の避難防災訓練について関連する排水機場樋門、樋管等の操作人の指導訓練等について、水路課のほうからお答えしたいというふうに思います。

議員言われますように、市といたしましては、排水機場や樋門、樋管等の適切な運転や操作は、水害の抑止や被害拡大の防止という観点から欠かせないものだというふうに考えておるところでございます。そのことから、排水機場や樋門、樋管等の操作管理人の委託につきましては、非常の際に、操作管理人に連絡がとれないということや、都合で排水機場や樋門、樋管等の運転や操作に当たれないという事態を未然に防ぐため、複数人の任命や水利組合等の組織への操作管理委託などを推進しておるところでございます。

また、排水機場や樋門、樋管の適切な運転や操作につきましては、排水機場の管理者である市はもとより、各樋門、樋管等の管理者であります国、県、柳川みやま及び花宗太田土木組合等の関係機関と連携し、機会を捉えて排水機場や樋門、樋管等の操作管理人に対して適切な運転や操作の指導を行っております。今後も適切な運転や操作の指導に力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

どうもありがとうございました。

それでは、さきの9月議会において、同僚の緒方議員から今回の豪雨災害どきの情報伝達方法に対する市の対応について質問がありました。私も同感でありまして、この質問は人命、財産にかかわる問題だけに極めて重要な問題と受けとめていかなければなりません。とりわけ、被害どきの初動に関することであり、災害は、火事は最初の3分、勝負は最後の3分と

言われるとおり、最初の対応がいかに大事であるかということです。

さきの議会で、安全安心課長の答弁による300人を超す区長さんへの固定電話を利用して連絡をしたということでした。災害情報の伝達にかかった行政区長への時間はおおむね1時間半程度とのことでしたが、それでも連絡がつかず、連絡のつかなかった区長さんに引き続き連絡をとり続けたということでしたね。その方法では留守であったり、話し中、さらに回線がふくそうしているなど、相当の時間がかかるということは誰が考えてもわかる話です。

そこでお尋ねいたします。その日の避難指示や避難勧告の電話連絡に当たった職員さんはどこの部署で、何人の方が電話されたか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

行政区長さんへの連絡につきましては、避難指示等の避難命令及び避難所開設等の連絡を行ったわけでございますけれども、当たりました人員につきましては、総務部を中心に総務課、企画課、財政課、人事秘書課のほか、既に出動しておりました他の課の職員も動員をいたしまして、約30名で対応いたしましたところでございます。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございます。一定の理解はできました。

次の質問に移ります。

柳川市では、情報伝達整備事業にのせ、野外拡声器などを整備するとのことですが、さきの議会答弁では34カ所とのことでした。私は果たして、この34カ所の設備で広域の市勢の4つの河川流域の住民に周知徹底できるのか不安でなりません。この34カ所とした根拠についてわかりやすく答弁してください。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの今回整備をいたします同報系の防災行政無線についてでございますけれども、この整備につきましては、もう既に10月末から工期に入っておりまして、本年度で完成をいたします。現在、設置施工箇所の確認及び無線機の製作に入っているところでございます。

そこで、改めて整備の概要を説明させていただきます。支局を柳川市役所柳川庁舎に置きまして、副局を大和庁舎、三橋庁舎及び消防本部庁舎の3局、それから、屋外拡声設備、これを各子局と申しますけれども、これを市内の要所に34局、合計で38局設置いたします。

屋外拡声器の配置について説明をさせていただきます。指定避難所である小・中学校や公民館を中心に配置をしまして、お互いに近い施設同士につきましては除きまして、全校区に配置をいたしております。また、河川流域及び海岸周辺集落の要所にも、今回の被災地域も考慮いたしまして配置をいたしております。

さらにちょっと内訳を申しますけれども、親機の柳川庁舎を除きまして副局は各庁舎3局、

それから小学校が16局、中学校2局、公民館3局、消防格納庫等に9局、それから、道路等の市有地に4局の計37局でございます。そのうち河川流域には17局、それから、海岸周辺集落には3局を配置いたしております。あわせて、市民の皆さんの携帯電話に直接お知らせをします緊急災害メールを配備いたしまして、これは直接、市民の皆さんの携帯電話にもメール配信ができるものでございます。これは、事前登録も要りませんので、観光客の方にも直接携帯電話に入るものでございます。

そのほかにも、今回の北朝鮮のミサイル発射情報に関するものに関しても受信をいたします全国瞬時警報システム、これも柳川庁舎に整備をいたしますけれども、この整備に当たりまして、この事業につきましては、国の23年度の第三次補正で有利な補助金及び起債を活用しまして整備をするものでございます。147,000千円で整備をいたしますけれども、さきの3月市議会で補正可決をいただきまして、本年度24年度に繰り越して実施をしているものでございます。それで、この補助金及び起債の条件の中で、市の指定避難所である施設への設置というのが条件になっておりまして、小・中学校、それから、公民館を中心に配置するものでございます。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。一定の理解はできましたが、具体的に今回整備される器具、設備などを使っての市民の皆様への誘導、避難の仕方など、どのようにお考えなのか、お聞かせください。また、要支援者の避難誘導についてもあわせてお願いいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

災害時の避難誘導等につきましての御質問でございます。

災害時の避難行動を市民の皆さんに喚起するには、やはり初動体制をより早く立ち上げることにあります。そのためにも、ただいま御説明申し上げましたけれども、同報系無線の整備が有効であると考えております。

情報伝達のスピード化が市役所、消防署、消防団など、防災関係各機関の対応の迅速化にもつながりますし、また、市民の皆さんの避難行動の迅速化にもつながると考えております。まずは今回の防災無線の整備を実施させていただきたいと思っております。また、地域での避難行動を起こす自主防災組織の育成も必要なことであると考えております。

先ほども申し上げましたけれども、本市では市内19の地区社会福祉協議会に要援護者支援活動を行う自主防災組織が立ち上げられております。ですから、この要援護者支援活動をいざというときに生かすためにも避難訓練などを行う必要があると考えております。本年度は先ほども申し上げましたけれども、災害時要援護者支援活動について、地域での避難訓練を計画しております。また今後も毎年度各地で実施していくように計画しております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

5番（梅崎昭彦君）

これについての質問は終わらせていただきます。

今度は、今回、三橋、大和、柳川の地域で起きた広範囲の冠水、床上、床下被害は、先ほど言ったように、今回の豪雨災害は自然災害よりも、むしろ人災という人が多いのです。そのことを昨今の市の職員さんの臨時自動による水門、樋門、排水ポンプ場の水系に疎い職員さんの配置ではないかと言われていました。関係水系、流域の水守さん、わかりやすく言えば樋門管理者との連携が十分とれていないのではないかとと言われる声もあります。その市民の皆様の声をどのように受けとめられますか。簡単でいいです。先ほども言われています、簡単でいいです。

水路課長（安藤和彦君）

先ほど議員言われましたように、水害の防止にはやはり排水機場や樋門、樋管等の操作管理人が適切に運転、操作をすることが肝要だというふうに考えております。

行政の職員でございますけれども、人事異動で新たに配置された市職員もこのような排水機場、それに樋門、樋管の操作に関する専門的な知識につきましては、早期に習得するような努力をしております。そういう努力はもちろんです、樋門、樋管の操作を行っております柳川みやま及び花宗太田の両土木組合のほうが、こういう樋門、樋管の操作に関する知識を十分蓄積しておりますから、日ごろからこの両土木組合と情報交換を行いながら、連携して今後も樋門操作に当たっていききたいというふうに思っています。もちろん、排水機場、樋門、樋管の操作管理人にいたしましても、両土木組合と連携して指導に当たっていききたいというふうに考えています。

また、この職員の専門的な知識の習得でございますけれども、排水機場や樋門、樋管の操作人につきましては、長年地域に居住して、地域の水の管理にたけた方が操作人になっていただいているという場合が多くございます。そういうことから、常日ごろから、こういう操作人の方と操作に関する専門的な知識を早期に習得できるよう常日ごろから情報交換を行って、そういう専門知識について共有化を図っていききたいというふうに考えております。

今後も市といたしましては、その業務に当たる職員の、そういうふうな専門的な知識の習得については努力をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

ありがとうございました。

今回は、ある地域は軒下まで冠水し、ある地域では水路に水がほとんどないなどの極端な状態のところもありましたと言われていました。大量の水があったとしても、適切な水門の開閉調整と最下流での排水樋門開閉と、海水ポンプの操作があれば水はスムーズに流れるもの

だそうでございます。残念でたまらないのは、今回、このような操作ができ、上流の水を下流にスムーズに流すことができているならば、市内各地で起こった水害は大幅に軽減できたと思います。くれぐれも今回の人災と市民の皆さんから指摘されているこのことを熟慮検討され、再防止への万全の体制を整備されるよう要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

2点目の道路問題であります。

先ほど建設課長から答弁をいただきましたが、私が質問したことし3月からのこの道路改良についての進捗はほとんどなかったということでしょうか、御答弁をお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

先ほども申し上げましたとおり、現地におきましては、高橋中牟田線の次のステップであります延伸区間に進んだばかりでありますので、今の事業区間の整備を進めたいと考えているところでございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

よろしく願いしておきます。

九州縦貫道路から大和町徳益までの国道443号バイパスと有明海沿岸道路がことし9月につながったことは御存じのとおりで、以前に比べ格段に車の往来が多くなっています。市内への連携道路がつながり、観光客などは本当に柳川が近くなったと思われるでしょう。山間部では、グリーンツーリズムや民泊などアイデアを凝らしたまちづくりが進んでいます。そんなものを見ると、やはりまちの活性化に欠かせないのは社会資本の道路整備であり、住宅環境整備だと思うのです。人が集まり、企業が来る、人が住みたい、快適に住み続ける、これには道路整備が不可欠です。都市マスにある昭代地区の道路整備についても、今どうなっており、どうなされますか、答弁をお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

過去の議会におきましてお答えいたしましたが、道路整備は連続性をもって進めなければなりません。現時点における高橋中牟田線の状況は、県道筑後柳川線から国道385号線までの約3キロの区間を平成10年度から平成23年度までの間で整備して、今年度より次のステップであります国道385号線の西側の区間に移った段階でございます。

道路整備の連続性上、昭代地区に進むのは次の段階と考えているところでございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

わかりました。よろしく願いしておきます。

これまで何度も取り上げてきた昭代地区の道路改良用地交渉、あれから1年以上たちますけれども、何回交渉に行かれましたか。

建設課長（中村敬二郎君）

何回用地の相談に行かれたかとの質問でございますけれども、地元からも数回相談をされたと聞いております。市が直接に地権者の方に相談いたしたのは、当初から6回ほどお会いをお願いしているところでございます。

以上です。

5番（梅崎昭彦君）

私は本当、住民の皆様の代弁者として、今、言っております。よろしく願いしておきます。

金子市長就任から約4年、今、1年を一昔という時世であり、遅々として進捗しない外環状道路整備や昭代地区主要道路改良への市の取り組みの姿をまことに遺憾であり、地権者たる住民の皆さんを無視されているとしか思えません。住民の皆さんの声を真摯に受けとめられ、一日も早い事業着手に向けて最善の努力を払われることを強く要望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

市長（金子健次君）

幾つか課長のほうが答弁いたしましたので、私からも答弁させていただきます、時間がございますので。

1つは災害の関係でございますけれども、やはり、当初の災害発生時の不手際については、私がトップといたしまして大変申しわけなかったというのは多少あります。しかしながら、その後、指示をいたしまして、柳川市の消防団もう40年近く梅崎団長としても当時、合併時にはしておられますので、全てわかっておられると思っておりますけれども、中村団長以下全ての方が本当昼夜を分かたずという形で頑張っておられたというふうに私は思っております。

そういう面では、今後の大きな課題もありましたけれども、最初考えたのは、やっぱり復旧・復興を急ぐことだというふうなことで、私たち職員のほうも朝8時から課長、部長全部集まりまして、それを20日間続けてまいっているところでございますので、私は、迅速に復旧・復興についてはやってきたというふうに思っているところでございます。そのことを、いろんな課題については、何回となく議会の中でも答弁し、また、区長会の行政懇談会の中でも御説明したところでございます。そのことを少し御理解いただきたいなというふうに思っております。

それから、いろんなハード面の公民館とか市民会館、コミュニティーセンターの建設等について、そこにちょっと批判的なことを言われましたけれども、それについては、やっぱり合併後、いろんな形の合併協定の中で、三橋等につきましては、コミュニティーセンターを建設するというので、過去合併当初から4年間はできなかったわけでございますので、それを急速にやったことについて批判的なことを言われておるかもしれませんが、それにさらに市民文化会館につきましても、そういう時期に来ていると。耐震装置もない、いろ

んな形で建てかえの時期に来ていると、そういうことでの合併特例債は15年に延長したわけですが、それを十分活用して、今をおいてないというふうに私は思っておりますので、そういうことの建設に取りかかっているところでございます。いろんなソフトの分もあろうかと思っておりますけれども、今をおいてないという気持ちのほうが私は先に立っているところでございます。

それから、狭隘道路の建設につきましては、私自身ももう10回近く、家のほうに日参し、また、あるときにはかなりの努力をしてきました。今後は、梅崎議員ほか区長さんたちの地元の熱意をもって再度私は当たっていきたいというふうに思っております。

非常に、私たちが複雑な中において感情的なものが地元の中にありますので、その分を解きほぐさないと、なかなかこの問題の解決にならないというふうに思っております。1週間前も行ってきましたので、そのことをあわせて報告しておきます。

以上です。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 59 分 休憩

午後 4 時 9 分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

第5順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。本年最後の一般質問になります。4番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、時間も余りありませんので、早速一般質問をさせていただきます。まず、市民会館の建てかえについてお尋ねします。

合併前の大和町、そして合併後の柳川市と、長年、懸案となってきたものにピアス跡地問題があります。跡地の建物に使用されているアスベスト問題、不法投棄による土壌汚染の問題、そして何より、それらがネックとなって一向に進まない跡地利用問題があります。しかしながら、本年3月、アスベスト問題、土壌問題についてピアス社との和解が成立し、ピアス跡地問題は解決に向けて大きく前進しました。

そうした中、市長はピアス社との和解を受け、いち早く跡地利用について市民会館の建てかえを表明しました。私は、このピアス跡地への市民会館建てかえは、合併後、何かと閉塞感漂う大和町地域にとって活性化への大きな柱になるものと期待をしております。

そこでお尋ねしますが、市民会館建てかえに向けたスケジュールはどうなっているのでしょうか。また、新しい市民会館の概要について、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、建てかえの場所について、いろいろな意見や考えがあるようですが、いま一度市長の考えを明確に示していただきたいと思います。

なお、再質問及びその他の質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしく願いをいたします。

総務部長（大坪正明君）

市民会館の建てかえに向けたスケジュールについてお答えを申し上げます。

合併特例債の使用期限が当初の合併後10年から15年に延長されまして、本市においては平成31年度まで使用可能となっております。市民会館改築などの大型のハード事業については、合併特例債の活用が前提というふうに考えておりますので、遅くともこの合併特例債の使用期限であります平成31年度までには事業を完了する必要があるというふうに考えております。

なお、市民会館の具体的な整備スケジュールについては、改めまして議会にお示しをしたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

私のほうから、市民会館の概要、一度場所の問題についてお話をさせていただきます。

現市民会館には、大きく2つの問題があるというふうに考えております。1つ目が老朽化や耐震不足等による施設の安全面、2つ目が駐車場不足などの原因となっております敷地の狭さでございます。

まず、施設の老朽化に関してでございますが、平成20年度に実施をいたしました耐震診断調査の結果、現行の耐震基準を満たしていないことが判明をいたしております。安全面で課題を抱えている状況です。また、昭和46年に建築された古い施設であることから、バリアフリーに未対応であるなど、誰もが使いやすい施設であることを示すユニバーサルデザインにも対応しておらず、施設利用者の利便性の観点からも課題を抱えています。このほかには、やっぱりトイレの問題、冷暖房の関係、そういうもろもろの問題があるかと思っております。

このような状況で施設改修を行ったとしても、施設利用者の利便性の向上はさほど見込めず、また20年後程度をめどに再度改築の検討が必要になる可能性が高いなど、本当の意味でのリニューアルにならないのではないかと考えております。

さらに、現市民会館で1,000人規模のイベントなどを実施する場合、駐車場が極端に不足する状況にあります。昨年度、文化事業として実施をいたしました落語競演会では、市役所

の駐車場を含む敷地内の駐車場だけでは対応できないだろうという予測から、周辺の駐車場をお借りいたしまして600台程度の駐車場を確保しましたが、それでも当日は駐車場が不足をしていました。例年実施しております暴走大会におきましても、同様の事態が生じております。これらの問題は、ひとえに敷地の狭さから発生しているものと考えております。

これらの状況を踏まえまして、私といたしましては、先般の議会でも答弁をいたしておりますが、議会の皆様の御協力により解決することができましたピアス跡地へ、現市民会館の機能に文化的機能をプラスした文化都市柳川にふさわしい市民会館を移転整備する構想を持っているところでございます。もちろん市民会館の移転に関しましては、用地選定の問題や、仮に移転した場合の周辺地域への影響、跡地の利活用など、検討すべき課題も多くあるかと思っております。

つきましては、まず市として方針を示させていただき、市議会や市民の皆さんの御意見をお聞きしながら、建設に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

スケジュールの問題ですが、先ほど総務部長は31年までと言われましたが、それはスケジュールというか、合併特例債の最終期限ですからね。前回、どなたかの質問のときに、たしか5月31日に庁内の検討委員会を立ち上げたという説明がありましたけど、その検討委員会の中で今までに検討されているのは、建てかえについては31年までに終わりたいと、そういう検討がなされたということですか。余りにも31年　今の市長も次をしても、任期は残らないわけでしょう。ないわけでしょう。余りにも漠然というような気がしますがね。これはスケジュールは全く立っていないということでしょう。

総務部長（大坪正明君）

この市民会館の改築の問題には、これまで議会のほうとも協議を重ねてきております庁舎の統合の問題もあります。市民会館の跡地利用の問題もございまして、そういったものをいろいろ勘案しながら、議会とまだその辺が十分調整ができておりませんので、その協議の上でスケジュールをきちんと出したいと思っております。

庁内の検討委員会の中では、ある程度想定したスケジュールを立てておりますけれども、今、この場でそういった問題がまだ議会と十分協議ができていない段階でお示しすることはできないと思っておりますので、そういった合併特例債の期限までにはということでお答えいたしましたけれども、そういったものも含めると、少し前倒しということも考えております。

具体的には、また議会で協議する中でお示しをしたいと思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

余りしつこくは言いたくありませんけどね、一般質問で通告しているわけですから、合併

特例債の期限までにはしなければならぬわけでしょう。それはもうずっと以前から市長はそのことは言っているわけですからね。それを一般質問で前もって通告しておくにもかかわらず、合併特例債の最終期限、これは聞かなくてもわかるじゃないですか。そういうことはわかっている話ですからね。議会に相談しても言われますけど、スケジュールはまず執行部が出されるわけでしょうから、今、執行部が考えている分のスケジュールを出すというのが当たり前の話だと思います。出されなければそれでも構いませんけどね、仕方ありませんけどね、ただ、非常に不親切と言わざるを得ないと思います。

市長（金子健次君）

不親切というふうには受け取ってもらっても困るんですけど、今、総務部長が答弁いたしましたように、平成31年度、合併特例債の期限までということで、その中には、大分もう白谷議員もわかっておられると思いますけれども、庁舎統合の問題を含めてやりますので、そういうことを鑑みますと、かなり前倒しになってくると。平成29年ぐらいの前かな、4月ぐらいになるだろうかというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

これ以上はもう言いませんけど、もう少し親切に教えてくださいね。

市長（金子健次君）

29年度いっぱいという捉え方をさせていただきたいと思いますので。

4番（白谷義隆君）

それと、さっき市長のほうから建てかえの候補地、場所についてちょっと話がありましたが、もちろん議会と相談しながらという話がありましたけど、私は市長として、今、候補地をどこに考えてあるのかを話をしてもらいたかったんですよ。当然、議会とかいろんなところにはまた説明は要るんでしょうけどね。

ですから、ちょっと私のほうで言わせていただくと、市長はピアス跡地が第1候補として考えてあるというふうにとってよろしいんですか。

市長（金子健次君）

今、私の構想としてピアス跡地を活用したいということは揺らいでおりませんし、ぶれてもおりませんし、そう考えております。ただ、私が決めても議会の皆さんや市民の皆さんがあるということも言っておかないといけませんもんで、そういう形の言い方をしたまででございますので、考え方はピアス跡地を活用したい。もちろんいろんな意見があります。遠いとか中心街から持っていったとかありますけれども、私はあそこにある土地を有効利用したほうが良いという考え方が基本的にはあります。

以上です。

4番（白谷義隆君）

わかりました。ピアス、市民会館についてはこれで終わりたいと思います。

次に、一般質問に対するその後の対応についてお尋ねをします。

まず、集落内水路の整備についてであります。この問題は、昨年9月議会で汚泥の堆積等により生活環境の悪化を招いている水路の改善策についてお尋ねをしたものですが、その中で、水路の実態調査と改善計画書の作成、そして計画書に沿った事業実施を提案させていただきましたが、提案に対しどのような取り組みがなされたのか、お尋ねします。

また、今後の対応についてどのように考えてあるのか、あわせてお尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

この件につきましては、平成23年9月議会での議員からの一般質問に対する答弁でもお答えしておりますように、集落内の水路につきまして、圃場整備地区内と接合のふぐあいや泥土の堆積等により水の流れが停滞し、環境が悪化していると思受けられる水路があるということは、市としても認識しておるところでございます。

この集落内の水路の環境改善対策でございますが、まずは水の流れを回復することが重要だということから、接合のふぐあい箇所の改善、水路のり面の整備、堆積している泥土のしゅんせつ、水路内の雑草の除去及び適切な樋門、樋管の操作管理に努めてまいりたいとお答えしたところでございます。

さて、議員提案の実態調査及び改善計画書の作成に対する対応でございますが、議員の提案を受けまして、平成23年12月には全市内校区ごとに行政区長、用排水路管理委員、水利組合委員等に集まっておきまして、集落内の水路の接合のふぐあい箇所や水の流れが悪い箇所等を地図に記入してもらい、集落内水路の問題点を把握するという実態調査を行いました。

なお、この実態調査につきましては、1回だけの実態調査ではつかみ切れていない部分もあるかと思っておりますので、今後も継続してまいりたいと考えておるところでございます。

また、改善計画書の作成についてでございますが、この改善計画につきましても、議員言われますように、計画的に改善計画を立てるという必要性は市としても認識しているところでございますが、集落内水路の環境改善にはいろいろな要素があり、時間がかかると考えております。さきの実態調査を受けて、今後、地域の関係者の皆様と協議を重ねて、集落内水路の環境改善の計画をしながら実施してまいりたいというふうに考えております。

今後の集落内水路の環境改善の具体的な対策でございますが、集落内水路の水の流れを確保するためには、樋門、樋管の適切な操作管理が欠かせないと考えております。しかし、市内にある樋門、樋管の一部には管理人が明確でないところがあることから、柳川地区や大和地区の幾つかの行政区におきましては、行政区内の樋門、樋管の管理人を明確にし、名簿を作成するというところを行っております。この樋門、樋管の管理人名簿の作成につきましては、

今後、順次全市的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、集落周辺の圃場地区内の水路の水位と集落内水路の水位を調整する必要があることから、土木組合や水利組合や樋門、樋管の管理人と連携し、適切な水位管理に努めるための会議を重ねて開催してまいりたいと考えております。

このことにつきましては、既に昭代地区や大和地区の南部地区につきましては水位調査のための会議を開催して、適切な水位管理に向けた努力をしております。今後はこのような水位の調整会議的なものの取り組みを全市的に拡大強化し、適切な水位管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、集落周辺の圃場地区内の水路と集落内水路との接合のふぐあい箇所の改善につきましては、地元行政区や関係者と協議し、優先すべき箇所から計画的に順次整備してまいりたいと考えております。ただ、この場合、長年にわたって構築されてきた水慣行の面で解決しなければならない問題もあるのではないかと存じておりますので、関係行政区や関係者と協議を行いながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、水路ののり面の整備でございますが、護岸等の整備につきましては、できる限り国県営事業や国、県の補助事業を活用してまいりたいと考えております。

なお、補助事業の対象にならない部分については、市の単独事業で計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、水路に堆積している泥土のしゅんせつや水路内の雑草の除去についてでございますが、農地・水・環境保全向上対策事業を活用して地元で対応できる部分につきましては、ぜひお願いしたいというふうに考えております。もちろん地元で対応できないような規模のしゅんせつ等につきましては、市の事業として対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、集落内水路の環境改善の取り組みにつきましては、地域の皆様の御理解と御協力が欠かせないということから、今後、行政と地域一体となった取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、課長から問題箇所、そしてそれらに対する対応を詳しく説明していただきました。確かにそういうふうな対策が必要なんだろうなということはよくわかりました。

ただ、私はそうした問題箇所の把握、それとそれに対する対応策、今、詳しく説明されましたけど、そうしたものの計画書が実はあれば、担当者がかわっても、やっぱりそれに沿った対応策、あるいは工事の実施とかを進めていけるというか、そういうことで、今、課長から本当に詳しく説明していただきましたが、そうしたものの計画書というか、そうしたことをまとめた計画書を私は前回提案しておったんですけど、そうした改善策、問題箇所も含め

てですが、そうした計画書についてはどのように考えてありますか。

水路課長（安藤和彦君）

改善計画書の作成についてでございますが、先ほどの答弁でも申しましたように、まずは実態調査を重ねて、問題箇所、改善すべき箇所の洗い出しをやってまいりたいと考えています。これにつきましては、やはり市内には930キロという膨大な延長の水路がございますことから、簡単に実態調査が完了するというふうには考えておりません。やはり時間がかかるものだと思っております。回数を重ねて実態の把握に努めてまいりたいと思っております。その後、地元のほうと協議して、どういうところから優先して改善をしていけば集落内水路の環境改善につながるのか、そういうふうな会議を重ねてまいりたいと思っております。市の職員でこの改善計画的なものをまとめるかどうかにつきましては、その後、考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

その後と言われましたけど、私はそうした改善計画が、確かに実態調査にまだ時間がかかるというのはよくわかります。ただ、方針として、実態調査をして、そしてもちろん地元と協議しながら対応策を考えていくというのは当然なことなんですけど、そうしたことを方針として改善計画をつくるかどうかなんです。言われることはそうなんですけど、私はそうした改善計画をつくったがいいんじゃないかと思っているわけなんです。今、課長は改善計画をつくるかどうかは、また後で考えたいという話です。ちょっとそこら辺でかみ合わないかなと思うんですけど。

水路課長（安藤和彦君）

議員が言われている改善計画については、市としても立てていきたいと思っております。ただ、それが業者委託でもした成果品として、そういうきちんとした改善計画をつくるかどうかについては、今後ちょっと検討課題とさせていただきたいということで、もちろん先ほど申しましたように、市内全部の実態を把握するということから、まずはこれにつきましては行政と地元、会議を重ねる中においてつかんでいきたいというふうに考えています。改善計画の必要性については、市としても認識しているところでございます。

4番（白谷義隆君）

どういう改善計画をつくっていくかは、それは今からですね。今から研究をしていただければいいと思うんですよ。今すぐじゃありませんからね。やっぱり実態調査をして、それに基づいて一つ一つ解決策を考えていくわけですからね。ただ、最終的には計画書を、課長が言われるように、計画書の必要性は認められたように、私もそう思っているだけで、今すぐですね、例えば、業者に出して成果品としてなんかということは考えておりません。ただ、庁内であろうと、業者であろうと、それは今から研究をしていただければ、それでいいんじゃない

ないかなと思います。ぜひそのように取り組んでもらいたいと思います。

次に、西鉄駅駐輪場整備についてお尋ねをいたします。

これは平成22年9月議会で市内6駅の駐輪対策についてお尋ねをしたものですが、結果として、中島駅、塩塚駅については駐輪場の整備が必要であり、今後、整備に向けて取り組んでいくとの回答がありましたが、その後どのような対応をされたのか、また今後の対応についても教えてください。

大和市民サービス課長（藤丸 博君）

白谷議員の御質問、中島駅駐輪場整備についてお答えをいたします。

西鉄中島駅の駐輪場は、路面が玉石砂利でこぼこがあるため、利用者の安全性を確保するために利用面積を拡張し、南側駐輪場119平米と北側駐輪場77平米、合計面積196平米のアスファルト舗装工事を実施してまいりました。11月7日から駐輪場を供用開始したところでございます。

工事前の利用台数は110台でありましたが、工事後の11月30日に調査しましたところ、南側56台、北側55台、合計111台駐輪されておりました。今後、160台ほど駐輪が可能と思っております。

以上でございます。

安全安心課長（野田洋司君）

駐輪場の整備について御質問にお答えをいたします。

私のほうからは塩塚駅の整備についてお答えをいたしますけれども、これまで、先ほど大和市民サービス課長が申しましたように、中島駅と塩塚駅につきましては管轄である西鉄柳川駅長に申し入れをしまして、またその後、西鉄鉄道事業本部とも交渉を行ってきたところでございます。そして、ただいま大和市民サービス課長が御説明したように、中島駅につきましては拡張整備がなされたところでございます。

そこで、塩塚駅につきましては、一つの1案としまして西鉄駅と協議しましたことでございますけれども、駅舎裏に西鉄所有の空き地がございますので、敷地としては三角の敷地で形状は非常に悪いんですけれども、そこを整地し舗装をすれば自転車200台はとめられるスペースであるようでございますので、再度、西鉄柳川駅長及び西鉄関係者と現場で立会調査を行ったところでございます。

しかしながら、出入り口のところに信号所という建物がございまして、出入り口付近は通路をある程度確保はできるのですけれども、その建物の奥のほうに行けば敷地が境界との間で狭くなっている状況でございまして、それで、この建物が信号所ということで壊すことができないようでございまして、屋外のクーラー、室外機ですね、それとか雨どいとかがありますので、それを移設しまして、できるだけ通路を確保する方向で駐輪場として使用できるように西鉄のほうと協議を進めているところでございまして、進めてまいりたいと考えてお

るところでございます。

以上でございます。

市長（金子健次君）

今、課長のほうが答弁いたしましたけれども、実際、私が塩塚駅のほうに現地に行きました。そして、西鉄のほうからも2人来ていただきまして、実際立ち会っていただいたところでございます。この駅裏の敷地には、駐輪場としては広さは十分確保できるというふうに思っています。今、課長が申し上げましたように、入り口がちょっと狭いんですね。その分については、室外機の移動とか雨どいの移動等をすれば可能かなと思っておりますし、注意の路面標示とかミラーの設置などを工夫すれば大丈夫というふうに思っております。そういう意味では、塩塚駅周辺の路上駐車の状態もひどいものでございますので、早急に西鉄のほうに、一応感触としてはいいですよというような回答をいただいておりますので、正式にお願いをして整備を図っていきたいという考えを持っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

中島駅については早速工事が終わったということで、ありがとうございました。それから、塩塚駅についても市長はやりたいということですので、ぜひ整備をしていただきたいと思います。

これで駅駐輪場については終わりたいと思います。

次に、同和地区子女高校進学奨励費補助金についてお尋ねをいたします。

これは平成22年度から始まった高校授業料無償化に伴い、現在、同和地区の子女を対象に支給されている高校進学奨励費補助金の見直しについて、本年3月にお尋ねをしたものです。その答弁の中で、補助金の支給に当たっては所得制限などの所得要件を取り入れるなどの検討が必要であると答弁をされております。その後、所得要件等についてどのような検討がされたのか、お尋ねします。

教育部長（高田 厚君）

それでは、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

高校無償化法の施行に伴います高校進学奨励金の見直しにつきましては、3月議会の折にも、高校無償化法の施行以前から低所得世帯におきましては授業料の減免措置がとられており、この無償化によって直接的に恩恵を受けられた世帯は非常に少ないということをお答えさせていただいたところでございます。また、先日の新聞報道にもあっておりましたように、高校無償化の財源といたしまして所得税や住民税の特定扶養控除が減額されたことで、低所得世帯においては、差し引きすると一部の家庭では逆に負担増となってしまうという状況も出ているようでございます。

しかしながら、私どももいたしましても、一定の経済力を有しておられる方に対してまで

支給することは適当ではないと判断をいたしまして、支給要件に所得制限を設けたいと考えているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

所得要件については導入するという結論には至ったということのようですが、その後、どのような対策、対応をされたのか、そしてまた今後どのように進めていこうとしてあるのか、ちょっと教えてください。

教育部長（高田 厚君）

支給要件に所得制限を設けるに当たりましては、やはり関係者の皆様の御理解を得る必要がございます。そのため、関係者の方々との協議を進めてきておりまして、現在、平成25年度からの導入に向けて努力をいたしておるところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

平成25年度を目途に進めていくということですね。なかなか難しい面もあると思いますけど、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は12日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、あす12日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成24年12月20日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	北川満
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	横山英真	
市民部	長	田島稔大	
保健福祉部	長	高田淳治	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	古賀廣介	
教育部長兼三橋庁舎	長	高田厚	
消	防	長	古賀輝昭
人事秘書課	長	島添守男	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	橋本祐二郎	
財政課	長	石橋真剛	
税務課	長	樽見孝則	
健康づくり課	長	高巢雄三	
福祉課	長	稲又義輝	
学校教育課	長	高崎祐二	
生涯学習課	長	石橋正次	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	安藤和彦	

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池末勇人			

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について

議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合同規約の変更について

2. 産業経済委員長報告について

議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

3. 建設委員長報告について

議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定について

議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定について

議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第85号 市道路線の認定について

4. 教育民生委員長報告について

議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

日程（3） 議案第92号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程1、（「議長」と呼ぶ者あり）何でしょうか。

15番（矢ヶ部広巳君）

15番矢ヶ部広巳でございます。緊急動議を提出します。議長のお取り計らいをお願いします。

議長（古賀澄雄君）

どういうことでしょうか。

15番（矢ヶ部広巳君）続

正副議長並びに議運正副委員長の対応に問題がありますから、提案をいたします。内容については許可をもらったらしゃべりますから。（「動議は成立しとると」「賛成者は」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

ただいま矢ヶ部議員のほうから緊急動議が提案されました。この動議についての賛成の方がいらっしゃるかどうかを求めたいと思いますので、賛成の方いらっしゃれば起立をお願いしたいと思います。（「内容がわからんやんね、内容」と呼ぶ者あり）いや、今言われたことしかわかりません。（「何もわからじにゃ賛成されんやろう」「しゃべらせてもろうていいですか」「いや、成立していません。成立しません」「いや、動議の内容」「動議は成立しとらんやろう」「動議の内容ば言わんならわからんでしょ」「動議を言いますから、内容」「内容がわからんなら」「もう続くや」「緊急に値することかどうか」と呼ぶ者あり）緊急性があるかどうかということでございますので、一応じゃ、お話しください。（「ここでいいですか、壇上でですか」と呼ぶ者あり）はい、そこで結構です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それでは聞いてもらいます。議長のお許しがありましたので、緊急動議提出の理由を述べます。

議長（古賀澄雄君）

簡潔によろしくお願いします。

15番（矢ヶ部広巳君）続

いや、簡潔にといいますか、最後まで言わせてください。

先日の11日、私の一般質問2日目の問題であります。私の質問が終わってすぐに、藤丸正勝議員の発言に対する古賀澄雄議長、三小田一美副議長、また、荒木憲議運委員長、樽見哲也副委員長の対応、やり方には大きな誤りがあります。

第1が、（「時間の無駄ですよ」と呼ぶ者あり）議長はどんな理由で藤丸議員の発言を採用され、議会を空転されたのか何ら説明がないまま、暫時休憩を宣せられました（「これ聞く必要なかろうもん」と呼ぶ者あり）ために、1時間も貴重な時間を無駄にされました。緊急動議だったのか。だったら、賛同者も求められておりません。正規な手続が全くなされていません。こんな初歩的なミスも何も気づかぬままでした。気づかれんのか知らなかったのかはわかりません。こんな正副議長の対応は納得できませんし、見過ごすわけにはいきません。議運正副委員長も同様であります。よくもまあ、余りにも過ぎていませんか。不勉強にもほどがあります。

第2点は、開催に疑念を抱いております。藤丸議員は発言者であります。当然、藤丸議員

は除斥された上、議運は開催されていると思いますが、念のために、その当日議運が開催された内容、事実はどうであったのか、発言者の藤丸議員は除斥された上で議運を開催されたのかどうか確認をさせていただきます。もしも除斥されないまま同席の上で開催されていたとすれば、当然委員会は無効となります。

第3点、議運委員長は私を議長室へ呼びつけた中で、もちろん正副議長、それから副委員長、江崎議会事務局長も同席してありました。そこで、藤丸議員の手が挙がって発言されたのでそのまま許したと荒木憲委員長は言われました。議事運営の無知さにあいた口が塞がりません。納得できる説明を求めます。

第4点、なぜ私の発言の中の「野田佳彦首相」と言ったことが問題になるのでしょうか。このテレビを見ている人も、柳川市議会の無能ぶりには唖然たる面持ちだと思います。説明を求めます。（「無能というのは要らんことじゃろうが」と呼ぶ者あり）全国の人がこのテレビを見えています。（「これを動議に入れるか入れんか賛成ばとろうや。そのほうがましやなか」と呼ぶ者あり）黙って聞いてください。（「これを日程に入れるか入れんか」と呼ぶ者あり）

さらに、駄じゃれな発言が低レベルな発言であって、神聖なる議場でそんなレベルの低い発言は問題であり、（「駄じゃれば言うたとや」「発言の取り消しを求めます」と呼ぶ者あり）以後、こんな低レベルの発言は慎んでもらいたいとの議運委員長の報告が壇上で読み上げられました。（「議長、発言の取り消し、今の」と呼ぶ者あり）それこそ余りにも独断的で言論の抑圧であり、日本国憲法を踏みにじる対応で、委員長こそ低レベルと言わざるを得ません。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）発言に対する介入、決してあってはならないものであり、（「議長」と呼ぶ者あり）まさに基本的人権の……

議長（古賀澄雄君）

矢ヶ部議員、一応概要は皆さん大体おわかりのようでございますので。

15番（矢ヶ部広巳君）続

いや、大体やない、（「議事進行に対してたい」と呼ぶ者あり）日本国憲法を無視したことがあっているわけですから、（「議事進行」と呼ぶ者あり）それは大問題ですよ。（「議事進行、議長」「議事進行」と呼ぶ者あり）

いや、このまま続けたら大変な問題ですよ、それは。（「おまえが慎まやんたい」と呼ぶ者あり）おまえがやないですよ。（「議事進行、議長。大問題」と呼ぶ者あり）そんな暴力的な議事運営をしてもらったら困りますよ。

議長（古賀澄雄君）

結構枚数があるみたいですがけれども、あとどれくらいあるんですか。

15番（矢ヶ部広巳君）続

あと……（「それ提案理由の説明と変わらんごとになってくるとやなか」と呼ぶ者あり）そ

うない。いや、発言ですからまず聞いてくださいよ。

議長（古賀澄雄君）

いや、これもまた定例会の進行上の問題ですので。（「そうそう、議事進行」と呼ぶ者あり）

15番（矢ヶ部広巳君）続

議事進行どころじゃない。日本国憲法を踏みにじる対応を委員長とか議長がやったというのは、それは大問題ですよ。（「議事進行」と呼ぶ者あり）議事進行どころじゃないですよ。ね、そうでしょうもん。日本国憲法を議場の中で議員が踏みにじる行為というのは、これこそ理由になりませんよ、大変な問題ですよ。そうでしょう。それこそ私が言ったように……（「私が休憩をとったのはですよ、議会のルールにのっとって」と呼ぶ者あり）ルールどころじゃないですよ。（「公正公平に進めていくために議会はあの休憩をとったと、私はそういうふう感じておりましたので、議長のほうでそうおっしゃられましたので休憩をとったわけですよ」と呼ぶ者あり）私が言うことは問題であって……（「議運委員長が検討した結果でそういうことをやったわけですよ、議長」と呼ぶ者あり）それはおかしいやないですか。

議長（古賀澄雄君）

じゃ、あの……（「発言させてくださいよ」と呼ぶ者あり）皆さんですね……（「そこまで言う必要はないじゃん、動議の必要がないですよ」「ここで提出する必要なかやんね」「それこそ余りにも……」「こがん一方通行で認めたらだめよ」「議長、議会の軽視よ、それは」と呼ぶ者あり）だから、この動議に対する賛成をとらなくては前に進まんわけですので、（「そうです、前に進めてください」「これは提案理由の説明になっとるけん」と呼ぶ者あり）まだかなりページ数もあるみたいですので、ここで賛成者の賛同をとってみたいと思いますけれども、いかがですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

15番（矢ヶ部広巳君）

いや、最後まで言わせてくださいよ。（「提案の説明は動議が成立してからでしょう」「まだ提案になっとらん」「動議が成立してから意見言うて。成立していない、まだ」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

それでは、ここで動議に対する賛成者の方の起立を求めたいと思います。よろしく願います。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成者5名であります。（「動議は成立したやっか」と呼ぶ者あり）動議は成立しましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時33分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。矢ヶ部議員の動議を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成少数であります。よって、本動議を日程に追加し、追加日程1として議題とすることは否決されました。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

議事を進めます。

日程1：議会運営委員長報告について、本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成24年第6回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第92号及び議案第93号の一括上程であります。提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程２．各委員長報告について、初めに総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第76号 原案可決

本案は、平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正前の予算額「304億2,853万円」に「14億3,654万7千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「318億6,507万7千円」としようとするものであります。

審査の過程において、3款1項2目高齢者福祉費の小規模多機能型居宅介護事業所設備整備補助金について、3款2項2目児童措置費の保育所運営等事業費について、7款1項1目商工総務費の不動産鑑定委託料について、及び債務負担行為補正の筑紫都市下水路ポンプ場自家発電機賃借料について質疑がありました。

なお、マルシヨク跡地不動産鑑定委託料229,000円の質疑では50分間にも及びました。

審査の結果、当委員会としましては、原案可決と決定いたしました。

(2)議案第83号 原案可決

本案は、柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今後、新たに整備を予定している校区コミュニティセンターに配置する主事補の報酬額を定めようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、原案可決と決定いたしました。

(3)議案第91号 原案可決

本案は、有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更についてであります。

柳川市とみやま市の全区域を対象とする新しい火葬場の建設に関する事務を、有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務に加え、同組合の規約を変更しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。（「議長」「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

ちょっと……（「議事進行」「おかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）おかしいも何もですね……（「議事進行」と呼ぶ者あり）後でしてください。（「後でやないよ。11日目のあれがだめだというのが、何であんなに、ルールも何もなくてとめとつてでしょうが。緊急動議でも何もしとらん、それはそのまま進んでいいとですか」「議事進行」「いや、議事進行やないよ」「それはよか」と呼ぶ者あり）

ちゃんとルールどおり進めておりますのでね。（「議事進行」「一般質問の2日目はね……」「もうそれは聞く必要ないて」「何で議事進行しないでそのまま言わせとるか」と呼ぶ者あり）今、もうルールどおり進めておりますので。（「慎重な議事運営じゃないですよ、議長。あなたが進めるのはおかしいですよ」「議長、議事進行せんですか」「議事進行なんかされるはずがないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

議事進行させていただきます。（「それはおかしいよ」「何がおかしかね」と呼ぶ者あり）よろしく願います。（「何がおかしいね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

次に、産業経済委員長の報告を求めます。（「議長、おかしかなですか。そんなことがあるもんですか」と呼ぶ者あり）いやいや……（「言わせとかんですか、1人しゃべらせとけばよか」「それは許されんですよ、議長」「はよ行かんですか、先に。指名されとっけん」「あなたは間違ったまま進めていきよるといことですよ」と呼ぶ者あり）矢ヶ部議員、座ってください。（「1人でしゃべらせとかんですか、ありや。あげんしてしゃべるとやから」と呼ぶ者あり）はい、委員長。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「早う言わんですか」「退場させんかい、もう退場」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命を受けましたので、産業経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結 果

(1)議案第87号

原案可決

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、指定管理者の選定の経緯や収支状況、管理業務内容などについて、執行部からの説明を受けた後、審査に入り、夏場の開所時間の延長など指定管理者への運営努力を求める意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠についてから3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4、結 果

(1)議案第78号

原案可決

本案は、平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

人事異動に伴う人件費の減額補正であり、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第79号

原案可決

本案は、柳川市道路構造の基準に関する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第80号

原案可決

本案は、柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、委員より標識の寸法等についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4)議案第81号

原案可決

本案は、柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案につきまして、委員より道路の維持管理についての意見及び要望がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5)議案第82号

原案可決

本案は、柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(6)議案第85号

原案可決

本案は、市道路線の認定についてであります。西鉄柳川駅自由通路の整備に伴い、1路線を新たに市道に認定するものであります。執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

おはようございます。教育民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については省略いたします。

4、結 果

(1)議案第77号

原案可決

本案は、平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第86号

原案可決

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、指定管理者の自主事業について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告どおりに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第91号 有明広域葬斎施設組合の共同処理する事務の変更及び有明広域葬斎施設組合規約の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第87号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は産業経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第78号 平成24年度柳川市水道事業会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市道路構造の基準に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第85号 市道路線の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 平成24年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第86号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第92号～議案第93号

議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第92号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第93号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての以上2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

議案第92号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第93号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号については、地方自治法の改正に伴い、近年の地方の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間などについて法で定めていた事項を条例に委任しようとするものであります。

次に、議案第93号については、地方自治法の改正に伴い、委員会のみにも明確に認められていた公聴会の開催、参考人の招致を委員会だけではなく本会議においても認めようとするものであります。

また、本市独自の変更として、速記者の派遣なしでも会議録を作成できるよう条文の整備を行うものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定していただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時2分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第92号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第93号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成24年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 太 田 武 文

柳川市議会議員 梅 崎 和 弘